

# 座間市地域防災計画

## 資料編

令和7年3月

座間市防災会議



## 目次

<b>1</b>	<b>防災活動体制に関する資料</b>	1
1-1	防災関係機関等連絡先	1
1-2	座間市防災会議条例	20
1-3	座間市防災会議運営規程	22
1-4	座間市防災会議委員	23
1-5	座間市災害対策本部条例	24
1-6	座間市災害対策本部規程	25
1-7	本市の概況	28
1-8	地震被害の想定	30
<b>2</b>	<b>通信の確保に関する資料</b>	50
2-1	災害時優先電話設置場所	50
2-2	座間市防災行政無線局管理運用規程	51
2-3	業務用移動無線（MCA無線）設置場所	60
2-4	市防災行政無線設備（固定系）設置場所	63
2-5	座間市防災行政無線局（固定系）運用要綱	65
2-6	座間市緊急情報いさまメール配信運用要綱	70
2-7	緊急速報メール配信運用要綱	74
2-8	広報区域（消防団）	77
<b>3</b>	<b>避難に関する資料</b>	78
3-1	市内都市公園	78
3-2	広域避難場所	80
3-3	指定避難所（一次避難所）	81
3-4	指定避難所（二次避難所）	82
3-5	応急救護所	82
3-6	指定緊急避難場所	83
3-7	一時（いつとき）避難場所	85
3-8	要配慮者利用施設	87
<b>4</b>	<b>消防・水防に関する資料</b>	88
4-1	消防本部・署現有車両	88
4-2	消防備品類状況	89
4-3	消防水利の状況	90
4-4	消防本部・署及び消防団器具置場の現況	93
4-5	消防団現有車両	94

4-6	消防団現有資機材	95
4-7	水防資機材備蓄状況	96
4-8	水難救助用ボート	96
4-9	座間市水防倉庫位置図	97
<b>5</b>	<b>緊急輸送に関する資料</b>	98
5-1	市保有車両	98
5-2	緊急交通路線	99
5-3	緊急輸送道路	99
5-4	市指定緊急輸送道路補完道路	100
5-5	ヘリコプター臨時離着陸場	101
5-6	県ドクターヘリ離着陸場	101
<b>6</b>	<b>医療救護に関する資料</b>	102
6-1	市内病院・医院	102
6-2	市内歯科医院	104
6-3	市内薬局・薬店	106
6-4	災害拠点病院	107
6-5	神奈川 DMAT 指定病院	109
6-6	血液製剤の供給血液センター及び供給地域	110
6-7	感染症指定医療機関	111
<b>7</b>	<b>被災者救援に関する資料</b>	112
7-1	防災備蓄倉庫設置場所	112
7-2	主な防災備蓄資機材等	114
7-3	非常用飲料水貯水槽	115
7-4	配水池容量（配水場等）	116
7-5	生活用水施設（鋼板プール等）	116
7-6	非常用飲料水貯水槽等 市内分布図	117
7-7	遺体収容場所（公共施設）	118
7-8	仮埋葬施設	118
7-9	座間市災害に係るり災証明書等交付要綱	119
<b>8</b>	<b>災害危険地域等に関する資料</b>	128
8-1	急傾斜地崩壊危険区域	128
8-2	土砂災害警戒区域	129
8-3	遊水池の現状	130
8-4	放流警報施設位置図	131
8-5	座間の語り伝え Ⅱ外編 2・関東大震災	132

9	危険物施設に関する資料	134
9-1	地域別危険物施設数	134
10	避難行動要支援者登録事業実施要綱	135
10-1	座間市災害時避難行動要支援者登録事業実施要綱	135



# 1 防災活動体制に関する資料

## 1-1 防災関係機関等連絡先

### 1 座間市

#### (1) 防災主管課

部名	課名	係名	電話番号・FAX	県通信網	所在地
くらし安全部	危機管理課	防災計画係 災害対策係	TEL 046-252-7395 046-259-9620 FAX 046-252-7773	3170、3171、 3172、4170、 4176	緑ヶ丘 1-1-1

#### (2) 部窓口（筆頭課）

部名	課名	電話番号	FAX	所在地
総合政策部	総合政策課	046-252-8287 046-252-8307 046-252-8379	046-255-3550	緑ヶ丘1-1-1
財務部	財政課	046-252-8404	046-255-3550	〃
こども未来部	こども家庭課	046-252-8025 046-252-7225 046-252-8026	046-255-5080	〃
地域づくり部	地域プロモーション課	046-252-7961 046-252-8003	046-255-3550	〃
くらし安全部	生活安全課	046-252-8214 046-252-8158	046-255-3550 046-257-7743	〃
健康部	健康医療課	046-252-8236 046-252-7995	046-255-3550	〃
福祉部	地域福祉課	046-252-8247 046-252-7127 046-252-8566	046-255-3550 046-252-7043	〃
都市部	都市計画課	046-252-7376 046-252-8289	046-255-3550	〃
上下水道局	経営総務課	046-252-7480 046-252-7513 046-252-8541	046-257-4155	緑ヶ丘1-3-1
消防本部	消防総務課	046-256-2212	046-256-2215	相武台1-48-1
教育部	教育総務課	046-252-8347 046-252-8375	046-252-4311	緑ヶ丘1-1-1

1 防災活動体制に関する資料

(3) 出先機関

機関名	電話番号	所在地
東出張所	046-259-1610	ひばりが丘1-49-1
西出張所	046-259-1620	入谷西2-53-34
南出張所	046-259-1630	東原4-13-13
北出張所	046-259-1640	相模が丘3-38-1
総合福祉センター（サニープレイス座間）	046-266-1294	緑ヶ丘1-2-1
生きがいセンター	046-254-5361	東原2-16-10
市公民館	046-255-3131	入谷西2-53-34
北地区文化センター	042-747-3361	相模が丘5-30-4
東地区文化センター	046-253-0781	東原3-1-1
青少年センター	046-253-8411	立野台1-1-4
通園センター	046-254-2655	東原2-8-1
もくせい園	046-253-0804	栗原中央6-7-27
四ツ谷配水管理所	046-251-0314	四ツ谷1018
座間児童館	046-252-0621	入谷東4-44-3
鳩川児童館	046-255-5738	座間1-1922
ひばりが丘南児童館	046-256-0236	ひばりが丘3-56-1
相模野児童館	046-256-2419	広野台1-46-29
立野台コミュニティセンター	046-255-0815	立野台3-14-12
新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	046-257-4871	四ツ谷1026
小松原コミュニティセンター	046-257-9640	小松原1-45-14
東原コミュニティセンター	046-255-9770	東原4-13-13
相模が丘コミュニティセンター	046-258-3000	相模が丘3-38-1
相武台コミュニティセンター	046-258-3001	相武台3-20-18
ひばりが丘コミュニティセンター	046-257-7698	ひばりが丘1-49-1
栗原コミュニティセンター	046-257-7210	栗原中央3-29-17
図書館	046-255-1211	入谷東1-3-1
市民文化会館（ハーモニーホール座間）	046-255-1100	緑ヶ丘1-1-2
市民体育館（スカイアリーナ座間）	046-255-0077	相武台1-47-1
クリーンセンター	046-252-8724	座間市入谷西2-52-14

## (4) 消防署

署名	電話番号	所在地
消防本部・消防署	046-256-2211	相武台1-48-1
東分署	046-256-2400	東原2-7-11
北分署	046-253-2166	相模が丘4-2-48

1 防災活動体制に関する資料

2 神奈川県

(1) 本庁

局名	室課名	グループ名	電話番号・FAX	県通信網	住所
くらし安全防災局	総務室	総務経理グループ	045-210-3414		〒231-8588 横浜市中区日本大通1
			045-210-8829		
		企画調整グループ	045-210-3418		
			045-210-8829		
	危機管理防災課	調整グループ	045-210-3425	3425、3579	
			045-210-8829		
		企画グループ	045-210-5945	3426、3580	
			045-210-8829		
		応急対策グループ	045-210-3430	3427、3581	
			045-210-8829		
		訓練指導グループ	045-210-3433	3428、3582	
			045-210-8829		
		情報通信グループ	045-210-3441	3422～3423、 3424、 3575～3578	
			045-210-8829		
	消防保安課	企画グループ	045-210-3444	3429、3583	
			045-210-8829		
		消防グループ	045-210-3436	3430、3584	
			045-210-8829		
		LPガス・火薬・ 電気グループ	045-210-3484		
			045-210-8830		
		高圧ガス・コンビ ナートグループ	045-210-3489		
045-210-8830					
くらし安全 交通課	企画グループ	045-210-3552	3431、3585		
		045-210-8953			
	推進グループ	045-210-3520			
		045-210-8953			
	横浜駐在事務所	045-312-1121 (内線 3431)			
		045-311-4755			
					〒221-0835 横浜市神奈川 区鶴屋町 2-24-2

1 防災活動体制に関する資料

局名	室課名	グループ名	電話番号・FAX	県通信網	住所
	消費生活課	企画グループ	045-312-1121 (2621～2、 2643、2653)	3586、3587	〒221-0835 横浜市神奈川 区鶴屋町2-24- 2 かながわ県民 センター6階
			045-312-3506		
		消費者教育推進 グループ	045-312-1121 (2610、2640～ 2)		
		指導グループ	045-312-1121 (2630～3)		
		相談第一グループ	045-312-1121 (2650～2)		
		相談第二グループ	045-312-1121 (2660～2)		
	温泉地学研 究所		046-523-3588	2622、2623、 2624	
			046-523-3589		
	総合防災セ ンター		046-227-0001	3643、3743	
			046-227-0027		
休日・夜間 の気象予報	当直員	045-201-6409	3400、3401、 3501、3502	〒231-8588 横浜市中区日 本大通1	

(2) 出先機関

名称	課名	電話番号 FAX番号	県通信網	所在地
県央地域県政総合センター	県民・防災 課	046-224-1111 046-224-9820	3607、 3608 3609	243-0004 厚木市水引2-3-1
厚木保健福祉事務所	管理課	046-224-1111 046-225-4146	2637	243-0004 厚木市水引2-3-1
厚木土木事務所東部センタ ー	管理契約課	0467-79-2800	3721	252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3
流域下水道整備事務所	維持計画課	0467-87-9110 0467-87-9131	2614 2615	253-0064 茅ヶ崎市柳島1900
城山ダム管理事務所	情報管理室	042-782-2831 2832	2619	252-0116 相模原市緑区城山2-9- 1
座間警察署	警備課	046-256-0110		252-0029 入谷西5-50-23

1 防災活動体制に関する資料

3 県内市町村

市町村名	局部室課名	電話番号 FAX番号	県通信網	所在地
横浜市	総務局危機管理課	045-671-2171 045-641-1677	2010 2011 3010	231-0005 横浜市中区本6-50-10
川崎市	危機管理本部	044-200-2840 044-200-3972	3022	210-8577 川崎市川崎区宮本町1
相模原市	危機管理局危機管理課	042-769-8208 042-769-8326	3030 3033	252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
横須賀市	市長室災害対策課	046-822-8357 046-827-3151	2040 3040	238-8550 横須賀市小川町11
平塚市	市長室災害対策課	0463-21-9734 0463-21-1525	2050 3050	254-8686 平塚市浅間町9-1
鎌倉市	市民防災部総合防災課	0467-23-3000 0467-23-3373	2060 3060	248-8686 鎌倉市御成町18-10
藤沢市	防災安全部危機管理課	0466-25-1111 0466-50-8401	2070 3070	251-8601 藤沢市朝日町1-1
小田原市	防災部防災対策課	0465-33-1855 0465-33-1858	3080 3082	250-8555 小田原市荻窪300
茅ヶ崎市	くらし安心部防災対策課	0467-81-7127 0467-82-1540	2090 3090	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗子市	経営企画部防災安全課	046-873-1111 046-873-4520	2100 3100	249-8686 逗子市逗子5-2-16
三浦市	防災危機対策室	046-882-1111 046-864-1166	2110 3110	238-1111 三浦市初声町下宮田5-11
秦野市	くらし安心部防災課	0463-82-9621 0463-82-6793	3120 3122	257-8501 秦野市桜町1-3-2
厚木市	市長室危機管理課	046-225-2190 046-223-0173	3130 3132	243-8511 厚木市中町3-17-17
大和市	市長室危機管理課	046-260-5777 046-261-4592	2140 3140	242-8601 大和市下鶴間1-1-1
伊勢原市	企画部危機管理課	0463-94-4865 0463-95-7613	2150 3150	259-1188 伊勢原市田中348
海老名市	市長室危機管理課	046-235-4790 046-231-2343	2160 3160	243-0492 海老名市勝瀬175-1
座間市	くらし安全部危機管理課	046-252-7395 046-252-7773	3170 3172	252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1
南足柄市	総務防災部防災安全課	0465-73-8055 0465-72-1328	3170 3172	250-0192 南足柄市関本440
綾瀬市	市長室危機管理課	0467-70-5641 0467-70-5701	3190 3192	252-1192 綾瀬市早川550
葉山町	総務部防災安全課	046-876-1111 046-876-1717	3200 3202	240-0192 葉山町堀内2135
寒川町	町民部町民安全課	0467-74-1111 0467-74-2833	3210 3212	253-0196 寒川町宮山165
大磯町	政策総務部危機管理課	0463-61-4100 0463-61-1991	3220 3222	255-8555 大磯町東小磯183
二宮町	総務部防災安全課	0463-71-3319 0463-73-0134	3230 3232	259-0196 二宮町二宮961
中井町	地域防災課防災班	0465-81-1110 0465-81-1443	3240 3242	259-0197 中井町比奈窪56

## 1 防災活動体制に関する資料

市町村名	局部室課名	電話番号 FAX番号	県通信網	所在地
大井町	防災安全課	0465-85-5002 0465-82-9965	3250 3252	258-8501 大井町金子1995
松田町	総務課安全防災担当室	0465-84-5540 0465-83-1229	3260	258-8585 松田町松田惣領2037
山北町	地域防災課	0465-75-3643 0465-75-3660	3270 3272	258-0195 山北町山北1301-4
開成町	防災安全課	0465-84-0326 0465-82-5234	3280	258-8502 開成町延沢773
箱根町	総務部総務防災課	0460-85-9561 0460-85-7577	2291 3290	250-0398 箱根町湯本256
真鶴町	総務防災課	0465-68-1131 0465-68-5119	3300 3302	259-0202 真鶴町岩244-1
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111 0465-62-1991	3310 3312	259-0392 湯河原町中央2-2-1
愛川町	危機管理室	046-285-7003 046-285-4091	2320	243-0301 愛川町角田286-1
清川村	総務課	046-288-1212 046-288-1767	3330 3332	243-0195 清川村煤ヶ谷2216

1 防災活動体制に関する資料

4 県内消防（局）本部

名称	電話番号 FAX番号	県通信網	所在地
横浜市消防局	045-332-1351 045-331-5221	2012 3011	240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
川崎市消防局	044-223-1199 044-223-2654	2020 3023	210-8565 川崎市川崎区南町20-7
相模原市消防局	042-751-9111 042-751-9284	3034 3032	252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
横須賀市消防局	046-822-0119 046-823-3920	2042 3041	238-8550 横須賀市小川町11
平塚市消防本部	0463-21-3240 0463-24-0119	2051 3051	254-8686 平塚市浅間町9-1
鎌倉市消防本部	0467-44-0119 0467-44-6665	2062 3061	247-0056 鎌倉市大船3-5-10
藤沢市消防局	0466-22-8182 0466-22-8184	2072 3071	251-8601 藤沢市朝日町1-1
小田原市消防本部	0465-49-4410 0465-49-2591	2080 3083	256-0813 小田原市前川183-18
茅ヶ崎市消防本部	0467-85-9945 0467-85-1112	2092 3091	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗子市消防本部	046-871-0119 046-872-4330	2102 3346	249-0005 逗子市桜山2-3-31
秦野市消防本部	0463-81-0119 0463-83-0022	2120 3123	257-0031 秦野市曾屋757
厚木市消防本部	046-221-2331 046-223-8251	2130 3133	243-0003 厚木市寿町3-4-10
大和市消防本部	046-261-1119 046-264-8327	2145 3141	242-0018 大和市深見西4-4-6
伊勢原市消防本部	0463-95-2119 0463-97-2158	2152 3151	259-1131 伊勢原市伊勢原3-32-20
海老名市消防本部	046-231-0355 046-234-7541	2162 3163	243-0411 海老名市大谷816
座間市消防本部	046-256-2211 046-256-2215	2170 3173	252-0011 座間市相武台1-48-1
綾瀬市消防本部	0467-76-0119 0467-77-9200	2190 3193	252-1107 綾瀬市深谷中1-4-30
葉山町消防本部	046-876-0119 046-876-1263	2200 3203	240-0112 葉山町堀内2050-10
大磯町消防本部	0463-61-0911 0463-61-7412	2220 3223	255-0003 大磯町大磯1075
二宮町消防本部	0463-72-0015 0463-72-0117	2230 3233	259-0131 二宮町中里711-1
箱根町消防本部	0460-82-4511 0460-87-0911	2292 3291	250-0404 箱根町宮ノ下467-1
湯河原町消防本部	0465-60-0119 0465-63-7669	2310 3313	259-0303 湯河原町土肥1-5-22
愛川町消防本部	046-285-3131 046-285-9119	2322	243-0301 愛川町角田286-1

## 5 指定地方行政機関

名称	担当	電話番号 FAX番号	県通信網	所在地
関東農政局 神奈川拠点	地方参事官室	045-211-0584 045-201-8184		231-0003 横浜市中区北仲通 5-57
東京管区気象台	防災管理官	045-621-1999 045-621-2016	2806	231-0862 横浜市中区山手町 99
神奈川労働局	厚木労働基準監督署	046-401-1641 046-401-1643		243-0018 厚木市中町3-2-6
関東地方整備局	横浜国道事務所 厚木出張所	046-221-0004 046-221-0266		243-0032 厚木市恩名1-6-50

## 6 指定公共機関

名称	担当	電話番号 FAX番号	県通信網	所在地
東日本旅客鉄道 (株)	海老名駅	046-233-6573	3966	243-0434 海老名市上郷645
東日本電信電話 (株)	神奈川事業部 設備部災害対策室	045-212-8945 045-212-8976	3963	231-0023 横浜市中区山下町198
エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ(株)	プラットフォームサー ビス本部 事業推進部 危機管理室	0570-03-9909 0570-03-9910		100-0004 東京都千代田区 大手町2-3-5
(株)NTTドコモ	神奈川支店企画総務部	045-226-8009 045-222-7070	3964	220-8536 横浜市西区みなとみら い4-7-3
KDDI(株)	南関東総支社管理部	045-211-1671 045-211-1674	3965	220-0011 横浜市西区高島1-1-2 横浜三井ビル25階
東京電力パワー グリッド(株)	相模原支社	042-759-1211	3950	252-0237 相模原市千代田6-12- 25
東京ガス(株)	神奈川支社横浜支店	045-253-5428 045-243-2841	3951	231-8620 横浜市中区羽衣町1-2- 1
日本郵便(株)	座間郵便局	046-251-2322		252-8799 相模が丘1-36-34
日本赤十字社	神奈川県支部 事業部救護課	045-681-2123 045-681-1120	3900	231-8536 横浜市中区山下町70-7
日本放送協会	横浜放送局 経営管理企画センター	045-212-2822 045-212-5540	3958	231-8324 横浜市中区山下町281
中日本高速道路 (株)	東京支社 保全・サービス事業部	03-5776-5655 03-5776-5670	3979	105-6011 東京都港区虎ノ門 4-3- 1
東日本高速道路 (株)	関東支社 管理事業部管理事業統 括課	048-631-0185 048-631-0247	3983	330-0854 さいたま市大宮区桜木 町 1-11-20 大宮 JP ビ ルディング
日本通運(株)	横浜支店総務課	045-212-7318 045-201-1371	3981	231-0002 横浜市中区尾上町 5 丁 目 78 番地オーク関内 ビル

1 防災活動体制に関する資料

7 指定地方公共機関

名称	担当	電話番号 FAX番号	県通信網	所在地
小田急電鉄(株)	海老名駅	046-236-2621 046-236-2619	3970	243-0489 海老名市めぐみ町2-2
相模鉄道(株)	海老名駅	046-231-1622		243-0434 海老名市上郷1117
神奈川中央交通 (株)	大和営業所	046-274-3239		242-001 大和市下鶴間2775-1
神奈川県医師会	(一社)座間市医師会	046-251-0279 046-252-1850	3901	252-0021 緑ヶ丘1-1-3
神奈川県歯科医 師会	(一社)座間市歯科医師会	046-251-0345 046-254-3747	3903	252-0021 緑ヶ丘1-1-3
神奈川県薬剤師 会	座間市薬剤師会	-	3904	-
(一社)神奈川県 トラック協会	県央ブロック	046-256-4759		252-0003 ひばりが丘5-23-6
(株)アール・エ フ・ラジオ日本	総務部	045-231-1531 045-231-1457	3960	231-8611 横浜市中区長者町5-85
(株)テレビ神奈 川	報道部	045-651-1182 045-641-1911	3959	231-8001 横浜市中区太田町2-23 MBC4F
横浜エフエム放 送(株)	ニュース室	045-223-2585 045-224-1015	3961	220-8110 横浜市西区みなと みらい2-2-1横浜ラン ドマークタワー10F
(株)神奈川新聞 社	経営管理局 総務部	045-227-0020 045-227-0015	3962	231-8445 横浜市中区太田町2-23
神奈川県相模川 左岸土地改良区		046-231-3247 046-235-1331		243-0422 海老名市中新田3-35-1

## 8 公共的団体

名称	電話番号 FAX番号	所在地
さがみ農業協同組合座間支店	046-251-0033	252-0029 入谷西2-53-11
座間市建設業協会	046-266-6727	252-0014 栗原中央1-34-1
座間市管工事業協同組合	046-251-5179	252-0021 緑ヶ丘1-1-35
(公社)神奈川県LPガス協会県央支部座間LPG協議会	046-254-5141	252-0027 座間2-2627
神奈川県石油商業組合高座支部座間部会	046-251-0308	252-0027 座間2-2868
座間市防火安全協会	046-256-2211	252-0021 相武台1-48-1
座間市消防団	046-256-2211	252-0021 相武台1-48-1
座間市自治会総連合会	046-252-8751	252-0021 緑ヶ丘1-1-1
座間市社会福祉協議会	046-266-1294	252-0021 緑ヶ丘1-2-1

## 9 自衛隊

名称	室科名	電話番号 FAX番号	県通信網	所在地
陸上自衛隊 東部方面混成団	第3科	046-856-1291(448) 046-856-1291(404,728)	2809 3800	238-0317 横須賀市御幸浜1-1
陸上自衛隊 第4施設群	第3科	046-253-7670(2235) 046-253-7670(2666)	2812 2813 3802	252-0326 相模原市南区新戸 2958
海上自衛隊 横須賀地方総監部	防衛部 第3幕僚室	046-822-3500(2543) 046-823-1009	2814	238-0046 横須賀市西逸見町 1 無番地
海上自衛隊 第4航空群	司令部作戦室	0467-78-8611(2245、2246) 0467-78-8611(2281)	2815 3803	252-1101 綾瀬市無番地

1 防災活動体制に関する資料

10 協定締結団体等

(1) 相互応援協力等に関する協定

協定等の名称	協定先	所在地	協定等の内容
災害時における座間市と大仙市相互応援に関する協定	秋田県大仙市	大仙市大曲花園町1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資、資機材の提供に関する応援</li> <li>・職員の派遣に関する応援</li> </ul>
災害時における座間市と須賀川市相互応援に関する協定	福島県須賀川市	須賀川市牛袋町12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資、資機材の提供に関する応援</li> <li>・職員の派遣に関する応援</li> </ul>
災害時等における相互応援協力に関する協定	大和市	大和市下鶴間1-1-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒宣言発令時の駅滞留者の一時保護に関する応援</li> </ul>
	海老名市	海老名市勝瀬175-1	
	綾瀬市	綾瀬市早川550	
災害時における相互応援協力に関する協定 (高座広域都市行政協議会)	海老名市	海老名市勝瀬175-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資、資機材の提供に関する応援</li> <li>・職員の派遣に関する応援</li> <li>・警戒宣言発令時の駅滞留者の一時保護に関する応援</li> </ul>
	綾瀬市	綾瀬市早川550	
	寒川町	寒川町宮山165	
県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定	相模原市	相模原市中央区中央2-2-15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資、資機材の提供に関する応援</li> <li>・構成市町村の友好都市等の応援</li> </ul>
	厚木市	厚木市中町3-17-17	
	大和市	大和市下鶴間1-1-1	
	海老名市	海老名市勝瀬175-1	
	綾瀬市	綾瀬市早川550	
	愛川町	愛川町角田286-1	
	清川村	清川村煤ヶ谷2216	
災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	神奈川県、県内市町村	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資、資機材の提供に関する応援</li> <li>・職員の派遣に関する応援</li> </ul>
広域連携による緊急防災対策事業の実施に伴う確認書	県央地区防災事務連絡協議会	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における災害連絡網の整備事業及び災害対策用物資備蓄事業</li> </ul>
神奈川県防災行政通信網の運用等に関する協定	神奈川県	横浜市中区日本大通1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政通信網の運用に関すること。</li> </ul>
神奈川県災害情報システムの端末装置の設置等に関する協定	神奈川県	横浜市中区日本大通1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報システムに関すること。</li> </ul>
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心合同庁舎2号館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡員(リエゾン)の派遣に関すること。</li> </ul>
災害時における座間警察署の代替施設使用に関する協定	座間警察署	入谷西5-50-23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座間警察署の代替施設に関すること。</li> </ul>

1 防災活動体制に関する資料

協定等の名称	協定先	所在地	協定等の内容
災害準備及び災害救援活動に関する座間市と在日米陸軍基地管理本部との覚書	在日米陸軍基地管理本部	—	・消防、人道的援助とそれに係わる人員と物資の搬送、食料、衣服、医薬品とその他物資の提供、臨時避難所及び仮設住宅の設置、応急医療・人命救助措置等
災害対応準備及び災害救援の協働活動に関する座間市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書	在日米海軍厚木航空施設司令部	—	・人道的援助とそれに係わる搬送、食料、衣服、医薬品、寝台及び寝具、臨時避難所あるいは仮設住宅、緊急医療措置、医務及び技術関係人員の提供等
消防相互援助協約	在日米陸軍基地管理本部	—	・消防活動の相互援助に関すること。
災害時における協力に関する協定	(福)座間市社会福祉協議会	緑ヶ丘1-2-1	・災害救援ボランティアセンターの設置に関すること。

(2) 避難施設としての使用等に関する協定

協定等の名称	協定先	所在地	協定等の内容
大地震時等における避難場所としての使用に関する協定	(一社)相模カンツリー倶楽部	大和市中心林間西7-1-1	・大震災時等災害が広域にわたる場合の広域避難場所としての土地の提供
防災施設の使用に関する覚書	ヴェラハイツ相武台管理組合	相武台2-43-10	・耐震性貯水槽、防火水槽等防災施設の使用承認
災害時における障害者の緊急避難に関する協定	(福)日本キリスト教奉仕団身体障害者総合福祉施設アガベセンター	小松原2-10-14	・障がい者の緊急避難受入れ
災害時における避難施設としての施設使用に関する協定	県立座間高等学校	入谷西5-11-1	・避難施設としての施設の使用に関すること。
	県立座間総合高等学校	栗原2487	
	県立相模向陽館高等学校	ひばりが丘3-58-1	

## 1 防災活動体制に関する資料

協定等の名称	協定先	所在地	協定等の内容
災害時における高齢者の緊急避難に関する協定	(福)慈恵会 (座間苑)	新田宿151	・寝たきり高齢者及び認知症高齢者の緊急避難受入れに関すること。
	(福)敬心会 (栗原ホーム)	栗原中央6-1-18	
	(福)三栄会 (ベルホーム)	栗原1261-1	
	(福)互惠会 (サライ)	小松原1-17-15	
災害時における障がい者等の緊急受け入れに関する協定書	神奈川県立座間支援学校	入谷西5-10-1	・災害時における障がい者等の緊急受け入れに関すること
災害時における地域避難所の登録に関する覚書の締結について	東建座間ハイツ2号棟管理組合	入谷東2-8-2	・災害時における地域避難所の登録に関すること
災害時における施設の提供協力に関する協定	株式会社プロロジス及び三菱UFJ信託銀行株式会社	広野台2-10-7	・災害時における施設の提供協力に関すること
災害発生時における施設等の提供協力に関する協定書	G L P 投資法人みなと合同会社	広野台2-10-10	・避難者の一時受入に関すること
座間市における地域防災力向上のための協定書	芝浦機械株式会社 三井不動産株式会社	ひばりが丘4-29-1	・地域防災力向上及び、施設提供に関すること

### (3) 応急対策等に関する協定

協定等の名称	協定先	所在地	協定等の内容
災害時応急措置の協力に関する協定	座間市建設業協会	—	・地震、その他の災害時において応急対策を実施するための応援協力
災害時における資材の供給に関する協定	座間市管工事業協同組合	緑ヶ丘1-1-35	・地震その他災害により市水道施設が被災した場合の復旧に必要な資材の供給又はあっせんに関すること。
災害時における復旧工事の協力に関する協定	座間市管工事業協同組合	緑ヶ丘1-1-35	・地震その他災害により市水道施設が被災した場合の復旧工事への協力に関すること。
災害時応急措置の協力に関する協定	座間市電設協会	—	・地震、その他の災害時において応急対策を実施するための応援協力

1 防災活動体制に関する資料

協定等の名称	協定先	所在地	協定等の内容
災害時における座間市と座間市内郵便局間の相互応援に関する覚書	座間市内郵便局	相模が丘1-36-34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い</li> <li>・座間市又は郵便局が収集した被災住民の避難先及び被災状況の情報の提供</li> </ul>
災害時における医療救護活動に関する協定	座間市医師会	緑ヶ丘1-1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護班の派遣に関する事</li> </ul>
災害時における医療救護活動に関する協定	座間市歯科医師会	緑ヶ丘1-1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護班の派遣に関する事</li> </ul>
災害時における医療救護活動に関する協定	座間市薬剤師会	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品等の供給、仕分け、管理に関する事</li> </ul>
災害時における応急対策の協力に関する協定	(一社)神奈川県自動車整備振興会神央支部	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における被災者救援、障害物除去等に関する応急対策の協力に関する事</li> </ul>
災害時における応急対策の協力に関する協定	座間工業会	座間2-2886	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における一時避難場所や被災者救援、障害物除去等に関する応急対策の協力</li> </ul>
災害時応急措置の協力に関する協定	座間市造園業協会	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、その他の災害時において応急対策を実施するための応援協力に関する事</li> </ul>
災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	東京都新宿区四ツ谷4-14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給及び付帯する業務等の協力に関する事</li> </ul>
	神奈川県葬祭業協同組合	横浜市南区永田東2-1-20	
災害時における霊きゅう自動車・霊安施設・棺等葬祭用品の供給等に関する協定	株式会社 三寶天壽企画	緑ヶ丘1-1-30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給及び付帯する業務等の協力に関する事</li> </ul>
災害時における労働・年金相談に関する協定	神奈川県社会保険労務士会厚木支部	大和市大和東2-6-16-706	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における労働・年金相談を実施するための応援協力に関する事</li> </ul>
災害時における応急対策に関する協定	三和シャッター工業(株)	横浜市港北区新横浜2-5-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における公共建築物及び避難所等のシャッター、ドア等の点検・修理に関する事</li> </ul>

1 防災活動体制に関する資料

協定等の名称	協定先	所在地	協定等の内容
災害時における放送等に関する協定	(株)ジェイコムイースト	東京都千代田区丸の内1-8-1	・災害時における災害情報放送等の協力に関すること。
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	東京都港区赤坂9-7-1	・地震、その他の災害における災害情報放送等の協力に関すること。
災害時等における災害情報等の放送に関する協定	海老名エフエム放送株式会社	海老名市国分南1-27-28	・災害時等における災害情報等の放送に関すること
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株) 神奈川事業部	横浜市中区山下町198	・災害時における被災者等の通信確保の協力に関すること。
災害時における自動車輸送の協力に関する協定	(一社)神奈川県トラック協会	ひばりが丘5-23-6	・地震、その他の災害時における自動車輸送の協力に関すること。
災害時等における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	横浜市港北区新横浜2-13-13	・災害時等における地図製品等の供給に関すること。
災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定	(有)座間交通	入谷東4-55-1	・災害情報の収集及び伝達のためのタクシー無線による非常通信及び災害通信に関すること。
災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定	相模中央交通(株) 座間営業所	相模が丘1-15-40	・災害情報の収集及び伝達のためのタクシー無線による非常通信及び災害通信に関すること。
大規模災害時等における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会 神奈川県隊友会県北支部	-	・災害時における情報収集及び提供に係わる活動の協力に関すること。
避難場所案内広告付電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)神奈川県総支社	横浜市中区山下町273 JPT元町ビル4	・避難場所案内広告付電柱看板の設置に関する協力に関すること。
災害時における応急対策に関する協定	神奈川土建一般労働組合座間海老名支部	西栗原1-7-33	・地震、その他の災害時における被害等の拡大防止及び応急復旧活動の協力
災害時における応急対策に関する協定	高相建設業組合	相模原市南区新戸1888	・地震、その他の災害時における被害等の拡大防止及び応急復旧活動の協力

1 防災活動体制に関する資料

協定等の名称	協定先	所在地	協定等の内容
災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定	株式会社 南東京自動車	相武台4-1-35	・災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する事
災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定	株式会社桜交通	入谷西4-12-22	・災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する事
災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定	東都観光バス株式会社	小松原1-23-27	・災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する事
災害時等における応急対策資機材等の供給に関する協定	株式会社 アクティオ	海老名市大谷南1-11-1	・災害時等における応急対策資機材等の供給に関する事
災害時等における仮設トイレ等の供給に関する協定	ベクセス株式会社	東京都原町田4-17-10	・災害時等における仮設トイレ等の供給に関する事
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 相模原支店	相模原市中央区千代田 6-12-25	・災害時における停電復旧の連携等に関する事
電気自動車を活用した災害連携協定	株式会社日産サテオ湘南 日産神奈川販売株式会社 日産自動車株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社	横浜市西区花咲町六丁目139番地	・電力供給のための電気自動車の貸与に関する事 ・充電スタンドの使用に関する事
災害時における被災者支援活動に関する協定	イオンモール座間	広野台2-10-4	・災害時における被災者支援活動に関する事
災害時等における動物救護活動に関する協定書	相模獣医師会	-	・災害時等における動物救護活動に関する事
災害時における協力に関する協定	市社会福祉協議会 座間青年会議所	緑ヶ丘1-2-1 入谷東4-1858-1	・災害時における協力に関する事

(4) 物資の供給等に関する協定

協定等の名称	協定先	所在地	協定等の内容
災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	小田急商事(株) オダキューOX 相武台店	相武台1-33-2	・災害時における食糧等物資の供給に関する事
災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	小田急商事(株) オダキューOX 座間店	入谷東3-60-2	・災害時における食糧等物資の供給に関する事
災害時における自動車燃料の供給協力に関する協定	神奈川県石油業組合 高座支部座間部会	-	・地震、その他の災害時における自動車燃料の円滑供給への協力に関する事

1 防災活動体制に関する資料

協定等の名称	協定先	所在地	協定等の内容
災害時におけるLPGの調達に関する協定	(公社)神奈川県LPガス協会県央支部座間LPG協議会	—	・災害時におけるLPG及びLPG使用燃焼器具、応急接続用資器材、その他必要な物資の供給に関すること。
生活必需物資の調達に関する協定	(株)三和	—	・災害時における生活必需物資の供給に関すること。
災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	(生協)コープかながわハーモス座間	立野台1-19-1	・災害時における食糧等物資の供給に関すること。
災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	ケーヨーデイツー相武台店	相模が丘2-47-25	・災害時における食糧等物資の供給に関すること。
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	(生協)コープかながわ	横浜市港北区新横浜2-5-11	・災害時における食糧品及び生活必需品の供給に関すること。
	(生協)ユーコープ事業連合	横浜市港北区新横浜2-5-11	
災害応急用米穀の調達に関する協定	さがみ農業協同組合	入谷西2-53-11	・地震・風水害、その他の災害における米穀の供給に関すること。
災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	(株)ダイエー	東京都板橋区成増2-21-2	・災害時における食糧等物資の供給に関すること。
災害時における物資調達に関する協定	コストコホールセールジャパン(株)	川崎市川崎区池上新町3-1-4	・災害時における物資の供給に関すること。
災害時等における生活必需物資等の供給に関する協定	(株)クリエイトエス・ディー	横浜市青葉区荏田2-3-2	・災害時における生活必需物資の供給に関すること。
災害時等における応急生活物資の供給に関する協定	セツカートン株式会社 Jパックス株式会社	兵庫県伊丹市東有岡5-33 大阪府八尾市太子堂2-5-38	・災害時等における応急生活物資の供給に関すること
災害時における飲料水の配布等に関する協定書	座間市上下水道局	緑ヶ丘1-3-1	・災害時における飲料水の配布等に関すること
災害時における物資の供給等に関する協定	コアレックス信栄株式会社	静岡県富士市中之郷575-1	・災害時における物資の供給等に関すること

1 防災活動体制に関する資料

(5) その他

協定等の名称	協定先	所在地	協定等の内容
耐震性貯水槽（飲料水兼用）維持管理協定	座間市上下水道局	緑ヶ丘1-3-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性貯水槽（飲料水兼用）の維持管理に関すること。</li> </ul>
非常用飲料水貯水槽保守点検業務に関する協定	座間市上下水道局	緑ヶ丘1-3-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用飲料水貯水槽の保守点検業務に関すること。</li> </ul>

## 1-2 座間市防災会議条例

(昭和 41 年 7 月 8 日条例第 18 号)

改正 昭和 46 年 10 月 18 日条例第 39 号 昭和 59 年 12 月 27 日条例第 55 号  
平成 7 年 3 月 30 日条例第 18 号 平成 7 年 6 月 28 日条例第 28 号  
平成 11 年 12 月 27 日条例第 40 号 平成 24 年 9 月 3 日条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、座間市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 座間市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 神奈川県知事の部内の職員
  - (3) 神奈川県警察の警察官
  - (4) 市職員
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - (9) その他市長が特に必要と認めた者
- 6 前項に規定する委員は、35 人以内とする。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員の職員、座間市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年7月1日から適用する。

附 則 (昭和46年10月18日条例第39号)

この条例は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月27日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月30日条例第18号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月28日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月27日条例第40号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月3日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-3 座間市防災会議運営規程

(昭和 60 年 3 月 15 日防災会議規程第 1 号)

改正 平成 20 年 3 月 5 日防災会議規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、座間市防災会議条例（昭和 41 年座間市条例第 18 号）第 5 条の規定に基づき、座間市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

第 3 条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第 4 条 会長は、緊急を要し、会議を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、第 2 条の規定にかかわらず、会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 5 日防災会議規程第 1 号）

この規程は、公表の日から施行する。

## 1-4 座間市防災会議委員

No.	区分	団体名	役職名
1	会長	座間市	市長
2	委員	関東農政局神奈川県拠点	総括農政推進官
3	委員	陸上自衛隊第4施設群	群長
4	委員	神奈川県県央地域県政総合センター	所長
5	委員	神奈川県厚木土木事務所東部センター	所長
6	委員	神奈川県厚木保健福祉事務所	所長
7	委員	神奈川県警察座間警察署	署長
8	委員	日本郵便(株)座間郵便局	局長
9	委員	東日本電信電話(株)神奈川事業部神奈川西支店	支店長
10	委員	東京ガス(株)神奈川西支店	支店長
11	委員	東京電力パワーグリッド(株)相模原支社	支社長
12	委員	東日本旅客鉄道(株)海老名駅	駅長
13	委員	小田急電鉄(株)海老名駅	駅長
14	委員	神奈川中央交通東(株)大和営業所	所長
15	委員	(一社)神奈川県トラック協会県央ブロック	ブロック長
16	委員	座間市建設業協会	会長
17	委員	(公社)神奈川県LPガス協会県央支部座間LPG協議会	顧問
18	委員	座間市管工事業協同組合	代表理事
19	委員	神奈川県石油商業組合高座支部座間部会	部会長
20	委員	座間市社会福祉協議会	会長
21	委員	座間市自治会総連合会	会長
22	委員	(一社)座間市医師会	会長
23	委員	(一社)座間市歯科医師会	副会長
24	委員	座間市薬剤師会	会長
25	委員	座間市防火安全協会	会長
26	委員	座間市消防団	団長
27	委員	(特非) ざま災害ボランティアネットワーク	代表
28	委員	座間市立野台地区女性消防隊	隊長
29	委員	座間市	副市長
30	委員	座間市	教育長
31	委員	座間市	消防長

## 1-5 座間市災害対策本部条例

(昭和 41 年 7 月 8 日条例第 19 号)

改正 昭和 46 年 10 月 18 日条例第 39 号 昭和 59 年 12 月 27 日条例第 56 号  
平成 8 年 8 月 30 日条例第 20 号 平成 24 年 9 月 3 日条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、座間市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 41 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 46 年 10 月 18 日条例第 39 号）

この条例は、昭和 46 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 12 月 27 日条例第 56 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 8 月 30 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 3 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-6 座間市災害対策本部規程

(昭和 59 年 5 月 31 日災害対策本部規程第 2 号)

改正 平成 5 年 12 月 9 日災本規程第 2 号 平成 18 年 12 月 27 日災本規程第 2 号

平成 20 年 3 月 5 日災本規程第 1 号 平成 29 年 2 月 20 日災害対策本部規程第 1 号

第 1 条 この規程は、座間市災害対策本部条例（昭和 41 年座間町条例第 19 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、座間市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の種類）

第 2 条 本部の会議は、本部会議及び特定本部員会議とする。

（本部会議）

第 3 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、別表に定める本部会議招集基準により行政組織の総力を挙げて災害応急対策に対応しなければならないと認めるときは、本部会議を招集するものとする。

2 本部会議は、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）をもって構成する。ただし、本部員が不在の場合は、当該本部員の属する部の職員のうちから本部長が指名した職員をもって構成することができる。

3 本部長は、本部会議において職員の災害配備を決定したときは、災害応急対策計画で定める配備基準に基づき、配備体制を指令するものとする。

（特定本部員会議）

第 4 条 本部長は、本部会議招集基準に該当しない比較的小規模の災害（以下「小規模災害」という。）で本部会議を開くに至らないと認めるときは、特定の部による災害応急対策への対応の調整を図るため、特定本部員会議を招集することができる。ただし、特定本部員会議を招集するに至らないと認めるときは、特定の部又は特定の部間の調整による災害応急対策への対応を図るものとする。

2 特定本部員会議は、本部長、副本部長（座間市災害対策本部職員任命規程（昭和 59 年座間市災害対策本部規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する者のうち副市長の職にある者とする。）及び小規模災害に関係する部の本部員（以下「特定本部員」という。）をもって構成する。

3 特定本部員は、特定本部員会議の結果、災害応急対策を必要とする場合は、当該特定本部員の属する部の所属職員及び災害応急対策計画で定める即応員をもってこれに対応するものとする。

（本部長の職務代理）

1 防災活動体制に関する資料

第5条 条例第2条第2項の規定により本部長の職務を代理する副本部長の順位は、副市長、教育長の順とする。

(部の組織等)

第6条 条例第3条第1項に規定する部は、災害応急対策計画で定めるものとし、各部に責任者及び副責任者を置くものとする。

2 部の名称、所掌事務並びに責任者及び副責任者は、災害応急対策計画で定める。

3 責任者は、部の所掌事務を遂行するため、必要な計画の策定及び所属職員の教育に努めるものとする。

4 責任者の執務場所は、原則として本部の設置された場所とする。

(災害応急活動)

第7条 災害応急活動は、本部長が統括し、配備の開始及び解除を発令する。

2 責任者は、本部長の命を受け、所属職員を指揮監督する。

3 副責任者は、責任者を補佐する。

(非常時の措置)

第8条 本部長は、現に災害が発生し、又は災害の発生するおそれが急迫している場合は、第3条第1項及び第4条第1項の規定並びに災害応急対策計画に定める所掌事務にかかわらず、災害応急対策について指令を発することができる。

(災害対策本部事務局)

第9条 本部に災害対策本部事務局を置く。

2 災害対策本部事務局は、防災主管部とし、災害対策本部事務局長には防災主管部長をもって充てる。

3 災害対策本部事務局の所掌事務は、災害応急対策計画で定める。

(応急職員の派遣)

第10条 責任者は、部外応援を求める必要があるとき(小規模災害に伴う即応員の応援を求める場合も含む。)は、直ちにその旨を本部長に要請するものとする。

2 本部長は、前項の規定による要請を受けたときは、必要に応じて応援職員を派遣するものとする。

(緊急参集等)

第11条 災害応急対策計画で災害応急対策職員として定められた者(以下「災害応急対策職員」という。)は、勤務時間外、休日等において災害の発生が予想される時又は災害が発生したときは、直ちに所属部に参集し、又は連絡をして上司の指示を受けなければならない。

2 本部長は、必要があると認めるときは、災害応急対策職員以外の職員についても緊急参集を命ずることができる。

(指令等)

第12条 本部長から本部員及び責任者に対する指令等は、災害対策指令書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 責任者は、防災活動終了後速やかに活動内容等を取りまとめて、災害対策報告書により、災害対策本部事務局長を経由して本部長に報告するものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月9日災本規程第2号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則 (平成18年12月27日災本規程第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月5日災本規程第1号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年2月20日災害対策本部規程第1号)

この規程は、公表の日から施行する。

別表 (第3条、第4条関係)

本部会議招集基準

気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく注意報又は警報が発令され、特定本部員会議での対応が困難と判断される場合で、おおむね次に該当するとき。

- 1 1時間の降雨量が平地で30ミリメートル又は3時間の降雨量が平地で100ミリメートルを超えると予測されるとき及び床下浸水以上の被害が発生するおそれがあるとき。
- 2 平均風速が12メートルを越えると予測され、かつ、建物、立木等への被害又は交通の障害が予測されるとき。
- 3 3時間の降雨量が深さ20センチメートルを越えると予測され、かつ、建物、立木等への被害又は交通の障害が予測されるとき。
- 4 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言の発されることが予測されるとき。
- 5 その他災害の発生するおそれがあるとき。

## 1-7 本市の概況

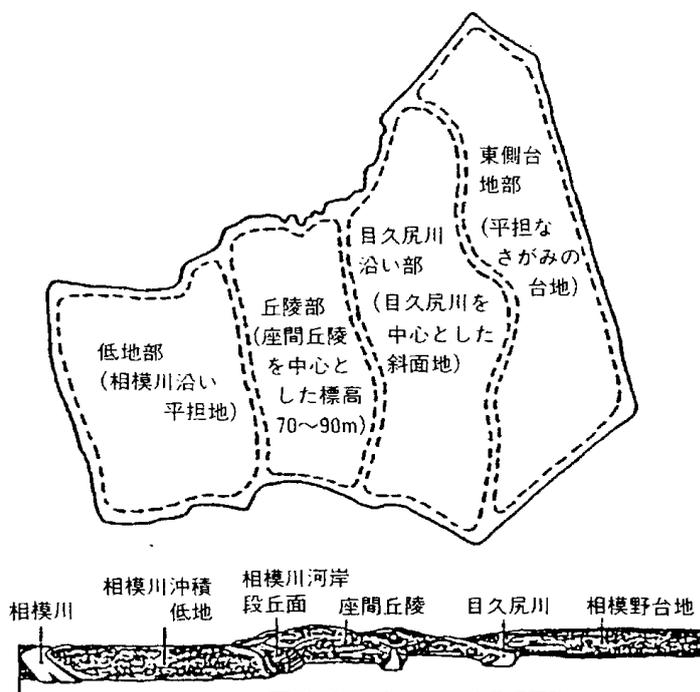
### 1 位置と地勢

本市は、神奈川県ほぼ中央部に位置し、東は大和市、西は相模川を境に厚木市、南は海老名市、北は相模原市に接している。面積は17.57km<sup>2</sup>で、東西の距離が5.3km、南北が4.0kmで、中央部を南北に縦断する座間丘陵を境として東部には相模野台地が、西部には相模川に沿って沖積低地が広がり、起伏に富んだ地形となっている。

### 2 特性

東京から南西約40km、横浜から西へ約20kmに位置し、首都圏域発展の影響や市の工場誘致政策等により、それまでの農・商業主力の形態から、近郊農業、住宅、商工業の複合する中核都市へ変貌し、発展を続けている。

また、米軍基地キャンプ座間には、在日米陸軍の司令部が所在し、一部を陸上自衛隊が共同使用している。



座間市地勢区分

### 3 気象の概況

年間を通じて比較的温暖な気候である。降水は、乾燥する冬期には少なく、梅雨期・台風期に比較的多い。風向きは、冬期には北から吹いてくることが多く、夏期には南から吹くことが多い。

年間平均気温	16.5℃
最高気温	37.3℃（7月）
最低気温	-3.0℃（1月）
年間降水量	1,635.0mm

（令和4年座間市統計要覧より）

### 4 地質

本市の地質は、中央を南北に縦断する座間丘陵により、2つに大別される。

東部台地では、関東ローム層の下に砂礫や粘土層がみられ、その下には第三紀層が不整合に存し、その下には中世層がある。

西部沖積低地では、川の作用により堆積した泥土や砂、さらには湿地に堆積した腐植土層が地表付近にみられ、地震の揺れにも大きく影響するものと思われる。

また、沖積層の地盤の中には、砂層の分布もみられ、また、過去の史実からも地盤の液状化を誘発する可能性がある。

### 5 社会的条件

令和6年3月1日現在の本市の人口は131,875人であり、昭和30年代に始まる高度経済成長とともに市内東部一帯に工場が進出し、首都圏への人口集中に伴って急激に都市化が進み、昭和46年11月に県内17番目の市制が施行された。平成に入ってから人口の伸び率は落ち着きをみせ、今後は人口減少へと転じるものと予測されている。

また、令和6年3月1日現在の世帯数は62,185世帯で、一世帯当たりの人員は2.12人で年々減少を続けており、人口密度は1km<sup>2</sup>当たり7,506人となっている。

今後、さらに進行する核家族化、高齢化という状況を踏まえ、防災面での普及啓発活動などを通して、市民の防災意識、連帯意識の高揚を図っていくことが重要といえる。

## 1-8 地震被害の想定

県では、平成25年度～平成26年度にかけて、平成23年に発生した東日本大震災の災害調査結果から明らかになった多くの課題や教訓を踏まえるとともに、最新の知見を取り入れ、地震被害想定調査を実施した。

### 1 想定地震

県が公表した「神奈川県地震被害想定調査報告書」（平成27年3月）で想定した地震のうち、本市に影響を及ぼすと予測されている地震は、次のとおりである。

想定地震名	地震の概要	発生確率
都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震である。東京湾北部地震に替わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」（平成25年法律第88号）の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。	（南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%）
三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震である。現行の神奈川県地震防災戦略（平成22年3月策定）の減災目標としている地震である。	30年以内6～11%
神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震である。現行の神奈川県地震防災戦略（平成22年3月策定）の減災目標としている地震である。	（過去400年の間に同クラスの地震が5回発生）
東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震である。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけていること、また、県内のおおむね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」（昭和53年法律第73号）の地震防災対策強化地域に指定されている。	（南海トラフの地震は30年以内70%程度）
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号）の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。	（南海トラフの地震は30年以内70%程度）
大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震である。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震である。	30年以内ほぼ0%～5%（200年～400年の発生間隔）

想定地震名		地震の概要	発生確率
(参考地震)	元禄型関東地震	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5の地震である。1703年の元禄関東地震を再現した地震で、現実が発生した最大クラスの地震である。	30年以内ほぼ0%～5% (2,000年～3,000年の発生間隔)
	相模トラフ沿いの最大クラスの地震	元禄型関東地震の震源域に加え、関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード8.7の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震である。	30年以内ほぼ0%～5% (2,000年～3,000年あるいはそれ以上の発生間隔)

※ 発生確率については、「地震調査研究推進本部」(文部科学省：平成27年1月14日現在)、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書」(内閣府：平成25年12月)などによる評価

## 2 被害想定結果

### 【市域の最大・最少震度】

	最大震度	最少震度
都心南部直下地震	6強	6弱
三浦半島断層群の地震	6弱	5強
神奈川県西部地震	5弱	4
東海地震	5強	5弱
南海トラフ巨大地震	5強	5弱
大正型関東地震	6強	6強
元禄型関東地震(参考)	6強	6強
相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)	7	6強

1 防災活動体制に関する資料

【建物被害】

単位：棟

	揺れ・液状化						急傾斜地崩壊	
	全壊棟数			半壊棟数			全壊棟数	半壊棟数
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計		
都心南部直下地震	550	260	800	3,210	590	3,800	*	*
三浦半島断層群の地震	*	10	10	230	80	310	0	0
神奈川県西部地震	0	0	0	0	0	0	0	0
東海地震	0	0	0	*	*	*	0	0
南海トラフ巨大地震	0	0	0	10	*	20	0	0
大正型関東地震	3,050	930	3,970	5,830	1,130	6,960	*	20
元禄型関東地震(参考)	3,050	930	3,970	5,830	1,130	6,960	*	20
相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)	5,410	1,610	7,020	6,210	1,300	7,500	*	20

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。  
 ※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

【建物構造別の被害棟数】

単位：棟

		全壊棟数			半壊棟数		
		木造	S造	RC造	木造	S造	RC造
都心南部直下地震	揺れ	540	240	20	3,210	520	70
	液状化	*	0	0	*	0	0
三浦半島断層群の地震	揺れ	*	10	0	230	80	*
	液状化	0	0	0	0	0	0
神奈川県西部地震	揺れ	0	0	0	0	0	0
	液状化	0	0	0	0	0	0
東海地震	揺れ	0	0	0	*	*	0
	液状化	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震	揺れ	0	0	0	*	*	0
	液状化	0	0	0	*	0	0
大正型関東地震	揺れ	3,050	800	130	5,830	880	250
	液状化	*	0	0	*	0	0
元禄型関東地震(参考)	揺れ	3,050	800	130	5,830	880	250
	液状化	*	0	0	*	0	0
相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)	揺れ	5,410	1,370	240	6,210	910	380
	液状化	*	0	0	*	0	0

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。  
 ※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。  
 ※ S造＝鉄骨造、RC造＝鉄筋コンクリート造

## 【火災被害】

		炎上出火件数	残出火件数	焼失棟数
都心南部 直下地震	5時発災	0	0	0
	12時発災	*	0	0
	18時発災	*	*	230
三浦半島 断層群の地震	5時発災	0	0	0
	12時発災	0	0	0
	18時発災	0	0	0
神奈川県 西部地震	5時発災	0	0	0
	12時発災	0	0	0
	18時発災	0	0	0
東海地震	5時発災	0	0	0
	12時発災	0	0	0
	18時発災	0	0	0
南海トラフ 巨大地震	5時発災	0	0	0
	12時発災	0	0	0
	18時発災	0	0	0
大正型 関東地震	5時発災	*	*	300
	12時発災	*	*	300
	18時発災	20	*	2,330
元禄型 関東地震（参考）	5時発災	*	*	300
	12時発災	*	*	300
	18時発災	20	*	2,330
相模トラフ沿いの 最大クラスの地震 （参考）	5時発災	*	*	580
	12時発災	*	*	650
	18時発災	20	10	2,140

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

1 防災活動体制に関する資料

【死者数】

単位：人

		合計	揺れ	急傾斜地崩壊	屋外落下物	ブロック塀等	屋内収容物	火災
都心南部直下地震	5時発災	50	40	0	0	*	*	0
	12時発災	30	20	0	0	*	*	0
	18時発災	40	30	0	0	*	*	0
三浦半島断層群の地震	5時発災	*	0	0	0	0	*	0
	12時発災	*	0	0	0	*	0	0
	18時発災	*	0	0	0	*	0	0
神奈川県西部地震	5時発災	0	0	0	0	0	0	0
	12時発災	0	0	0	0	0	0	0
	18時発災	0	0	0	0	0	0	0
東海地震	5時発災	0	0	0	0	0	0	0
	12時発災	0	0	0	0	0	0	0
	18時発災	0	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震	5時発災	0	0	0	0	0	0	0
	12時発災	*	0	0	0	*	0	0
	18時発災	*	0	0	0	*	0	0
大正型関東地震	5時発災	260	230	*	0	*	30	*
	12時発災	130	100	0	0	10	20	*
	18時発災	180	140	0	0	10	20	*
元禄型関東地震（参考）	5時発災	260	230	*	0	*	30	*
	12時発災	130	100	0	0	10	20	*
	18時発災	180	140	0	0	10	20	*
相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）	5時発災	470	410	*	0	*	50	*
	12時発災	220	170	0	0	20	30	*
	18時発災	310	250	0	0	20	30	20

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。  
 ※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

## 【重症者数】

単位：人

		合計	揺れ	急傾斜 地崩壊	屋外 落下物	ブロッ ク塀等	屋内 収容物
都心南部 直下地震	5時発災	30	20	0	0	*	*
	12時発災	50	20	0	0	20	*
	18時発災	50	20	0	0	30	*
三浦半島 断層群の地震	5時発災	*	0	0	0	*	*
	12時発災	*	*	0	0	*	*
	18時発災	10	*	0	0	*	*
神奈川県 西部地震	5時発災	0	0	0	0	0	0
	12時発災	0	0	0	0	0	0
	18時発災	0	0	0	0	0	0
東海地震	5時発災	0	0	0	0	0	0
	12時発災	*	0	0	0	*	0
	18時発災	*	0	0	0	*	0
南海トラフ 巨大地震	5時発災	0	0	0	0	0	0
	12時発災	*	0	0	0	*	0
	18時発災	*	0	0	0	*	0
大正型 関東地震	5時発災	120	90	0	0	*	30
	12時発災	140	80	0	0	40	20
	18時発災	130	70	0	0	40	20
元禄型 関東地震（参考）	5時発災	120	90	0	0	*	30
	12時発災	140	80	0	0	40	20
	18時発災	130	70	0	0	40	20
相模トラフ沿い の最大クラスの 地震（参考）	5時発災	200	150	0	0	*	40
	12時発災	220	150	0	*	40	30
	18時発災	200	120	0	*	50	30

※ 重症者：医療対応における症状の区分（「緊急処置、手術をしないと生命の危険がある患者」、「ICUでの管理が必要」、「災害拠点病院で対応」）を示す。

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

1 防災活動体制に関する資料

【中等症者数】

単位：人

		合計	揺れ	急傾斜 地崩壊	屋外 落下物	ブロッ ク塀等	屋内 収容物
都心南部 直下地震	5時発災	340	270	0	0	10	50
	12時発災	410	250	0	*	130	30
	18時発災	390	210	0	*	150	30
三浦半島 断層群の地震	5時発災	40	20	0	0	*	10
	12時発災	70	20	0	0	40	*
	18時発災	80	20	0	0	50	*
神奈川県 西部地震	5時発災	*	0	0	0	0	*
	12時発災	*	0	0	0	0	*
	18時発災	*	0	0	0	0	*
東海地震	5時発災	*	0	0	0	0	*
	12時発災	*	*	0	0	*	*
	18時発災	*	0	0	0	*	*
南海トラフ 巨大地震	5時発災	*	*	0	0	*	*
	12時発災	20	*	0	0	10	*
	18時発災	20	*	0	0	10	*
大正型 関東地震	5時発災	1,000	750	0	*	20	240
	12時発災	1,030	670	0	10	210	150
	18時発災	960	560	0	10	240	140
元禄型 関東地震（参考）	5時発災	1,000	750	0	*	20	240
	12時発災	1,030	670	0	10	210	150
	18時発災	960	560	0	10	240	140
相模トラフ沿い の最大クラスの 地震（参考）	5時発災	1,480	1,090	0	*	20	360
	12時発災	1,500	1,000	0	20	250	230
	18時発災	1,370	830	0	20	290	230

※ 中等症者：医療対応における症状の区分（「最終的には病院での治療が必要だが、重症に比べて緊急性が低いもの（四肢骨折等）」、「災害拠点病院、災害協力病院、一般病院で対応」）を示す。

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

## 【軽症者数】

単位：人

		合計	揺れ	急傾斜 地崩壊	屋外 落下物	ブロッ ク塀等	屋内 収容物
都心南部 直下地震	5時発災	590	500	0	0	10	80
	12時発災	570	400	0	*	120	50
	18時発災	550	360	0	*	140	50
三浦半島 断層群の地震	5時発災	70	40	0	0	*	20
	12時発災	100	50	0	0	40	10
	18時発災	100	40	0	0	50	10
神奈川県 西部地震	5時発災	*	0	0	0	0	*
	12時発災	*	0	0	0	0	*
	18時発災	*	0	0	0	0	*
東海地震	5時発災	*	*	0	0	*	*
	12時発災	*	*	0	0	*	*
	18時発災	10	*	0	0	*	*
南海トラフ 巨大地震	5時発災	10	*	0	0	*	*
	12時発災	20	*	0	0	10	*
	18時発災	20	*	0	0	10	*
大正型 関東地震	5時発災	1,410	1,050	0	*	20	330
	12時発災	1,290	870	0	30	190	210
	18時発災	1,220	760	0	30	220	210
元禄型 関東地震（参考）	5時発災	1,410	1,050	0	*	20	330
	12時発災	1,290	870	0	30	190	210
	18時発災	1,220	760	0	30	220	210
相模トラフ沿い の最大クラスの 地震（参考）	5時発災	1,840	1,300	0	*	20	510
	12時発災	1,710	1,120	0	40	230	320
	18時発災	1,600	960	0	50	260	320

※ 軽症者：医療対応における症状の区分（「臨時救護所等において、応急救護手当で対処すべきもの（打撲、切り傷等）」）を示す。

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

1 防災活動体制に関する資料

【避難者数（18時発災）】

単位：人

		合計	避難所 避難者数	避難所外 避難者数
都心南部 直下地震	1日目～3日目	11,080	6,650	4,430
	4日目～1週間後	11,080	5,540	5,540
	1カ月後	11,080	3,320	7,750
三浦半島 断層群の地震	1日目～3日目	740	440	300
	4日目～1週間後	740	370	370
	1カ月後	740	220	520
神奈川県 西部地震	1日目～3日目	0	0	0
	4日目～1週間後	0	0	0
	1カ月後	0	0	0
東海地震	1日目～3日目	10	*	*
	4日目～1週間後	10	*	*
	1カ月後	10	*	*
南海トラフ 巨大地震	1日目～3日目	50	30	20
	4日目～1週間後	50	30	30
	1カ月後	50	20	40
大正型 関東地震	1日目～3日目	40,190	24,110	16,080
	4日目～1週間後	33,620	16,810	16,810
	1カ月後	33,620	10,090	23,530
元禄型 関東地震（参考）	1日目～3日目	40,190	24,110	16,080
	4日目～1週間後	33,620	16,810	16,810
	1カ月後	33,620	10,090	23,530
相模トラフ沿いの 最大クラスの地震 （参考）	1日目～3日目	57,360	34,420	22,950
	4日目～1週間後	47,990	24,000	24,000
	1カ月後	45,970	13,790	32,180

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。  
 ※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

## 【要配慮者（要介護3以上の要介護者：18時発災）】

単位：人

		避難者数	断水人口	家屋被害
都心南部 直下地震	1日目～3日目	250	0	410
	4日目～1週間後	250	0	
	1カ月後	250	0	
三浦半島 断層群の地震	1日目～3日目	20	0	30
	4日目～1週間後	20	0	
	1カ月後	20	0	
神奈川県 西部地震	1日目～3日目	0	0	0
	4日目～1週間後	0	0	
	1カ月後	0	0	
東海地震	1日目～3日目	0	0	*
	4日目～1週間後	0	0	
	1カ月後	0	0	
南海トラフ 巨大地震	1日目～3日目	*	0	*
	4日目～1週間後	*	0	
	1カ月後	*	0	
大正型 関東地震	1日目～3日目	920	640	1,040
	4日目～1週間後	770	0	
	1カ月後	770	0	
元禄型 関東地震（参考）	1日目～3日目	920	640	1,040
	4日目～1週間後	770	0	
	1カ月後	770	0	
相模トラフ沿いの 最大クラスの地震 （参考）	1日目～3日目	1,310	1,330	1,350
	4日目～1週間後	1,100	240	
	1カ月後	1,050	0	

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

1 防災活動体制に関する資料

【要配慮者（75歳以上の高齢者：18時発災）】

単位：人

		避難者数	断水人口	家屋被害
都心南部 直下地震	1日目～3日目	800	0	1,280
	4日目～1週間後	800	0	
	1カ月後	800	0	
三浦半島 断層群の地震	1日目～3日目	50	0	100
	4日目～1週間後	50	0	
	1カ月後	50	0	
神奈川県 西部地震	1日目～3日目	0	0	0
	4日目～1週間後	0	0	
	1カ月後	0	0	
東海地震	1日目～3日目	*	0	*
	4日目～1週間後	*	0	
	1カ月後	*	0	
南海トラフ 巨大地震	1日目～3日目	*	0	*
	4日目～1週間後	*	0	
	1カ月後	*	0	
大正型 関東地震	1日目～3日目	2,890	2,020	3,270
	4日目～1週間後	2,420	0	
	1カ月後	2,420	0	
元禄型 関東地震（参考）	1日目～3日目	2,890	2,020	3,270
	4日目～1週間後	2,420	0	
	1カ月後	2,420	0	
相模トラフ沿いの 最大クラスの地震 （参考）	1日目～3日目	4,120	4,180	4,240
	4日目～1週間後	3,450	740	
	1カ月後	3,300	0	

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

## 【帰宅困難者】

単位：人

	直後	1日後	2日後
都心南部 直下地震	4,810	0	0
三浦半島 断層群の地震	4,810	0	0
神奈川県 西部地震	4,810	0	0
東海地震	4,810	0	0
南海トラフ 巨大地震	4,810	0	0
大正型 関東地震	4,810	4,810	4,810
元禄型 関東地震（参考）	4,810	4,810	4,810
相模トラフ沿いの 最大クラスの地震（参考）	4,810	4,810	4,810

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

1 防災活動体制に関する資料

【自力脱出困難者】

単位：人

		合計	木造	非木造
都心南部 直下地震	5時発災	110	100	*
	12時発災	40	40	*
	18時発災	70	60	*
三浦半島 断層群の地震	5時発災	*	*	0
	12時発災	*	*	0
	18時発災	0	0	0
神奈川県 西部地震	5時発災	0	0	0
	12時発災	0	0	0
	18時発災	0	0	0
東海地震	5時発災	0	0	0
	12時発災	0	0	0
	18時発災	0	0	0
南海トラフ 巨大地震	5時発災	0	0	0
	12時発災	0	0	0
	18時発災	0	0	0
大正型 関東地震	5時発災	900	860	50
	12時発災	340	290	50
	18時発災	540	500	40
元禄型 関東地震（参考）	5時発災	900	860	50
	12時発災	340	290	50
	18時発災	540	500	40
相模トラフ沿いの 最大クラスの地震 （参考）	5時発災	1,910	1,840	70
	12時発災	700	620	80
	18時発災	1,130	1,070	60

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

## 【上水道被害】

	被害		復旧			
	被害箇所数	断水人口 (直後)	断水人口 (1日後)	断水人口 (4日後)	断水人口 (30日後)	復旧完了 日(日後)
都心南部 直下地震	20	9,880	0	0	0	0
三浦半島 断層群の地震	*	90	0	0	0	0
神奈川県 西部地震	0	0	0	0	0	0
東海地震	0	0	0	0	0	0
南海トラフ 巨大地震	*	*	0	0	0	0
大正型 関東地震	50	44,110	28,150	0	0	2
元禄型 関東地震(参考)	50	44,110	28,150	0	0	2
相模トラフ沿いの 最大クラスの地震(参考)	80	74,180	58,220	10,340	0	4

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

## 【下水道被害】

	下水道の被害延長 (km)	機能支障人口 (人)
都心南部 直下地震	10	4,730
三浦半島 断層群の地震	*	2,140
神奈川県 西部地震	*	640
東海地震	*	990
南海トラフ 巨大地震	*	1,450
大正型 関東地震	30	10,280
元禄型 関東地震(参考)	30	10,280
相模トラフ沿いの 最大クラスの地震(参考)	30	11,660

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

1 防災活動体制に関する資料

【ガス被害】

単位：戸

	都市ガスの供給停止件数	LP ガス供給支障数
都心南部 直下地震	0	330
三浦半島 断層群の地震	0	0
神奈川県 西部地震	0	0
東海地震	0	0
南海トラフ 巨大地震	0	0
大正型 関東地震	18,790	420
元禄型 関東地震（参考）	18,790	420
相模トラフ沿いの 最大クラスの地震（参考）	18,790	420

※ \*：わずか（計算上 0.5 以上 10 未満） 0：計算上 0.5 未満は 0 とした。

※ 各欄の数値は 1 の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

## 【電力被害（18時発災）】

	配電線被害（津波＋揺れ＋延焼）による停電件数（軒）	供給側設備の被災に起因した停電件数（軒） （直後、津波考慮）	「配電線被害による停電」と「供給側設備の被災に起因した停電件数」との統合結果による停電件数（軒）	復旧日数
都心南部直下地震	530	66,480	66,480	7
三浦半島断層群の地震	0	*	*	0
神奈川県西部地震	0	0	0	0
東海地震	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震	*	0	*	0
大正型関東地震	16,980	66,480	66,480	12
元禄型関東地震（参考）	16,980	66,480	66,480	12
相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）	25,280	66,480	66,480	12

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

1 防災活動体制に関する資料

【通信被害（18時発災）】

	火災による不通回線数 (回線)	揺れによる不通回線数 (回線)	停電による不通回線数 (回線)	統合した不通回線数 (回線)	携帯電話の被害	復旧日数
都心南部直下地震	0	200	47,430	48,000	×	7
三浦半島断層群の地震	0	0	*	*	—	0
神奈川県西部地震	0	0	0	0	—	0
東海地震	0	0	0	0	—	0
南海トラフ巨大地震	0	0	*	*	—	0
大正型関東地震	3,750	990	43,730	48,460	×	12
元禄型関東地震（参考）	3,750	990	43,730	48,460	×	12
相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）	3,450	1,730	43,340	48,510	×	12

※ 携帯電話の被害「×」：非常につながりにくい。

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

## 【エレベータ停止】

単位：台

	合計	住宅	非住宅
都心南部 直下地震	110	70	40
三浦半島 断層群の地震	10	*	*
神奈川県 西部地震	*	*	*
東海地震	*	*	*
南海トラフ 巨大地震	*	*	*
大正型 関東地震	120	70	40
元禄型 関東地震（参考）	120	70	40
相模トラフ沿いの 最大クラスの地震（参考）	120	70	40

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

## 【エレベータ閉じ込め（18時発災）】

単位：人

	合計	住宅	非住宅
都心南部 直下地震	130	80	60
三浦半島 断層群の地震	20	10	*
神奈川県 西部地震	*	*	*
東海地震	*	*	*
南海トラフ 巨大地震	*	*	*
大正型 関東地震	140	80	60
元禄型 関東地震（参考）	140	80	60
相模トラフ沿いの 最大クラスの地震（参考）	140	80	60

※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

1 防災活動体制に関する資料

【災害廃棄物量（18時発災）】

単位：万トン

	合計	木造	非木造
都心南部 直下地震	27	21	6
三浦半島 断層群の地震	1	1	*
神奈川県 西部地震	0	0	0
東海地震	*	*	*
南海トラフ 巨大地震	*	*	*
大正型 関東地震	105	87	19
元禄型 関東地震（参考）	105	87	19
相模トラフ沿いの 最大クラスの地震（参考）	151	121	30

※ \*：わずか（計算上 0.5 以上 10 未満） 0：計算上 0.5 未満は 0 とした。

※ 各欄の数値は 1 の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

## 【経済被害（18時発災）】

単位：億円

	合計	建物被害						家財被害	償却資産被害	在庫資産被害
		住家			非住家					
		木造	S造	RC造	木造	S造	RC造			
都心南部直下地震	1,170	430	130	90	50	310	160	10	240	100
三浦半島断層群の地震	70	20	10	*	*	30	*	0	30	10
神奈川県西部地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海地震	*	0	0	0	0	*	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震	*	*	*	0	0	*	0	0	*	0
大正型関東地震	3,740	1,430	320	380	150	790	680	50	590	240
元禄型関東地震(参考)	3,740	1,430	320	380	150	790	680	50	590	240
相模トラフ沿いの最大クラスの地震(参考)	5,470	1,830	470	660	190	1,160	1,170	80	830	340

- ※ \*：わずか（計算上0.5以上10未満） 0：計算上0.5未満は0とした。  
 ※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。  
 ※ S造＝鉄骨造、RC造＝鉄筋コンクリート造

## 2 通信の確保に関する資料

### 2-1 災害時優先電話設置場所

災害時優先電話とは、発災時の救援・復旧活動や、公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、法律(電気通信事業法)に基づき通信事業者があらかじめ指定している電話のことです。指定している電話は被災地や途中の通信設備に被害がない限り、優先的に発信することができます。

設置場所	所在地	設置場所	所在地
市役所	緑ヶ丘1-1-1	座間小学校	座間2-3133
東出張所	ひばりが丘1-49-1	栗原小学校	栗原中央6-8-1
西出張所	入谷西2-53-34	相模野小学校	広野台1-41-1
南出張所	東原4-13-13	相武台東小学校	栗原1302
北出張所	相模が丘3-38-1	ひばりが丘小学校	ひばりが丘4-4-1
福祉センター	緑ヶ丘1-2-1	東原小学校	東原2-6-1
栗原保育園	栗原中央6-5-28	相模が丘小学校	相模が丘3-1-1
相模が丘東保育園	相模が丘5-12-36	立野台小学校	立野台1-1-3
東原保育園	東原4-12-18	入谷小学校	入谷西5-8-1
相武台保育園	相武台3-20-19	旭小学校	ひばりが丘5-43-1
ひばりが丘保育園	ひばりが丘2-58-1	中原小学校	西栗原2-16-1
小松原保育園	小松原1-29-8	座間中学校	緑ヶ丘4-6-10
相模が丘西保育園	相模が丘2-43-41	西中学校	座間2-1230
第一配水場	入谷東2-1-34	東中学校	ひばりが丘5-57-1
四ツ谷配水場	四ツ谷1018	栗原中学校	栗原中央6-4-1
消防本部・消防署	相武台1-48-1	相模中学校	相模が丘6-35-1
消防署東分署	東原2-7-11	南中学校	南栗原3-8-1
消防署北分署	相模が丘4-2-48	北地区文化センター	相模が丘5-30-4
図書館	入谷東1-3-1	東地区文化センター	東原3-1-1
青少年センター	立野台1-1-4		

## 2-2 座間市防災行政無線局管理運用規程

(昭和60年3月1日訓令第3号)

改正 昭和60年5月21日訓令第15号平成3年3月31日訓令第8号  
 平成7年3月30日訓令第6号 平成9年3月31日訓令第5号  
 平成10年3月31日訓令第6号 平成11年3月23日訓令第2号  
 平成11年4月26日訓令第13号平成12年12月26日訓令第6号  
 平成17年3月25日訓令第7号 平成29年3月24日訓令第1号  
 令和5年3月13日訓令第4号

(趣旨)

**第1条** この訓令は、座間市地域防災計画に基づく災害対策に関する事務及び行政に関する通信の円滑化を図るため設置する座間市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理に関し電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の固定系子局用固定局に、同時に同一内容の情報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局用固定局 固定系親局の通報を受信する、市内に配置された受信設備及び固定系親局の通報を受信する機能に併せて自局の動作状態等に係る信号の送信機能を有する固定局をいう。
- (4) 固定系遠隔制御装置 固定系親局を遠隔制御するために座間市消防本部（以下「消防本部」という。）に設置された設備をいう。
- (5) 無線系 前各号の無線設備及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (6) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。
- (7) 課 座間市事務分掌規則（昭和58年座間市規則第27号）第2条及び第3条に規定する課、座間市公営企業組織規程（昭和52年座間市水道管理規程第3号）第2条に規定する課、座間市消防本部組織等規則（昭和54年座間市消防本部規則第35号）第2条に規定

## 2 通信の確保に関する資料

する課、座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則（昭和58年座間市教育委員会規則第7号）第5条に規定する課並びに座間市立学校の設置に関する条例（昭和39年座間町条例第15号）第2条に規定する学校をいう。

(8) 出先機関 市の機関のうち、本庁舎又は消防本部以外の建物に事務所を置く機関をいう。

(無線局の回線構成)

**第3条** 無線局の回線構成、配置等は、別図のとおりとする。

(無線局の総括管理者)

**第4条** 無線局に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者には、市長をもって充てる。

(管理責任者)

**第5条** 無線局に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線局の管理運用の業務を行い、使用管理者及び通信取扱責任者を指揮監督する。

3 管理責任者には、防災主管部長をもって充てる。

(使用管理者)

**第6条** 固定系親局又は固定系子局用固定局の通信操作を行う課に使用管理者を置く。

2 使用管理者は、管理責任者の命を受け、無線局又は施設等の管理監督の業務を所掌する。

3 使用管理者は、本庁及び消防本部の当該課の長とする。

(通信取扱責任者)

**第7条** 無線局に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、使用管理者の命を受け、所属の通信取扱者を指揮し、常に当該無線局の運用状況を把握し、かつ、機能維持及び保全に努める。

3 固定系親局及び固定系遠隔制御装置に配置された通信取扱責任者は、固定系通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

4 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する者をもって充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

**第8条** 管理責任者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

2 管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 管理責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿（第1号様式）を作成するものとする。

（通信取扱者）

**第9条** 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理のもとに電波法等関係法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

（備付書類等の管理）

**第10条** 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 通信取扱責任者は、毎日無線業務日誌の内容を確認するとともに月1回管理責任者の確認を受けるものとする。

4 管理責任者は、無線従事者選（解）任届及び無線業務日誌を整理保管しておくものとする。

（無線設備の保守点検）

**第11条** 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次の区分に従い、保守点検を行うものとする。この場合において、月点検を行ったときは、その日付を無線業務日誌に記載しておかなければならない。

（1） 毎日点検 無線業務日誌

（2） 月点検 無線局月例点検記録簿（第2号様式）

（3） 年点検 固定局・親局用技術データ（第3号様式）

スプリアス強度及びS/N技術データ（第3号様式）

固定系子局用固定局用技術データ（第3号様式）

2 前項第3号に規定する年点検は、毎年2回以上行い、専門業者に委託するものとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

（1） 毎日点検は、通信取扱責任者又は使用管理者とする。

2 通信の確保に関する資料

(2) 年及び月点検は、管理責任者とする。

4 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

**第12条** 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練（毎年1回以上）

(2) 定期通信訓練（毎年1回以上）

2 訓練は、通信統制訓練及び情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

**第13条** 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して電波法等関係法令及び無線機器取扱いの研修を行うものとする。

(委任)

**第14条** この訓令に定めるもののほか、無線局の管理及び運用に関し必要な事項は、総括管理者が定める。

**附 則**

1 この訓令は、公表の日から施行する。

2 座間市行政無線電話装置取扱規程（昭和58年座間市訓令第25号）は、廃止する。

**附 則**（昭和60年5月21日訓令第15号）

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成3年3月31日訓令第8号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則**（平成7年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成10年3月31日訓令第6号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年3月23日訓令第2号）



2 通信の確保に関する資料

第2号様式（第11条関係）

第2号様式（第11条関係）

無線局月例点検記録簿				管理責任者		
点検年月日	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	天 候		点検者 氏 名		
設備の区分	点 検 の 項 目			点 検 の 結 果		
無線局の装置	電源電圧	防災無線室	V電源電流 A			
		防災無線機室	V電源電流 A			
	電源ランプ	防災無線室	点灯 消灯			
		防災無線機室	点灯 消灯			
	現用装置の切替		自動 手動			
	動作状況	プレストーク				
		送信ランプ				
		変調入力				
		選択機能				
		音量調整				
		スケルチ調整				
空中線の装置	統制機能					
	通信記録装置					
備考	外見上の状況	_____				

## 第3号様式（第11条関係）

## 第3号様式（第11条関係）

## 固定局・親局用技術データ

免 許 人	免許人立会者所属氏名	測定年月日	測 定 会 社 名			
	⑩		測 定 者 氏 名			
呼 出 名 称	局 種	指 定 周 波 数				
		(MHz)	無 線 従 事 者 資 格			
装 置	第 一 装 置	第 二 装 置	第 三 装 置	第 四 装 置	第 五 装 置	第 六 装 置
項 目						
指定周波数(MHz)						
指定電力(W)						
送受信機の型式						
型検の記号番号						
送受信機の製造番号						
送信周波数偏差(Hz)						
測定電力(W)						
周波数 偏 移 (KHz)	標準入力レ ベル(d b m)					
	最大入力レ ベル	+	+	+	+	
受信感度( $\mu$ V)						
スプリアス強度(d b)	別 表 1					
S/N	別 表 2					
予備電源の状況	空 中 線 の 状 況	機 器 外 観	そ の 他			
備 考		使 用 測 定 器 名	型 式 ・ 会 社 名			

2 通信の確保に関する資料

別表1

スプリアス強度及びS/N技術データ

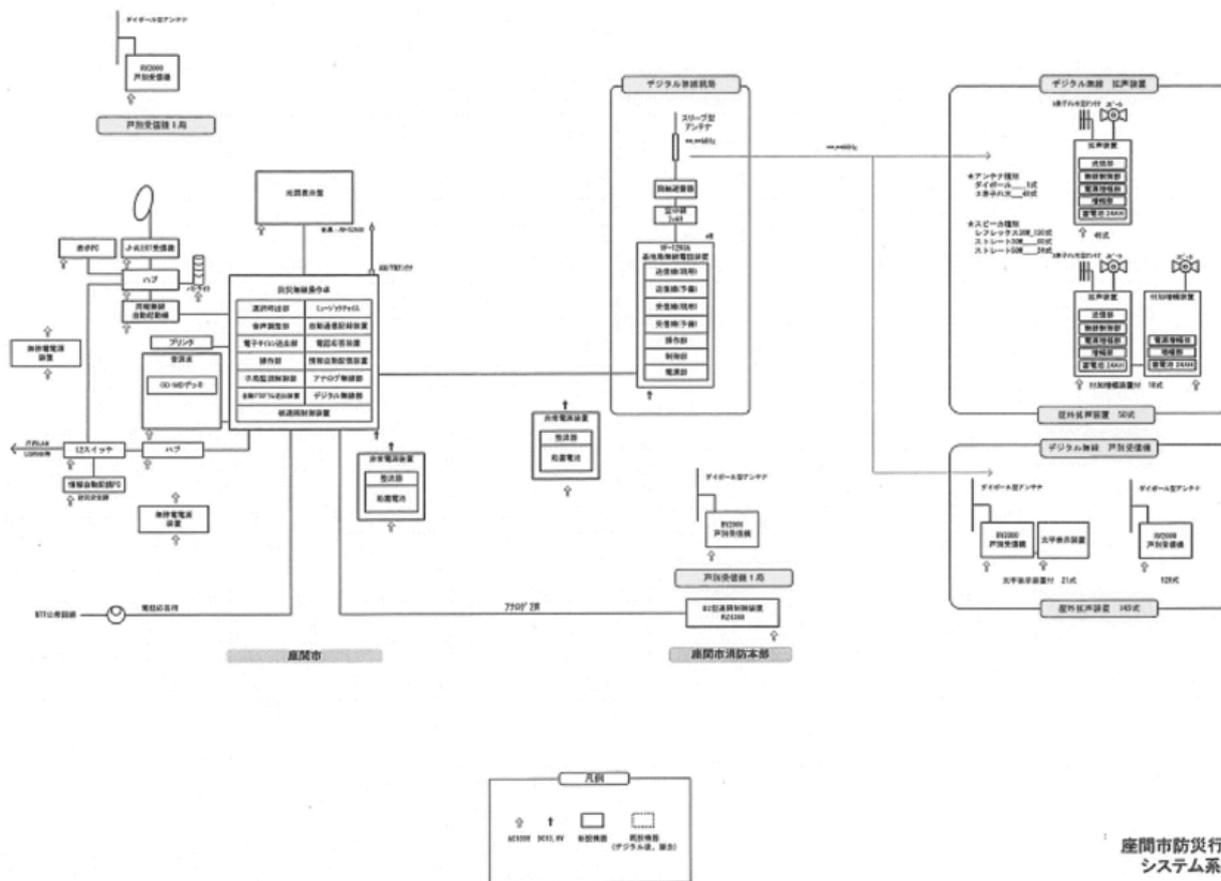
呼出名称	装置	FO db	n-1 db	n-2 db	n+1 db	n+2 db	1/3F db	1/2F db	2/3F db	3/4F db	4/3F db	3/2F db	5/3F db	2F db	3F db		S/N(db)
通 信 数		測 定 年 月 日	年 月 日			使 用 測 定 器 名											備 考

別表2

固定系子局用固定局用技術データ

免 許 人	免 許 人 立 会 者 所 属 氏 名	測 定 年 月 日	測 定 会 社 名	測 定 者 氏 名	無 線 従 事 者 資 格										
呼 出 名 称	指 定 周 波 数	周 波 数 偏 差 (Hz)	指 定 電 力 (W)	測 定 電 力 進 行 反 射 (W)	送 受 信 機 型 式	型 検 記 号 番 号	周 波 数 偏 位 (KHz)	受 信 感 度 (μV)							
呼 出 名 称	指 定 周 波 数	通 信 数	n-1 db	n-2 db	n+1 db	n+2 db	1/3F db	1/2F db	2/3F db	3/4F db	4/3F db	3/2F db	5/3F db	2F db	3F db
使 用 測 定 器 名											備 考				

別図（第3条関係）  
（システム系統図）



## 2-3 業務用移動無線（MCA無線）設置場所

No.		呼出番号	災害時呼出先	設置場所	所在地	区分
1	グループ7	999	—	危機管理課（災対本部用）	緑ヶ丘1-1-1	半
2		998	—	危機管理課（3-2情報収集室用）	緑ヶ丘1-1-1	半
3		997	—	危機管理課（3-2情報収集室用）	緑ヶ丘1-1-1	半
4		995	—	危機管理課移動局（情報収集室用）	緑ヶ丘1-1-1	ポ
5		993	—	危機管理課移動局（情報収集室用）	緑ヶ丘1-1-1	ポ
6		992	—	危機管理課移動局（情報収集室用）	緑ヶ丘1-1-1	ポ
7		991	—	危機管理課移動局（情報収集室用）	緑ヶ丘1-1-1	ポ
8	グループ1	100	—	都市部（災対都市部統制局）	緑ヶ丘1-1-1	半
9		110	100	都市部移動局	緑ヶ丘1-1-1	ポ
10		120		都市部移動局	緑ヶ丘1-1-1	ポ
11		130		都市部移動局	緑ヶ丘1-1-1	ポ
12		140		都市部移動局	緑ヶ丘1-1-1	ポ
13	グループ2	200		—	上下水道局（災対上下水道部統制局）	緑ヶ丘1-1-1
14		210	200	上下水道局移動局	緑ヶ丘1-1-1	ポ
15		220		上下水道局移動局	緑ヶ丘1-1-1	ポ
16		230		上下水道局移動局	緑ヶ丘1-1-1	ポ
17		240		上下水道局移動局	緑ヶ丘1-1-1	ポ
18		250		配水管理所	四ツ谷1018	半
19	グループ3	400		—	市民協働課（コミセン統制局）	緑ヶ丘1-1-1
20		401	998	立野台コミュニティセンター	立野台3-14-12	半
21		402		新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	四ツ谷1026	半
22		403		小松原コミュニティセンター	小松原1-45-14	半
23		404		東原コミュニティセンター	東原4-13-13	半
24		405		相模が丘コミュニティセンター	相模が丘3-38-1	半
25		406		相武台コミュニティセンター	相武台3-20-18	半
26		407		ひばりが丘コミュニティセンター	ひばりが丘1-49-1	半
27		408		栗原コミュニティセンター	栗原中央3-29-17	半

## 2 通信の確保に関する資料

No.		呼出番号	災害時呼出先	設置場所	所在地	区分
28	グループ4	350	—	生涯学習課（各センター等統制局）	緑ヶ丘1-1-1	半
29		351	997	市公民館	入谷西2-53-34	半
30		352		北地区文化センター	相模が丘5-30-4	半
31		353		東地区文化センター	東原3-1-1	半
32		354		青少年センター	立野台1-1-4	半
33		355		市民体育館	相武台1-47-1	半
34	グループ5	300	—	教育部（災対教育部統制局）	緑ヶ丘1-1-1	半
35		301	994	座間小学校	座間2-3133	半
36		302		栗原小学校	栗原中央6-8-1	半
37		303		相模野小学校	広野台1-41-1	半
38		304		相武台東小学校	栗原1302	半
39		305		ひばりが丘小学校	ひばりが丘4-4-1	半
40		306	993	東原小学校	東原2-6-1	半
41		307		相模が丘小学校	相模が丘3-1-1	半
42		308		立野台小学校	立野台1-1-3	半
43		309		入谷小学校	入谷西5-8-1	半
44		310		旭小学校	ひばりが丘5-43-1	半
45		311	中原小学校	西栗原2-16-1	半	
46		331	992	座間中学校	緑ヶ丘4-6-10	半
47		332		西中学校	座間2-1230	半
48		333		東中学校	ひばりが丘5-57-1	半
49		334		栗原中学校	栗原中央6-4-1	半
50		335		相模中学校	相模が丘6-35-1	半
51		336		南中学校	南栗原3-8-1	半
52	グループ6	510	991	座間高等学校	入谷西5-11-1	半
53		520		座間総合高等学校	栗原2487	半
54		530		相模向陽館高等学校	ひばりが丘3-58-1	半

2 通信の確保に関する資料

No.		呼出 番号	災害時 呼出先	設置場所	所在地	区分		
55	グループ 8	600	—	福祉部（災対福祉部統制局）	緑ヶ丘1-1-1	半		
56		610	600	アガペセンター	小松原2-10-14	半		
57		620		座間苑	新田宿151	半		
58		630		栗原ホーム	栗原中央6-1-18	半		
59		640		ベルホーム	栗原1261-1	半		
60		650		座間市社会福祉協議会 （ボランティアセンター）	緑ヶ丘1-2-1	半		
61		660		サライ	小松原1-17-15	半		
62		670		もくせい園	栗原中央6-7-27	半		
63		680		通園センター	東原2-8-1	半		
64		690		太陽の家座間	座間2-861-1	半		
65		621		第二座間苑	新田宿623	半		
66		996		座間支援学校	入谷西5-10-1	ポ		
67				700	—	消防本部（消防総務課）	相武台1-48-1	携
68				710	—	消防署本署（情報指令室）	相武台1-48-1	半
69		720		—	消防署東分署	東原2-7-11	携	
70		730	—	消防署北分署	相模が丘4-2-48	携		
71	グループ 9	800	—	相模台病院	相模が丘6-24-28	半		
72		810	—	相武台病院	相武台1-9-7	半		
73		820	—	健康部（災対健康部統制局）	緑ヶ丘1-1-1	半		
74		830	—	座間総合病院	相武台1-50-1	半		
75		994	—	健康センター事務所	緑ヶ丘1-1-3	ポ		
76		900	—	座間警察署（警備課）	入谷西5-50-23	半		
77		910	—	陸上自衛隊第4施設群（第3科）	座間無番地陸上自衛隊座間駐屯地	半		
78		990	—	帰宅困難対策用	—	ポ		

グループ・・・各グループを組んでいる放送局間では、グループ内一斉通信が可能。

災害時呼出先・・・発災時は通信の錯綜を防ぐため、基本的な連絡は指定番号のみとする。

無線機区分・・・半：半固定型 ポ：ポータブル型 携：携帯型

## 2-4 市防災行政無線設備（固定系）設置場所

### 親局

No.	設置場所	所在地	備考
1	市役所（防災指令室）	緑ヶ丘1-1-1	

### 遠隔制御装置

No.	設置場所	所在地	備考
1	消防本部	相武台1-48-1	

### 子局

No.	設置場所	所在地	備考
1	旧ちぐさ保育園	四ツ谷835	15m柱
2	西中学校西側	座間2-1256	20m柱
3	座間1丁目中宿不動尊	座間1-3100	20m柱
4	座間小学校	座間2-3133	15m柱
5	座間高校東側	入谷西5-11-1付近	15m柱
6	星の谷公園	入谷西3-6378	15m柱
7	座間児童館	入谷東4-44-3	15m柱
8	入谷老人憩いの家	入谷東3-34-16	15m柱
9	緑ヶ丘6丁目	緑ヶ丘6-3付近	15m柱
10	座間中学校	緑ヶ丘4-6-10	15m柱
11	立野台小学校	立野台1-1-3	15m柱
12	立野台公園	立野台3-21	15m柱
13	市営西原団地	栗原中央4-27	15m柱
14	北向庚申堂西側	栗原中央1-33	15m柱
15	栗原小学校	栗原中央6-8-1	15m柱
16	南中学校	南栗原3-8-1	屋上取付
17	市営栗原住宅	南栗原4-12	15m柱
18	東原保育園	東原4-12-18	15m柱
19	ひばりが丘保育園	ひばりが丘2-58-1	15m柱
20	ひばりが丘小学校	ひばりが丘4-4-1	屋上取付
21	ひばりが丘老人憩いの家	ひばりが丘1-41-6	20m柱
22	小松原保育園	小松原1-29-8	15m柱

2 通信の確保に関する資料

No.	設置場所	所在地	備考
23	相模が丘6-2 子供広場	相模が丘6-32	15m柱
24	北地区文化センター	相模が丘5-30-4	15m柱
25	相模が丘2丁目仲よし小道	相模が丘2-330付近	15m柱
26	相模が丘小学校	相模が丘3-1-1	屋上取付
27	相武台コミュニティセンター	相武台3-20-18	15m柱
28	相武台老人憩いの家	相武台4-5-24	15m柱
29	東原小学校	東原2-6-1	屋上取付
30	ふたば住宅集会所	南栗原6-12-18	15m柱
31	中原小学校	西栗原2-16-1	屋上取付
32	坂道公園	相武台1-4番付近	20m柱
33	皆原公民館	入谷西4-1822	15m柱
34	ひばりが丘3-3 子供広場	ひばりが丘3-703-10	15m柱
35	相模野小学校	広野台1-41-1	屋上取付
36	座間市役所	緑ヶ丘1-1-1	屋上取付
37	新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	四ツ谷1026	15m柱
38	河内公民館	座間2-819-3	15m柱
39	榎戸橋跡	入谷西5-33	15m柱
40	天台線ポケットパークアベリア	入谷東2-27	15m柱
41	立野台東公園	立野台2-10	15m柱
42	芹沢公園	栗原2890-1	15m柱
43	栗原老人憩いの家	栗原中央5-8-1	15m柱
44	東原第3公園	東原4-21	15m柱
45	旭小学校	ひばりが丘5-43-1	屋上取付
46	小松原新開公園	小松原2-44	15m柱
47	市民球場	相模が丘6-36	15m柱
48	相模が丘東保育園	相模が丘5-12-36	15m柱
49	相武台東小学校	栗原1302	屋上取付
50	下小池橋	栗原1759	15m柱

※ No. 1～32は、平成10年4月1日開局

※ No. 33～35は、平成18年4月1日開局

※ No. 36～50は、平成27年12月15日開局

## 2-5 座間市防災行政無線局（固定系）運用要綱

### （趣 旨）

第1条 この要綱は、座間市防災行政無線局管理運用規程第14条に基づき適切な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

### （放送事項）

第2条 放送は、次の事項とする。

- (1) 地震、台風、洪水等の災害に関する事項
- (2) 市民の生命、身体及び財産に重大な影響があると、判断される事項
- (3) その他、特に市長が必要と認める事項

### （放送時間）

第3条 無線局の運用時間は、常時とする。

2 定時（チャイム）放送を行う。

放 送	4月から9月	午後5時
時 刻	10月から翌年3月	午後4時30分

3 緊急放送は、災害等緊急を要する事態が発生し、又は発生が予想されるとき、その都度放送する。

### （放送の実施）

第4条 防災主管課が行う放送は、別表1に掲げる事項のうち親局放送に係る部分で、平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「休日等」という。）を除く。）午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

2 消防署が行う放送は、別表1に掲げる事項のうち親局放送に係る部分については、休日等及び平日の午後5時15分から午後9時まで（以下「平日夜間」という。）並びに遠隔制御装置放送に係る部分とする。

3 市災害対策本部が設置された場合の親局放送については、防災主管課が統括し、本部付け職員が行うものとする。

### （放送の申し込み）

第5条 放送する場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 課長等は、第2条に定める事項について、放送依頼書（第1号様式）を放送の希望する前日までに管理責任者に提出しなければならない。

ただし、緊急放送等、急を要するときは口頭、電話等により依頼し、その後速やかに放送依頼書を提出するものとする。

(2) 管理責任者は、前号に定める放送依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、承認の可否を決定するものとする。ただし、休日等及び平日夜間の場合は、消防署の当直責任者に緊急放送等を依頼し、承認を得るものとする。

## 2 通信の確保に関する資料

### (放送の制限)

第6条 管理責任者は、災害の発生、その他特に理由があるときは、放送を制限することができる。

### (放送の記録)

第7条 通信取扱者は、放送を行ったとき、無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

### (放送の方法)

第8条 放送は、別表2により行うものとする。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年7月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年2月23日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

別表1 (第4条関係)

## 放送実施に関する事項

親局放送	
放 送	◎地震等に関する事項
	1 判定会召集情報に関する放送・・・・・・・・・・ 文例 No. 1
	2 判定会解散情報に関する放送・・・・・・・・・・ 文例 No. 2
	3 警戒宣言の発令に関する放送・・・・・・・・・・ 文例 No. 3
	◎市民の生命・身体・財産に関する事項
	1 行方不明及び迷子等に関する放送・・・・・・・・ 文例 No. 19
	2 行方不明及び迷子等発見に関する放送・・・・・・・・ 文例 No. 20
	3 光化学スモッグ注意報等の発令に関する放送・・ 文例 No. 21・22
	4 光化学スモッグ注意報等の解除に関する放送・・ 文例 No. 23・24
	5 被害の防止等に関する放送（台風・大雨等）・・ 文例 No. 15
	6 振り込め詐欺等に関する放送・・・・・・・・・・ 文例 No. 25
	◎その他の事項
1 送水及び配水に関する放送・・・・・・・・・・ 文例 No. 26	
<b>遠隔制御装置放送（24時間対応とする）</b>	
事	◎地震火災等に関する事項
	1 地震発生時（震度5以上）の場合・・・・・・・・ 文例 No. 9・10
	2 火災警報の発令に関する放送・・・・・・・・・・ 文例 No. 16
	3 火災警報の解除に関する放送・・・・・・・・・・ 文例 No. 17
	4 大規模火災に関する放送・・・・・・・・・・ 文例 No. 18
<b>災害対策本部が設置された場合の親局放送</b>	
項	◎地震に関する事項
	1 警戒宣言の発令中に関する放送・・・・・・・・ 文例 No. 4・5・6・7
	2 警戒宣言の解除に関する放送・・・・・・・・ 文例 No. 8
	3 震度5以上で被害が多数発生した場合・・・・ 文例 No. 11
	4 避難誘導の広報・・・・・・・・・・ 文例 No. 12・13
	5 医療救護情報の広報・・・・・・・・・・ 文例 No. 14
	6 被害の防止等に関する放送（台風・大雨等）・・ 文例 No. 15

2 通信の確保に関する資料

別表2 (第8条関係)

放送方法

放送事項	放送時間	放送方法
<p>1 地震、台風、洪水等の災害に関する事項</p> <p>(1) 地震に関する事項</p> <p>ア 警戒宣言に関する事項</p> <p>① 判定会召集情報に関する放送 (放送文例No. 1)</p> <p>② 判定会解散情報に関する放送 (放送文例No. 2)</p> <p>③ 警戒宣言の発令に関する放送 (放送文例 No. 3)</p> <p>④ 警戒宣言の発令中に関する放送 (放送例文 No. 4~No. 7)</p> <p>⑤ 市災害対策本部からの指示事項に関する放送</p> <p>⑥ 警戒宣言の解除に関する放送 (放送文例 No. 8)</p> <p>イ 地震発生時に関する事項</p> <p>① 地震発生時 (震度5以上) の場合 (放送例文 No. 9~No. 10)</p> <p>② 震度5以上で被害が多数発生した場合 (放送例文 No. 11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判定会召集30分後、(報道解禁時)以後適時</li> <li>・ 解散情報の受信時</li> <li>・ 警戒宣言発令時、以後、適時</li> <li>・ 状況に応じて、適時</li> <li>・ 災害対策本部長から指示があったとき</li> <li>・ 警戒宣言解除時、以後、適時</li> <li>・ 地震発生以後、適時</li> <li>・ 災害対策本部長から指示があったとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ドミソド</u>のチャイムを1回繰返した後、一斉放送を行う。</li> <li>放送終了合図として<u>ドミソド</u>のチャイムを1回放送する。</li> <li>・ 地震防災信号として一斉放送で、約45秒 休 約45秒 ○—\／○— 約15秒 のサイレンを吹鳴した後一斉放送を行う。</li> <li>・ 前記ア①に準じて行う。</li> <li>・ 前記ア①に準じて行う。ただし、内容により地区別放送を選択して行う。</li> <li>・ 前記ア①に準じて行う。</li> <li>・ 前記ア①に準じて行う。</li> <li>・ 前記ア⑤に準じて行う。</li> </ul>
<p>(2) 台風・洪水に関する事項</p> <p>ア 被害の防止等に関する放送 (放送例文 No. 15)</p> <p>イ 市災害対策本部からの指示事項に関する放送</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時又は、災害発生のおそれがあるとき。</li> <li>・ 災害対策本部長から指示があったとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記ア⑤に準じて行う。</li> <li>・ 前記ア⑤に準じて行う。</li> </ul>
<p>(3) 火災に関する事項</p> <p>ア 火災警報に関する事項</p> <p>① 火災警報の発令に関する放送 (放送例文 No. 16)</p> <p>② 火災警報の解除に関する放送 (放送例文 No. 17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災警報発令時</li> <li>・ 火災警報解除時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災警報発令信号として一斉放送で、約30秒 休 約30秒 ○—\／○— 約6秒 のサイレンを吹鳴した後一斉放送を行う。</li> <li>・ 前記ア①に準じて行う。</li> </ul>

放送事項	放送時間	放送方法
イ 大規模火災に関する事項(放送例文 No. 18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長が必要と判断したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記ア⑤に準じて行う。</li> </ul>
2 市民の生命、身体及び財産に重大な影響があると、判断される事項(放送例文 No. 15、No. 19～No. 25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の状況により市長が必要と判断したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記ア⑤に準じて行う。</li> </ul>
3 その他、特に市長が必要と認める事項(放送例文 No. 26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送水又は配水に支障が生じる恐れがあるとき。</li> <li>・ 上記以外で、市長が必要と判断したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記ア⑤に準じて行う。</li> <li>・ 前記ア⑤に準じて行う。</li> </ul>

## 2-6 座間市緊急情報いさまメール配信運用要綱

---

(目的)

第1条 座間市緊急情報いさまメール（以下「本メール」という。）は、市から市民等への緊急情報伝達媒体として、携帯電話及びパソコン等へ電子メール配信を行うもので、本メールに利用登録された市民等に対し、緊急情報等を周知することを目的とする。

(名称)

第2条 本メールは、座間の古の地名とされる「いさま」を愛称として用い、「座間市緊急情報いさまメール」と呼称とする。

(配信情報及び対応等)

第3条 配信する緊急情報等については、別表（配信文例）を参考とする。

(情報入力及び配信)

第4条 緊急情報等の入力は、緊急情報いさまメール配信内容書（第1号様式）により、担当課が行い、正確性のある情報を迅速に配信するものとする。配信は、セコムトラストシステムズ株式会社（以下「セコムトラストシステムズ」という。）のシステムを介し行うものとする。

(登録情報管理)

第5条 利用登録された市民等の情報の管理は、セコムトラストシステムズが行うものとする。なお、登録状況等の確認については、防災担当主管課がセコムトラストシステムズに照会するものとする。

附 則

この要綱は平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は令和3年5月28日から施行する。

## 附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

別表（配信文例）

緊急情報	担当課	メール定型文（例）等	対 応
地震情報	危機管理課 (消防管理課)	○時○分頃、地震発生。 座間市は震度○です。 震度4以上の情報をお知らせしています。 ○時○分、東海地震予知情報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意してください。	市内で震度4以上の地震が発生した場合や東海地震予知情報、注意情報が発表された場合 平日（月～金） 危)8:30～17:15 消)17:15～8:30 休日(土日)・祝日 消)24時間対応
建物火災 (発生・鎮火)	消防管理課	○時○分頃、○○で建物火災が発生しました。火の元には御注意ください。	市内で建物火災が発生した場合、消防管理課指令係による24時間対応
行方不明者 (捜索・発見)	危機管理課 (消防管理課)	本日○時○分頃、○○にお住まいの男(女)性が行方不明になっています。特徴は・・・お心当たりのある方は最寄りの交番か、座間警察署へ御連絡ください。	座間警察署等から依頼があった場合 平日（月～金） 危・生)8:30～17:15 消)17:15～8:30 休日(土日)・祝日 消)24時間対応
不審者情報 (警察からの情報)	生活安全課 (消防管理課)	本日○時○分頃、○○付近で、○○事例が発生しました。特徴は○○です。不審者情報がありましたら、最寄りの交番か座間警察署へ御連絡ください。	
光化学スモッグ (発令・解除)		座間市全域に光化学スモッグ○○が発令されました。屋外での激しい運動などを控え、行動には十分注意してください。	座間市を含む地域に光化学スモッグが発令された場合 平日（月～金） 生)8:30～17:15 消)17:15～8:30 休日(土日)・祝日 消)24時間対応
PM2.5 注意喚起情報	生活安全課 (消防管理課)	本日は、PM2.5の濃度が高くなるおそれがあります。次の点に御注意ください。 (1) 不要不急の外出をできるだけ減らす。 (2) 屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 (3) 屋内では換気や窓の開閉を必要最小限にする。 (4) 呼吸器系や循環器系の疾患のある方、小児、高齢者などは体調に応じてより慎重に行動する。	・県から注意喚起情報が発信された場合 ・大和市役所、海老名市役所のいずれかにおいて、午前5時、6時、及び7時の1時間値の平均が、 $8.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合 平日（月～金） 生)8:30～17:15 消)17:15～8:30 休日(土日)・祝日 消)24時間対応

## 2 通信の確保に関する資料

緊急情報	担当課	メール定型文（例）等	対 応
熱中症注意喚起 情報	健康医療課 (消防管理課)	市内では、気温が高く、熱中症における暑さ指数も危険となりました。 屋外では直射日光を避け、こまめな水分補給に心掛けましょう。	平日（月～金） 健）8：30～17：15 消）17：15～8：30 休日（土日）・祝日 消）24時間対応
感染症関係情報		適宜、感染症に係る内容とする。	
その他緊急情報	危機管理課 生活安全課 (消防管理課)	その他緊急事態発生時に内容入力 (その他身体生命財産に重大な影響を及ぼす場合)	事案毎 (対応は情報内容による)

※危)は危機管理課、消)は消防管理課、生)は生活安全課、健)は健康医療課

※担当課は、施行日現在の名称とする。

第1号様式（第4条関係）

No. \_\_\_\_\_

## 緊急情報いさまメール配信内容書

課長	担当課長	係長	合議	係

メール配信内容
表題：  本文：

配信日時      \_\_\_\_年\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分

確認日時      \_\_\_\_年\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分

入力者氏名 \_\_\_\_\_

## 2-7 緊急速報メール配信運用要綱

---

(目的)

第1条 この要綱は、災害等の緊急時において、座間市の配信エリアにいる者に対し、緊急情報を緊急速報メール（以下「本メール」という。）によって携帯電話端末にメール配信することにより緊急情報を周知することを目的とする。

(配信エリア)

第2条 本メールの配信エリアは、市の全域とする。

(配信受信者)

第3条 本メールの受信対象者は、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の本メールに対応した携帯電話端末の利用者とする。

(配信情報種別等)

第4条 配信する緊急情報については、以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 避難準備情報・高齢者等避難開始
- (2) 避難勧告
- (3) 避難指示（緊急）
- (4) 警戒区域情報
- (5) 津波注意報
- (6) 津波警報
- (7) 大津波警報
- (8) 噴火警報（レベル3未満の火口周辺警報を除く。）
- (9) 指定河川洪水警報（はん濫注意情報を除く。）
- (10) 土砂災害警戒情報
- (11) 東海地震予知情報
- (12) 弾道ミサイル情報（国民保護に関わる警報）
- (13) 航空攻撃情報（国民保護に関わる警報）
- (14) ゲリラ・特殊部隊攻撃情報（国民保護に関わる警報）
- (15) 大規模テロ情報（国民保護に関わる警報）

(配信内容)

第5条 配信内容は、緊急性の高い内容に限定され、公共性の高いものであっても前条に該当しない内容は配信できない。

(配信の決定)

第6条 配信の決定は、座間市地域防災計画に基づく災害対策本部又は警戒本部が行う。また、第4条第12号、第13号、第14号及び第15号に掲げる緊急情報については、国民保

護に関わる警報が発令されたときに配信するものとする。

(情報入力及び配信)

第7条 情報の入力は、緊急速報メール配信内容書(第1号様式)により防災主管課で行い、正確な情報を直ちに配信するものとする。ただし、職員の勤務時間外(休暇等に関する条例に定める勤務時間外)に国民保護に関わる警報が発令されたときは、消防署で行うものとする。

附 則

この要綱は平成24年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年2月28日から施行する。

2 通信の確保に関する資料

第1号様式（第7条関係）

No. \_\_\_\_\_

緊急速報メール配信内容書

課長	係長	合議	係

メール送信内容
表題：  本文：

送信日時      \_\_\_\_年\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分

確認日時      \_\_\_\_年\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分

入力者氏名 \_\_\_\_\_



### 3 避難に関する資料

#### 3-1 市内都市公園

種別	公園名	計画面積 [ha]	開設面積 [ha]	開設年月日	都市計画決定 年月日 (参 考)
街区公園	入谷くつがた公園	0.30	0.30	S. 60. 4. 1	S. 58. 11. 10
	星の谷公園	0.08	0.08	S. 38. 12. 17	S. 60. 10. 4
	大門公園	0.07	0.07	S. 38. 12. 17	S. 60. 10. 4
	桜田公園	0.05	0.05	S. 48. 1. 17	S. 60. 10. 4
	緑ヶ丘第1公園	0.06	0.06	S. 45. 6. 19	S. 60. 10. 4
	緑ヶ丘第2公園	0.11	0.11	S. 45. 6. 19	S. 60. 10. 4
	明王第1公園	0.08	0.08	S. 45. 11. 1	S. 60. 10. 4
	明王第2公園	0.15	0.15	S. 45. 11. 1	S. 60. 10. 4
	遺跡公園	0.90	0.90	S. 53. 10. 6	S. 60. 10. 4
	天台第1公園	0.08	0.08	S. 52. 8. 5	S. 60. 10. 4
	天台第2公園	0.05	0.05	S. 52. 8. 5	S. 60. 10. 4
	立野台東公園	0.09	0.09	S. 32. 3. 4	S. 60. 10. 4
	立野台公園	0.91	0.91	S. 34. 9. 23	S. 60. 10. 4
	新羽根沢公園	0.06	0.06	S. 48. 1. 31	S. 60. 10. 4
	緑ヶ丘第3公園	0.16	0.16	S. 49. 6. 26	S. 60. 10. 4
	グリーンタウン第1公園	0.06	0.06	S. 53. 10. 27	S. 60. 10. 4
	グリーンタウン第2公園	0.08	0.08	S. 53. 11. 27	S. 60. 10. 4
	相模が丘第1公園	0.10	0.10	S. 57. 2. 5	S. 60. 10. 4
	坂道公園	0.11	0.11	S. 55. 5. 29	S. 60. 10. 4
	相模が丘第2公園	0.08	0.08	S. 48. 8. 3	S. 60. 10. 4
	ひばりが丘公園	0.25	0.25	S. 53. 12. 6	S. 60. 10. 4
	東原第1公園	0.10	0.10	S. 49. 12. 19	S. 60. 10. 4
	東原第2公園	0.09	0.09	S. 31. 7. 4	S. 60. 10. 4
	東原第3公園	0.10	0.10	S. 31. 7. 4	S. 60. 10. 4
	東原第4公園	0.09	0.09	S. 51. 11. 26	S. 60. 10. 4
	東原さくら公園	0.71	0.71	S. 63. 3. 25	S. 61. 9. 2
	小松原新開公園	0.13	0.13	S. 63. 6. 1	S. 63. 6. 1
入谷上谷戸公園	0.07	0.07	S. 63. 6. 1	S. 63. 6. 1	
打越ふれあい公園	0.56	0.56	H. 5. 3. 15		

種別	公園名	計画面積 [ha]	開設面積 [ha]	開設年月日	都市計画決定 年月日(参考)
街区公園	ひばりが丘第2公園	0.13	0.13	H.7.2.24	
	ひばりが丘第3公園	0.15	0.15	H.10.1.20	
	ひばりが丘第4公園	0.11	0.11	H.9.4.1	
	広野緑地公園	0.07	0.07	H.13.4.1	
	相武台けやき公園	0.05	0.05	H.15.3.12	
	にこにこ公園	0.21	0.21	H.23.5.16	
	なかや公園	0.18	0.18	H.27.7.1	
	こまつばら公園	0.22	0.22	H29.4.1	
	なかよし公園	0.36	0.36	R4.4.1	
	スカイグリーンパーク	0.83	0.83	R4.4.1	
	小計	7.99	7.99		
近隣公園	座間公園	2.50	2.50	S.38.9.7	S.45.12.22
	富士山公園	2.70	2.70	S.47.7.1	S.45.12.22
	大阪台公園	1.60	1.60	H.6.10.29	H.4.1.17
	小計	6.80	6.80		
地区公園	かにが沢公園	4.30	4.30	S.61.3.29	S.53.2.24
	小計	4.30	4.30		
総合公園	芹沢公園	16.20	※13.40	S.56.7.31	S.60.1.25
	小計	16.20	13.40		
特殊公園	県立座間谷戸山公園	32.10	※30.55	H.5.4.29	S.63.1.19
	小計	32.10	30.55		
緑道	相模が丘仲よし小道	1.38	1.38	R4.4.1	
	小計	1.38	1.38		
合計		68.77	64.42		

表中※印は、一部開設面積を示す。

### 3-2 広域避難場所

No.	避難場所	所在地	収容可能人員
1	座間小学校	座間2-3133	3,009
2	栗原小学校	栗原中央6-8-1	4,707
3	相模野小学校	広野台1-41-1	4,447
4	相武台東小学校	栗原1302	4,612
5	東原小学校	東原2-6-1	6,419
6	相模が丘小学校	相模が丘3-1-1	3,389
7	立野台小学校	立野台1-1-3	4,112
8	入谷小学校	入谷西5-8-1	4,404
9	ひばりが丘小学校 東中学校	ひばりが丘4-4-1 ひばりが丘5-57-1	13,704
10	座間中学校	緑ヶ丘4-6-10	11,023
11	西中学校	座間2-1230	6,740
12	栗原中学校	栗原中央6-4-1	5,219
13	相模中学校	相模が丘6-35-1	6,088
14	南中学校	南栗原3-8-1	4,096
15	県立座間高等学校	入谷西5-11-1	12,600
16	県立座間総合高等学校	栗原2487	9,061
17	県立相模向陽館高等学校	ひばりが丘3-58-1	6,980
18	芹沢公園（一部）	栗原2593-1	15,000
19	相模カンツリー倶楽部	大和市中央林間西7-1-1	179,200
20	座間市民球場	相模が丘6-36-24	8,198
21	富士山公園	入谷西1-3734	3,500
22	座間谷戸山公園（一部）	入谷東1-6-1	7,500
合計			324,008

### 3-3 指定避難所（一次避難所）

No.	名称	所在地	収容可能人員	電話番号
1	座間小学校	座間2-3133	267	251-0009
2	栗原小学校	栗原中央6-8-1	293	251-0074
3	相模野小学校	広野台1-41-1	289	251-0625
4	相武台東小学校	栗原1302	262	251-6446
5	ひばりが丘小学校	ひばりが丘4-4-1	267	252-1124
6	東原小学校	東原2-6-1	263	253-3145
7	相模が丘小学校	相模が丘3-1-1	255	254-8202
8	立野台小学校	立野台1-1-3	265	254-8100
9	入谷小学校	入谷西5-8-1	265	253-7211
10	旭小学校	ひばりが丘5-43-1	265	253-2255
11	中原小学校	西栗原2-16-1	270	251-3882
12	座間中学校	緑ヶ丘4-6-10	397	251-0135
13	西中学校	座間2-1230	373	251-2277
14	東中学校	ひばりが丘5-57-1	360	253-3357
15	栗原中学校	栗原中央6-4-1	360	254-9977
16	相模中学校	相模が丘6-35-1	360	253-2183
17	南中学校	南栗原3-8-1	408	256-0700
18	立野台コミュニティセンター	立野台3-14-12	188	255-0815
19	新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	四ツ谷1026	172	257-4871
20	小松原コミュニティセンター	小松原1-45-14	177	257-9640
21	東原コミュニティセンター	東原4-13-13	181	255-9770
22	相模が丘コミュニティセンター	相模が丘3-38-1	189	258-3000
23	相武台コミュニティセンター	相武台3-20-18	180	258-3001
24	ひばりが丘コミュニティセンター	ひばりが丘1-49-1	190	257-7698
25	栗原コミュニティセンター	栗原中央3-29-17	176	257-7210
26	県立座間高等学校	入谷西5-11-1	361	253-2011
27	県立座間総合高等学校	栗原2487	460	253-2920
28	県立相模向陽館高等学校	ひばりが丘3-58-1	456	298-3455
合 計			7,949	

収容可能人数[人] = 収容可能面積[m<sup>2</sup>] / 2 [m<sup>2</sup>/人] 小数点以下切捨

### 3-4 指定避難所（二次避難所）

No.	名称	所在地	収容可能人員	電話番号
①	市公民館	入谷西2-53-34	191	255-3131
②	北地区文化センター	相模が丘5-30-4	158	042-747-3361
③	東地区文化センター	東原3-1-1	159	253-0781
④	もくせい園	栗原中央6-7-27	38	253-0804
⑤	通園センター	東原2-8-1	78	254-2655
⑥	青少年センター	立野台1-1-4	167	253-8411
⑦	県立座間支援学校	入谷西5-10-1	20	255-2251
合 計			811	

NO. ①～⑥は、収容可能人数[人]＝収容可能面積[m<sup>2</sup>]／3[m<sup>2</sup>／人] 小数点以下切捨

NO. ⑦の収容可能人数は、災害時における障がい者等の緊急受入れに関する協定に基づく

### 3-5 応急救護所

No.	名称	所在地	電話番号
1	座間小学校	座間2-3133	251-0009
2	相模が丘小学校	相模が丘3-1-1	254-8202
3	座間中学校	緑ヶ丘4-6-10	251-0135
4	東中学校	ひばりが丘5-57-1	253-3357
5	栗原中学校	栗原中央6-4-1	254-9977
6	相模中学校	相模が丘6-35-1	253-2183

## 3-6 指定緊急避難場所

No.	名称	所在地	対象となる異常な現象の種類			
			洪水	がけ崩れ	地震	大規模な火事
1	座間小学校【校庭】	座間2-3133			○	○
2	座間小学校【校舎・体育館】	座間2-3133	○	○		
3	栗原小学校【校庭】	栗原中央6-8-1			○	○
4	栗原小学校【校舎・体育館】	栗原中央6-8-1	○	○		
5	相模野小学校【校庭】	広野台1-41-1			○	○
6	相模野小学校【校舎・体育館】	広野台1-41-1	○	○		
7	相武台東小学校【校庭】	栗原1302				○
8	相武台東小学校【体育館】	栗原1302	○	○		
9	東原小学校【校庭】	東原2-6-1			○	○
10	東原小学校【校舎・体育館】	東原2-6-1	○	○		
11	相模が丘小学校【校庭】	相模が丘3-1-1			○	○
12	相模が丘小学校【校舎・体育館】	相模が丘3-1-1	○	○		
13	立野台小学校【校庭】	立野台1-1-3			○	○
14	立野台小学校【校舎・体育館】	立野台1-1-3	○	○		
15	入谷小学校【校庭】	入谷西5-8-1			○	○
16	入谷小学校【校舎・体育館】	入谷西5-8-1	○	○		
17	旭小学校【校庭】	ひばりが丘5-43-1			○	○
18	旭小学校【校舎・体育館】	ひばりが丘5-43-1	○	○		
19	中原小学校【校庭】	西栗原2-16-1				○
20	中原小学校【校舎・体育館】	西栗原2-16-1	○	○		
21	ひばりが丘小学校【校庭】 東中学校【校庭】	ひばりが丘4-4-1 ひばりが丘5-57-1			○	○
22	ひばりが丘小学校【校舎・体育館】 東中学校【校舎・体育館】	ひばりが丘4-4-1 ひばりが丘5-57-1	○	○		
23	座間中学校【校庭】	緑ヶ丘4-6-10			○	○
24	座間中学校【校舎・体育館】	緑ヶ丘4-6-10	○	○		
25	西中学校【校庭】	座間2-1230			○	○
26	西中学校【校舎・体育館】	座間2-1230		○		
27	栗原中学校【校庭】	栗原中央6-4-1			○	○
28	栗原中学校【校舎・体育館】	栗原中央6-4-1	○	○		
29	相模中学校【校庭】	相模が丘6-35-1			○	○
30	相模中学校【校舎・体育館】	相模が丘6-35-1	○	○		

3 避難に関する資料

No.	名称	所在地	対象となる異常な現象の種類			
			洪水	がけ崩れ	地震	大規模な火事
31	南中学校【校庭】	南栗原3-8-1			○	○
32	南中学校【校舎・体育館】	南栗原3-8-1	○	○		
33	県立座間高等学校【校庭】	入谷西5-11-1			○	○
34	県立座間高等学校【校舎・体育館】	入谷西5-11-1	○	○		
35	県立座間総合高等学校【校庭】	栗原2487			○	○
36	県立座間総合高等学校【校舎・体育館】	栗原2487	○	○		
37	県立相模向陽館高等学校【校庭】	ひばりが丘3-58-1			○	○
38	県立相模向陽館高等学校【校舎・体育館】	ひばりが丘3-58-1	○	○		
39	芹沢公園（一部）	栗原2593-1			○	○
40	相模カンツリークラブゴルフ場	大和市中心林間西7-1-1			○	○
41	座間市民球場	相模が丘6-36-24			○	○
42	富士山公園	座間3734			○	○
43	県立座間谷戸山公園（一部）	入谷東1-5994			○	○
44	立野台コミュニティセンター	立野台3-14-12	○	○		
45	新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	四ツ谷1026		○		
46	小松原コミュニティセンター	小松原1-45-14	○	○		
47	東原コミュニティセンター	東原4-13-13	○	○		
48	相模が丘コミュニティセンター	相模が丘3-38-1	○	○		
49	相武台コミュニティセンター	相武台3-20-18	○	○		
50	ひばりが丘コミュニティセンター	ひばりが丘1-49-1	○	○		
51	栗原コミュニティセンター	栗原中央3-29-17	○	○		
52	市公民館	入谷西2-53-34	○	○		
53	北地区文化センター	相模が丘5-30-4	○	○		
54	東地区文化センター	東原3-1-1	○	○		
55	もくせい園	栗原中央6-7-27	○	○		
56	通園センター	東原2-8-1	○	○		
57	青少年センター	立野台1-1-4	○	○		

### 3-7 一時（いつとき）避難場所

No.	名称	所在地	広さ (㎡)
1	遺跡公園	入谷東2-2944-9	9000
2	入谷くつがた公園	入谷西5-118-2	3100
3	打越ふれあい公園	緑ヶ丘1-27-1	560
4	大坂台公園	相武台1-4399-5	16200
5	かにが沢公園	緑ヶ丘4-1458	43800
6	小松原新開公園	小松原2-5298-2	1300
7	相模が丘第1公園	相模が丘1-258-2	1000
8	相模が丘第2公園	相模が丘6-1069	800
9	坂道公園	相武台1-4988-1	1000
10	桜田公園	入谷西5-164-56	500
11	新羽根沢公園	入谷東4-2236-35	600
12	相武台けやき公園	相武台2-268-7	500
13	立野台公園	立野台3-358	9300
14	立野台東公園	立野台2-103	900
15	天台第1公園	入谷東3-2801-20	800
16	東原さくら公園	東原5-5505-4	7100
17	東原第1公園	ひばりが丘5-777-7	1000
18	東原第3公園	東原4-5318-1	1000
19	ひばりが丘公園	ひばりが丘1-5517-1	2500
20	ひばりが丘第2公園	ひばりが丘2-744-13	1600
21	ひばりが丘第3公園	ひばりが丘3-620-6	1500
22	広野緑地公園	相模が丘1-109	700
23	緑ヶ丘第1公園	緑ヶ丘6-6089-19	600
24	緑ヶ丘第2公園	緑ヶ丘5-3959-11	1000
25	緑ヶ丘第3公園	緑ヶ丘2-2114-41	1600
26	明王第2公園	明王20-1	1500
27	にこにこ公園	相模が丘4-1115-1	2100
28	こまつばら公園	小松原1-5147-4	2200
29	座間2-8多目的広場	座間2-2417	1410
30	新田宿5多目的広場	新田宿49-1	1116
31	四ツ谷7多目的広場	四ツ谷73-1	1485
32	入谷1-1多目的広場	入谷西2-3067	1480

### 3 避難に関する資料

No.	名称	所在地	広さ (㎡)
33	南栗原 6-2 多目的広場	南栗原6-15	2754
34	座間 2-4 子供広場	座間2-820	472
35	座間 1-3 子供広場	座間1-3100-1	396
36	相武台 4-1 多目的広場	相武台4-5先	1251
37	広野台 1-3 子供広場	広野台1-1先	621
38	南栗原 5-2 子供広場	南栗原5-8先	748
39	南栗原 2-1 子供広場	南栗原2-2先	591
40	座間児童館	入谷東4-44-3	520

## 3-8 要配慮者利用施設

### 1 洪水に対する避難確保計画が必要な施設

要配慮者利用施設のうち、洪水浸水想定区域（0.5m以上）に該当する施設。

No	施設名称	所在地	区域
1	太陽の家 座間	座間 2-861-1	鳩川洪水浸水想定区域（0.5～3.0m未満）
2	特別養護老人ホーム 座間苑	新田宿 151	相模川洪水浸水想定区域（0.5～3.0未満） 鳩川洪水浸水想定区域（0.5未満）
3	特別養護老人ホーム 第二座間苑	新田宿 623	相模川洪水浸水想定区域（0.5～3.0未満） 鳩川洪水浸水想定区域（0.5未満）
4	住宅型有料老人ホーム こもれび	新田宿 201	相模川洪水浸水想定区域（0.5～3.0未満） 鳩川洪水浸水想定区域（0.5～3.0未満）
5	住宅型有料老人ホーム こもれび座間式号館	新田宿 203	相模川洪水浸水想定区域（0.5～3.0未満） 鳩川洪水浸水想定区域（0.5未満）
6	さくらんぼ	栗原 1151-1	目久尻川洪水浸水想定区域（0.5～3.0m未満）
7	グループホームイー・ケア座間	栗原中央 3-10-1	目久尻川洪水浸水想定区域（0.5～3.0未満）
8	ケアセンター座間苑	新田宿 125-4	相模川洪水浸水想定区域（0.5～3.0未満） 鳩川洪水浸水想定区域（0.5未満）
9	ソーシャルインクルーホーム座間四ツ谷	四ツ谷 6-1	相模川洪水浸水想定区域（0.5～3.0m未満） 鳩川洪水浸水想定区域（0.5未満）
10	ちぐさ保育園	四ツ谷 7 番地	相模川洪水浸水想定区域（0.5～3.0m未満） 鳩川洪水浸水想定区域（0.5未満）
11	麦っ子畑保育園	南栗原 1-4-3	目久尻川洪水浸水想定区域（0.5～3.0m未満）
12	麦っ子学童クラブ		
13	たからじま	新田宿 8-8	相模川洪水浸水想定区域（0.5～3.0m未満） 鳩川洪水浸水想定区域（0.5未満）
14	リハビリ連携施設悠座間四ツ谷	四ツ谷 372 番 1	鳩川洪水浸水想定区域（0.5～3.0m未満） 相模川洪水浸水想定区域（0.5～3.0m未満）
15	グループホームいこい	栗原中央 3-10-22 レオパレスセントラルヒルズIV	目久尻川洪水浸水想定区域（0.5～3.0m未満）
16	市立西中学校	座間 2-1230	鳩川洪水浸水想定区域（0.5～3.0m未満） 相模川浸水想定区域（0.5～3.0m未満）

### 2 土砂災害に対する避難確保計画が必要な施設

要配慮者利用施設のうち、土砂災害（特別）警戒区域に該当する施設。

No	施設名称	所在地	区域
1	うるわしの杜座間	相武台 3-16-1	土砂災害警戒区域

## 4 消防・水防に関する資料

令和6年1月1日現在

### 4-1 消防本部・署現有車両

配置	名称	合計
消防本部	広報車	6台
	広報車	
	広報車	
	査察車	
	広報車	
	広報車	
消防署	指令車	14台
	指揮車	
	はしご自動車	
	はしご付消防ポンプ自動車	
	救助工作車	
	水槽付消防ポンプ自動車	
	消防ポンプ自動車	
	高規格救急自動車	
	高規格救急自動車	
	非常用救急自動車	
	資機材搬送車	
	広報車	
	その他の車両	
	小型二輪・原付	2台
東分署	化学消防ポンプ自動車	4台
	消防ポンプ自動車	
	高規格救急自動車	
	広報車	
北分署	消防ポンプ自動車	4台
	非常用消防ポンプ自動車	
	高規格救急自動車	
	広報車	

## 4-2 消防備品類状況

(令和6年1月1日)

### 消防無線機器等

種別			数量
アナログ無線 400MHz	無線局（陸上移動局）	署活動用関東共通波・防災相互実装	41
デジタル無線 260MHz	無線局（基地局）	県央東部指令センター	1
		座間市役所	1
	無線局（陸上移動局）	車載型	25
		携帯型	17
		卓上	3
	可搬	1	

### 検査用・調査用器材等

区分	品名	数量	区分	品名	数量
検査用器材	回路計	1	その他	プロジェクター	1
	普通騒音計	2		映画用スクリーン	1
	静電気測定器	1		訓練用水消火器	37
	超音波厚さ計	1		訓練用移動式屋内消火設備	2
	電磁膜厚計	1		煙体験ハウス	1
	ピンホール探知器	1		ポータースモーク	1
	デジタルレーザーメーター	2		119番通報訓練装置	1
調査器材	真空法ガス採取器（北川式）	1		デジタルカメラ	2
	熱風プラジェット	1			
	USBマイクロスコープ	1			
	デジタルランプメータ	1			

### 4-3 消防水利の状況

(令和6年1月1日)

署所	管区名	消火栓	公設防火水槽					私設防火水槽					プール池	
			60m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> 給	20m <sup>3</sup>	小計	40m <sup>3</sup> 超	40m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> 給	20m <sup>3</sup>		小計
消防署	新田宿	32				2	1	3		1			1	
	四ツ谷	24		2		2		4						
	座間1	46	1	3		2	2	8						1
	座間2	25	1	5		1		7		1			1	1
	入谷東1	7				1		1						
	入谷東2	17		10				10						
	入谷東3	20		5			1	6		5			5	
	入谷東4	36		5		1	2	8		3			3	
	入谷西1	3								4			4	
	入谷西2	24	1	2		2		5	1	1			2	
	入谷西3	20		4				4		1			1	
	入谷西4	9				1	1	2		1			1	
	入谷西5	17		3				3	1				1	3
	明王	15		2				2						
	立野台1	10		4				4		1			1	1
	立野台2	12		1				1						
	立野台3	21		3				3		2			2	1
	緑ヶ丘1	8		5				5						
	緑ヶ丘2	13		3				3						
	緑ヶ丘3	19		1		2		3						
緑ヶ丘4	13		3				3		2			2		
緑ヶ丘5	10		1				1							
緑ヶ丘6	13		2		1		3		1			1		
相武台1	13	1	2				3	5	1			6		
小計	427	4	66		15	7	92	7	24			31	8	
北分署	小池	13		2		2		4		2			2	
	小松原1	23		2				2	3	10		1	14	
	小松原2	27	1	1				2	3	10	1		14	
	広野台1	20	1	3		1		5	1	5	1		7	1

## 4 消防・水防に関する資料

署所	管区名	消火栓	公設防火水槽					私設防火水槽					プール池	
			60m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> 給	20m <sup>3</sup>	小計	40m <sup>3</sup> 超	40m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> 給	20m <sup>3</sup>		小計
北分署	広野台2	8							16	21			37	
	相武台北	12	1	2				3		2			2	
	相武台2	19		1				1	2	6			8	
	相武台3	29		3				3	1	6	1		8	
	相武台4	7				1		1						1
	相模が丘1	24		2				2	2	9	1		12	
	相模が丘2	16	1	2		1		4		2			2	1
	相模が丘3	15	2	3		1		6						
	相模が丘4	24	1	3		1		5		1			1	
	相模が丘5	28		1		1		2		5	2		7	
	相模が丘6	19		6				6		12			12	
小計	284	7	31		8		46	28	91	6	1	126	3	
東分署	ひばりが丘1	21	1	2		1		4		2			2	
	ひばりが丘2	21		4		1		5		1			1	
	ひばりが丘3	20		4		2		6		5			5	1
	ひばりが丘4	14		1				1	7	11	1		19	1
	ひばりが丘5	21		3				3		5		1	6	1
	栗原1	12		1				1	6	3			9	1
	南栗原1	11		1				1						
	南栗原2	2								3			3	
	南栗原3	8	1					1						
	南栗原4	16		1				1		3			3	
	南栗原5	10				1		1						
	南栗原6	15		3				3						
	栗原中央1	17		1	1	1		3						
	栗原中央2	8			1	1		2						
	栗原中央3	12				1		1		1			1	
	栗原中央4	11		1				1		1			1	
	栗原中央5	9		2		1		3						
	栗原中央6	10	1	1		1		3						1
東原1	11		1				1	3	1			4		
東原2	7		3				3		2		1	3		

4 消防・水防に関する資料

署所	管区名	消火栓	公設防火水槽					私設防火水槽					プール池	
			60m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> 給	20m <sup>3</sup>	小計	40m <sup>3</sup> 超	40m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> 給	20m <sup>3</sup>		小計
東分署	東原3	13		2				2						1
	東原4	6	2	3				5	2	2			4	
	東原5	7	1	4				5		9			9	
	さがみ野1	5								1			1	
	さがみ野2	3				2		2						
	さがみ野3	4				1		1						
	西栗原1	8	1	2				3						
	西栗原2	8		1		1		2		2			2	1
	小計	310	7	41	2	14		64	18	52	1	2	73	7
総合計	1021	18	138	2	37	7	202	53	167	7	3	230	18	

## 4-4 消防本部・署及び消防団器具置場の現況

区分		施設名	所在地	構造	自家 発電機	便所	建築 年月	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ 面積 (㎡)
署所別										
消防本部			相武台1-48-1	鉄骨コンクリート造4F	有	水洗	H30.3	4798.11	1965.65	5238.06
消防署			東原2-7-11	鉄骨コンクリート造1F	有	水洗	S54.3	1030	380.45	380.45
東分署			相模が丘4-2-48	鉄骨コンクリート造2F	有	水洗	S59.3	1181.56	344.31	448.78
北分署										
第1分団	第1部	器具置場兼待機室	入谷西3-5-7	鉄骨造2F	無	水洗	S58.3	111.7	25.89	42.11
	第2部	器具置場兼待機室	入谷西3-19-1	鉄骨造3F	無	水洗	H31.2	102.06	35	105
	第3部	器具置場兼待機室	入谷西2-46-5	鉄骨造2F	無	水洗	S53.3	40	24.32	38.76
第2分団	第1部	器具置場	座間1-3412-2	鉄骨造1F	無	なし	S60.3	119	26.97	26.97
		待機室	座間1-3100-1	木造1F	無	水洗	S53.2	90	19.83	19.83
	第2部	器具置場兼待機室	座間2-2391	鉄骨造2F	無	水洗	R4.1	496.79	146.2	232
		器具置場	座間1-2119-1 (中河原)	軽量鉄骨1F	無	なし	S55.7	33	9.72	9.72
	第3部	器具置場兼待機室	座間2-2858-6	鉄骨造2F	無	水洗	S63.2	68.68	22.15	38.11
第3分団	第1部	器具置場兼待機室	栗原中央1-35-34	鉄骨造2F	無	水洗	H3.3	136	35	70
	第2部	器具置場兼待機室	栗原中央5-6-1	鉄骨造2F	無	水洗	H4.12	89	35.4	70.4
		器具置場	西栗原1-4366-2 (中原)	木造1F	無	なし	S43.9	32	4.95	4.95
	第3部	器具置場兼待機室	南栗原5-4-7	鉄骨造2F	無	水洗	H4.3	195.3	35	70
	第4部	器具置場兼待機室	さがみ野1-6-12	鉄骨造2F	無	水洗	H6.3	83.6	36.96	71.4
	第5部	器具置場兼待機室	ひばりが丘5-59-12	鉄骨造2F	無	水洗	H元.3	64.04	26.49	43.56
第4分団	第1部	器具置場兼待機室	相武台1-37-24	鉄骨造2F	無	水洗	S57.1	40	26.89	43.11
	第2部	器具置場兼待機室	相模が丘2-31-41	鉄骨造2F	無	水洗	H8.6	76	30.8	55.3
	第3部	器具置場兼待機室	小松原1-17-18	鉄骨造2F	無	水洗	S53.3	68	25.46	39.9
第5分団	第1部	器具置場兼待機室	新田宿442	鉄骨造2F	無	水洗	H2.3	72	26.6	47.88
	第2部	器具置場兼待機室	四ツ谷770-3	鉄骨造2F	無	水洗	S61.3	89	25.89	42.11

## 4-5 消防団現有車両

(令和6年1月1日)

区分 分団名	車種別	車名	登録番号	登録 年月日	気筒 容積	ポンプ級
第1分団第1部	消防ポンプ自動車	日産	相模800す3022	H18.11.7	4,770	A-2
第1分団第2部	小型動力ポンプ付積載車	日産	相模800す1779	H17.11.28	1,990	B-3 トーハツ
第1分団第3部	小型動力ポンプ付積載車	日産	相模830す103	H29.12.18	1,990	B-3 トーハツ
第2分団第1部	消防ポンプ自動車	日野	相模830た201	H27.10.20	4,000	A-2
第2分団第2部	小型動力ポンプ付積載車	日産	相模830せ202	R1.12.16	1,990	B-3 トーハツ
第2分団第3部	小型動力ポンプ付積載車	日産	相模830せ203	H30.11.26	1,990	B-3 トーハツ
第3分団第1部	消防ポンプ自動車	日野	相模830す301	H24.10.16	4,000	A-2
第3分団第2部	消防ポンプ自動車	日野	相模830す302	H26.10.24	4,000	A-2
第3分団第3部	消防ポンプ自動車	日野	相模800す8372	H25.10.25	4,000	A-2
第3分団第4部	消防ポンプ自動車	日産	相模800す579	H16.12.17	4,770	A-2
第3分団第5部	小型動力ポンプ付積載車	日産	相模830さ305	H28.11.10	1,990	B-3 トーハツ
第4分団第1部	消防ポンプ自動車	日産	相模800す578	H16.12.17	4,770	A-2
第4分団第2部	小型動力ポンプ付積載車	日産	相模800す3890	H19.9.28	1,990	B-3 トーハツ
第4分団第3部	小型動力ポンプ付積載車	日産	相模800す4827	H20.11.10	1,990	B-3 トーハツ
第5分団第1部	消防ポンプ自動車	日野	相模800す6386	H23.3.10	4,000	A-2
第5分団第2部	小型動力ポンプ付積載車	日産	相模830さ502	R2.12.2	1,990	B-3 トーハツ

## 4-6 消防団現有資機材

(令和6年1月1日)

消防団 \ 資機材	エンジンカッター	チェーンソー	削岩機	削岩機 (手動式)	油圧救助器具 (手動式)	ジャッキ	発電機 投光器	チェーンブロック	担架	排水ポンプ	簡易貯水槽	ピンチボール	ライフジャケット	ハンマードリル
第1分団第1部	2	2	1	1	1	1	2	1	3	1	1	5	5	1
第1分団第2部	2	2		1		1	1	1	3	1		5	5	
第1分団第3部	2	2		1		1	1	1	3	1		5	5	
第2分団第1部	2	2	1	1	1	1	2	1	3	1	1	5	5	1
第2分団第2部	2	2		1		1	1	1	3	1		5	5	
第2分団第3部	2	2		1		1	1	1	3	1		5	5	
第3分団第1部	2	2	1	1	1	1	2	1	3	1	1	5	5	1
第3分団第2部	2	2		1		1	1	1	3	1		5	5	
第3分団第3部	2	2		1		1	1	1	3	1		5	5	
第3分団第4部	2	2		1		1	1	1	3	1		5	5	
第3分団第5部	2	2		1		1	1	1	3	1		5	5	
第4分団第1部	2	2	1	1	1	1	2	1	3	1	1	5	5	1
第4分団第2部	2	2		1		1	1	1	3	1		5	5	
第4分団第3部	2	2		1		1	1	1	3	1		5	5	
第5分団第1部	2	2	1	1	1	1	2	1	3	1	1	5	5	1
第5分団第2部	2	2		1		1	1	1	3	1		5	5	

## 4-7 水防資機材備蓄状況

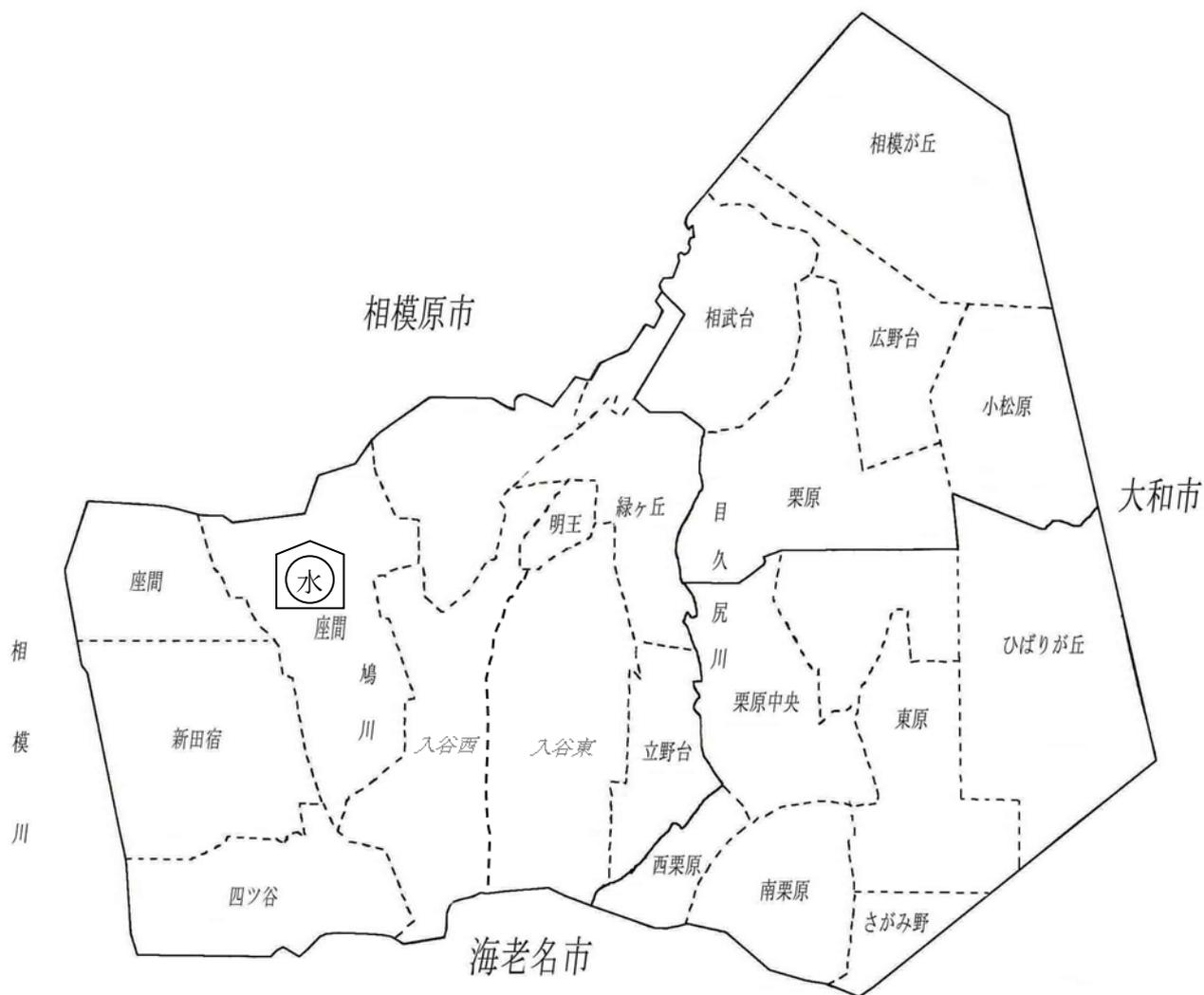
区分	土のう類	鉄杭	鉄線	なわ類	スコップ	ツルハシ	掛矢	ノコギリ	ナタ	シート	パイプ	コンパネ	カッター	一輪車
	枚	本	kg	巻	丁	丁	丁	丁	丁	枚	本	枚	丁	台
水防倉庫	2,400	800	60		19	5	12	2	3	155	104	30		4

## 4-8 水難救助用ボート

種別	船舶検査済票の番号	船体	機関（船外機）	定員	救命胴衣	購入年月日
ゴムボート	第235-51568	アキレス	トーハツ	6名	6着	H26.10.21
ゴムボート	第235-49645	アキレス	トーハツ	6名	6着	H23.6.23

### 4-9 座間市水防倉庫位置図

No.	名称	所在地
1	水防倉庫	座間市座間2丁目 2391



## 5 緊急輸送に関する資料

### 5-1 市保有車両

(令和5年8月1日現在)

用途	台数
ブルドーザー	0
ダンプカー	4
グレーダー	0
シャベルドーザー	0
クレーン車	0
給水車	2
し尿収集車	5
ごみ収集車	27
上記以外の車応急復旧両 ※広報車、救急車、消防車等	48
バス	1
トラック	11
左記以外の車両 ※バイク含む	81
計	179

種類	台数
大型特殊自動車	3
中型車	2
準中型車	16
普通自動車	80
軽自動車	65
小型自動車	9
第1種原動機付自転車	4
計	179

## 5-2 緊急交通路線

---

路線名
国道246号
県道46号（相模原茅ヶ崎）
県道51号（町田厚木）

## 5-3 緊急輸送道路

---

### 第1次緊急輸送道路

路線名
国道246号
県道42号（藤沢座間厚木）
県道46号（相模原茅ヶ崎）
県道51号（町田厚木）

### 第2次緊急輸送道路

路線名
県道42号（藤沢座間厚木）
市道17号線（座間市役所交点～県道42号[藤沢座間厚木]交点）

## 5-4 市指定緊急輸送道路補完道路

路線名	起点	終点
1	入谷西2丁目1523番1地先	立野台2丁目284番2地先
2	四ツ谷489番1地先	入谷西4丁目1762番1地先
3	四ツ谷747番1地先	座間2丁目3169番3地先
4	座間2丁目2952番地先	緑ヶ丘5丁目5710番1地先
5	相武台1丁目4518番4地先	広野台1丁目5141番5地先
6	相模が丘1丁目173番1地先	相模が丘6丁目1548番1地先
7	相模が丘1丁目135番1地先	相模が丘6丁目1507番1地先
8	相模が丘6丁目1010番1地先	相模が丘5丁目927番2地先
10	小松原1丁目5192番14地先	ひばりが丘4丁目5366番2地先
11	緑ヶ丘2丁目5726番4地先	ひばりが丘1丁目5534番6地先
12	ひばりが丘5丁目6164番2地先	ひばりが丘4丁目6058番8地先
13	広野台2丁目5633番3地先	さがみ野2丁目5182番2地先
14	さがみ野1丁目5245番2地先	東原5丁目5328番1地先
15	相武台4丁目4752番3地先	栗原中央5丁目3271番1地先
16	栗原中央1丁目1800番2地先	小松原1丁目2044番1地先
17	緑ヶ丘6丁目6088番6地先	立野台1丁目4920番1地先
18	入谷東3丁目2947番4地先	入谷東3丁目28番10地先
37	ひばりが丘4丁目6165番地先	ひばりが丘3丁目607番7地先
44	入谷東2丁目1番3地先	栗原中央1丁目4689番1地先
53	入谷東3丁目48番2地先	入谷東3丁目1859番5地先

## 5-5 ヘリコプター臨時離着陸場

	名称	所在地	離着陸場面積	
			東西×南北[m]	面積[m <sup>2</sup> ]
(1)	芹沢公園芝生広場	栗原2545	110×40	4,400
(2)	市民球場	相模が丘6-36-24	110×110	12,100
(3)	新田宿グラウンド	新田宿2178	110×110	12,100

## 5-6 県ドクターヘリ離着陸場

	臨時離着陸場番号	名称	所在地	土地の状況
①	T-161 座間1	県立座間高等学校	入谷西5-11-1	グラウンド
②	T-162 座間2	新田宿グラウンド	新田宿2178	グラウンド
③	T-163 座間3	相模川グラウンド	座間入谷4468	グラウンド
④	T-164 座間4	県立相模向陽館高等学校	ひばりが丘3-58-1	グラウンド
⑤	T-165 座間5	県立座間総合高等学校	栗原2487	グラウンド
⑥	T-166 座間6	相模川多目的広場	座間入谷4468	グラウンド

## 6 医療救護に関する資料

### 6-1 市内病院・医院

(令和5年11月現在)

	医療機関名	所在地	電話番号
病院	相模台病院	相模が丘 6-24-28	046-256-0011
	座間厚生病院	栗原 912-2	046-255-3211
	相武台病院	相武台 1-9-7	046-256-5111
	座間総合病院	相武台 1-50-1	046-251-1311
内科・小児科	浅利クリニック	座間 2-236-4	046-255-8611
	たかはしクリニック	相武台 3-42-61 1F	046-257-7737
	入澤クリニック	相模が丘 1-18-26	042-748-7131
	相模が丘内科	相模が丘 5-42-10 102	042-742-6866
	馬來内科胃腸外科	相武台 2-38-31	046-255-3228
	広井内科医院	緑ヶ丘 4-7-7	046-254-8307
	降矢医院	相武台 3-18-51	046-251-1364
	鵜田医院	相模が丘 3-53-10	046-251-2205
	前田医院	ひばりが丘 3-8-7	046-251-3137
	菊田医院	さがみ野 3-1-12	046-253-1234
	宮本内科小児科	入谷東 2-6-23	046-255-5222
	さとだ内科クリニック	入谷西 3-18-1 1F	046-298-0066
	竹川胃腸科医院	立野台 2-3-6	046-254-3166
	立野台内科クリニック	立野台 3-14-5	046-204-9222
	相武台ニーレンクリニック	相武台 1-35-10	046-298-2552
	相武台メディカルクリニック	相武台 3-27-60	046-255-3003
	若田部メディカルクリニック	相模が丘 1-25-3 1-A	042-705-8083
	佐藤内科	相模が丘 4-19-18	046-252-1777
	塚原クリニック	相模が丘 5-5-7 105	042-705-9555
	鳥羽内科	ひばりが丘 1-29-1	046-255-2732
	とき内科クリニック座間駅前	入谷東 4-54-31 3階-A	046-253-4110
小児科	おぎはらこどもクリニック	入谷東 4-41-20	046-255-0066
	座間小児科診療所	立野台 2-20-24	046-251-2366

	医療機関名	所在地	電話番号
内科 (在宅)	まこと在宅クリニック神奈川県中央	さがみ野 2-1-30 1階	046-251-7766
	くりはらメディカルクリニック	栗原 1199-4	046-200-9898
	マザーホームクリニック	緑ヶ丘 2-1-15-3	046-204-5621
	ちずの在宅クリニック	栗原中央 4-19-14	046-240-6716
外科	相武台外科胃腸科医院	相武台 1-26-24	046-254-3221
	井上整形外科	入谷西 4-2-6	046-256-1177
	しのざき整形外科	立野台 3-14-5	046-206-4396
	永井整形外科	相模が丘 1-25-1 1F	046-705-6527
	内山外科整形外科	入谷東 2-32-6	046-253-4333
	中村整形外科	さがみ野 1-5-8	046-256-7355
眼科	新井眼科	相武台 1-34-23	046-254-5685
	ぞま眼科クリニック	入谷西 3-19-23	046-251-6234
	武長眼科	相模が丘 5-42-10	042-741-1324
	まきた眼科 座間院	広野台 2-10-4 2F	046-204-5771
	相模原眼科	相模が丘 5-6-19	042-705-3101
耳鼻咽喉科	なかむら耳鼻咽喉科	ひばりが丘 1-41-3	046-259-1187
	相武台とみさわ耳鼻咽喉科	相武台 1-35-7 3階	046-298-3387
	座間耳鼻咽喉科クリニック	入谷西 3-19-23-1F	046-254-8749
皮膚科	いかり皮膚科クリニック	相模が丘 2-39-29	046-257-8989
産婦人科	代田産婦人科	相武台 1-20-21	046-253-3511
精神科	相模台クリニック	相模が丘 6-29-14	046-256-3300

## 6-2 市内歯科医院

(令和5年11月現在)

診療所名	診療所住所	電話番号
櫻田歯科医院	入谷西5-1-21	046-257-2088
土屋歯科医院	入谷西3-24-16	046-251-1566
矯正歯科小松クリニック	入谷東3-54-13	046-257-1182
白風歯科	入谷東3-31-15	046-298-3377
片桐歯科医院	入谷東3-29-6 加藤ビル2F	046-253-1844
大山歯科医院	入谷東2-27-18	046-256-5212
みどりの森デンタルクリニック	入谷西4-18-41	046-298-1118
おおうち歯科医院	入谷東4-42-18	046-252-8211
入谷歯科クリニック	入谷西5-50-18	046-252-5211
竹川歯科医院	立野台1-12-9	046-252-5003
ざま駅前歯科医院	入谷東3-60-2 小田急マルシェ座間1F	046-266-6868
立野台ふじい歯科	立野台3-14-5	046-240-6489
たなか歯科医院	相模が丘1-21-50 エレガンス小田急相模原	042-766-6618
医療法人社団 親と子のデンタルクリニック	相模が丘5-10-33	042-749-0805
金井歯科医院	相模が丘4-23-11	046-255-2020
レオ歯科医院	相模が丘4-26-7	046-252-0323
さがみが丘歯科医院	相模が丘4-7-6	046-254-3321
菅谷歯科医院	相模が丘5-11-23	042-742-8848
あおば歯科医院	相模が丘5-42-10 デリス相模が丘101	042-743-7774
歯医者が怖い方のための さくら百華デンタルクリニック	相模が丘5-5-3 橋本ビル2F	042-746-2090
愛恵歯科医院	相武台1-36-5	046-254-5544
医療法人社団むとう歯科医院	相武台2-40-9 アルティザ相武台113	046-257-8201
青山歯科医院	相武台3-41-7 若松ビル2F	046-256-6033
渡辺歯科医院	相武台3-42-43 コスモスビル201	046-256-2655
小清水歯科医院	相武台3-26-8	046-255-8211
佐藤歯科医院	相武台4-17-7	046-255-3385
グリーンヒルデンタルクリニック	緑ヶ丘2-1-31 エヌティビル2F	046-252-2730
浅野歯科医院	緑ヶ丘5-7-23	046-251-4605
片野歯科クリニック	緑ヶ丘6-12-12	046-256-5611
相武台病院	相武台1-9-7	046-256-5111
アベニューすずき歯科医院	さがみ野2-2-27 アベニュー23ビル	046-256-9911

## 6 医療救護に関する資料

診療所名	診療所住所	電話番号
木下歯科医院	さがみ野2-5-15 TDU1ビル2F	046-255-3911
永野歯科医院	さがみ野2-11-11 第6有山ビル202	046-251-8202
菊田歯科	さがみ野3-1-12	046-256-0100
こばやし歯科クリニック	ひばりが丘1-30-1	046-251-8241
はまさき歯科医院	ひばりが丘4-8-1 相模野サンハイツ123	046-254-8622
ショー歯科医院	小松原1-26-22 遠藤ビル1F	046-255-0118

## 6-3 市内薬局・薬店

(令和5年11月現在)

薬局名	住所	電話番号
あい薬局座間駅前本店	入谷西 3-18-1	046-255-1001
あおば薬局座間店	緑ヶ丘 2-1-16	046-283-5701
小俣薬局	座間 1-3028	046-251-0262
オリーブ薬局	相武台 3-27-61	046-240-9009
かもめ薬局相模が丘店	相模が丘 6-27-10	046-252-7007
栗原薬局	栗原 912-2-3	046-256-2663
光栄堂薬局	座間 1-3232	046-251-0047
相模が丘薬局	相模が丘 1-18-27	042-741-2151
スギヤマ薬局	相模が丘 5-10-37	042-746-1951
相武台いずみ薬局	相武台 3-42-55	046-298-2301
相武台ひかり薬局	相武台 1-26-26	046-256-8305
タカノ薬局	ひばりが丘 1-40-2	046-256-0584
トモエ薬局	相武台 1-35-7	046-256-5855
ななほし薬局座間店	立野台 3-14-12	046-204-6663
なの花薬局座間店	入谷東 4-42-18 グリンコートA	046-259-4194
ひまわり調剤薬局	座間 2-236-5	046-257-4924
フレンド薬局	相武台 3-19-3	046-257-2567
平成薬局	入谷西 3-19-23	046-252-9988
薬局マツモトキヨシ	相武台 1-33-2	046-256-5171
緑ヶ丘薬局	緑ヶ丘 5-6-33	046-254-5556

## 6-4 災害拠点病院

(令和5年11月30日現在)

番号	医療圏	病院名	所在地	病床数
1	横浜	昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘 1-30	584
2		横浜労災病院	横浜市港北区小机町 3211	650
3		昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35-1	689
4		済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1	562
5		聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町 1197-1	518
6		けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい 3-7-3	410
7		横浜市立市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢西町1-1	650
8		国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿 3-60-2	510
9		横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町 4-57	726
10		済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台 3-2-10	500
11		横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦 3-9	674
12		横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東 1-21-1	565
13		横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下 3-12-1	634
14	川崎 北部	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生 2-16-1	1,175
15		帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子 5-1-1	400
16		川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原 1-30-37	376
17	川崎 南部	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	713
18		関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町 1-1	610
19		日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉 1-383	372
20		川崎市立井田病院	川崎市中原区井田 2-27-1	383
21	相模原	北里大学病院	相模原市南区北里 1-15-1	1,135
22		相模原協同病院	相模原市緑区橋本台4丁目3-1	400
23		相模原赤十字病院	相模原市緑区中野 256	132
24	横須賀 三浦	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16	740
25		横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	482
26		湘南鎌倉総合病院	鎌倉市岡本 1370-1	658
27	湘南	藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	536
28	東部	茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村 5-15-1	401

## 6 医療救護に関する資料

29	湘南 西部	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋 143	804
30		平塚市民病院	平塚市南原 1-19-1	416
31		秦野赤十字病院	秦野市立野台 1-1	320
32	県央	厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36	347
33		大和市立病院	大和市深見西 8-3-6	403
34	県西	県立足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領 866-1	296
35		小田原市立病院	小田原市久野 46	417
合計		9医療圏 35 病院		19,188

## 6-5 神奈川県DMAT指定病院

	病院名称	所在地	指定年月日
1	横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区	平成18年10月18日
2	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区	平成18年10月18日
3	東海大学医学部附属病院	伊勢原市	平成18年10月18日
4	北里大学病院	相模原市南区	平成18年10月18日
5	藤沢市民病院	藤沢市	平成19年3月27日
6	横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区	平成22年3月26日
7	秦野赤十字病院	秦野市	平成22年3月26日
8	津久井赤十字病院	相模原市緑区	平成22年3月26日
9	横浜労災病院	横浜市港北区	平成22年3月26日
10	平塚市民病院	平塚市	平成22年3月26日
11	済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区	平成23年3月23日
12	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区	平成23年3月23日
13	横須賀共済病院	横須賀市	平成23年3月23日
14	けいゆう病院	横浜市西区	平成24年2月13日
15	横浜南共済病院	横浜市金沢区	平成24年2月13日
16	国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区	平成25年2月6日
17	横須賀市立市民病院	横須賀市	平成25年2月6日
18	茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市	平成25年2月6日
19	神奈川県立足柄上病院	松田町	平成25年2月6日
20	関東労災病院	川崎市中原区	平成25年3月25日
21	日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区	平成25年3月25日
22	厚木市立病院	厚木市	平成25年3月25日
23	大和市立病院	大和市	平成25年3月25日
24	昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区	平成26年3月27日
25	昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区	平成26年3月27日
26	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区	平成26年3月27日
27	横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区	平成26年3月27日
28	済生会横浜市南部病院	横浜市港南区	平成26年3月27日
29	横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区	平成26年3月27日
30	帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区	平成26年3月27日
31	川崎市立多摩病院	川崎市多摩区	平成26年3月27日
32	相模原協同病院	相模原市緑区	平成26年3月27日
33	小田原市立病院	小田原市	平成26年3月27日
34	川崎市立井田病院	川崎市中原区	令和4年7月1日
35	湘南鎌倉総合病院	鎌倉市	令和4年7月1日

## 6-6 血液製剤の供給血液センター及び供給地域

センター	所在地	電話番号 FAX	供給地域
神奈川県 赤十字血液センター	厚木市愛甲1837	046-228-9800 046-228-0310	横浜市緑区、青葉区 川崎市宮前区、多摩区、麻生区 平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、相模 原市、秦野市、厚木市、大和市、伊 勢原市、海老名市、座間市、南足柄 市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮 町、中井町、大井町、松田町、山北 町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河 原町、愛川町、清川村

## 6-7 感染症指定医療機関

### 第一種感染症指定医療機関

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

医療機関名	所在地	電話番号	病床数	開設者
横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区 岡沢町56	045-331-1961	2床	横浜市

### 第二種感染症指定医療機関

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

医療機関名	所在地	電話番号	病床数	開設者
横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区 岡沢町56	045-331-1961	24床	横浜市
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	044-233-5521	12床	川崎市
横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1-3-2	046-856-3136	6床	横須賀市
藤沢市民病院	藤沢市藤沢2-6-1	0466-25-3111	6床	藤沢市
平塚市民病院	平塚市南原1-19-1	0463-32-0015	6床	平塚市
厚木市立病院	厚木市水引1-16-36	046-221-1570	1床	厚木市
相模原協同病院	相模原市緑区橋本2- 8-18	042-772-4291	6床	神奈川県厚生農業 協同組合連合会
神奈川県立足柄上病院	足柄上郡松田町松田 惣領866-1	0465-83-0351	6床	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構

## 7 被災者救援に関する資料

### 7-1 防災備蓄倉庫設置場所

No.	年度	設置場所	面積 [㎡]	構造等
1	S. 60	相模が丘小学校	14.4	アルミ製平屋建
2	S. 61	栗原小学校	14.4	アルミ製平屋建
3	S. 61	入谷小学校	14.4	アルミ製平屋建
4	S. 61	西中学校	14.4	アルミ製平屋建
5	S. 62	東中学校	14.4	アルミ製平屋建
6	S. 62	ひばりが丘小学校①	14.4	アルミ製平屋建
7	S. 62	相模中学校	14.4	アルミ製平屋建
8	S. 62	座間中学校①	14.4	アルミ製平屋建
9	S. 63	立野台小学校北側	14.4	アルミ製平屋建
10	S. 63	座間小学校①	14.4	アルミ製平屋建
11	H. 元	栗原中学校	14.4	アルミ製平屋建
12	H. 元	東原小学校	14.4	アルミ製平屋建
13	H. 元	相模野小学校	14.4	アルミ製平屋建
14	H. 2	中原小学校	14.4	アルミ製平屋建
15	H. 2	旭小学校	14.4	アルミ製平屋建
16	H. 2	相模台東小学校	14.4	アルミ製平屋建
17	H. 7	南中学校	15.9	アルミ製平屋建
18	H. 8	座間中学校②	14.4	アルミ製平屋建
19	H. 9	ひばりが丘小学校②	14.4	アルミ製平屋建
20	H. 9	座間小学校②	14.4	アルミ製平屋建
21	H. 12	座間総合高等学校	14.4	アルミ製平屋建
22	H. 12	相模向陽館高等学校	14.4	アルミ製平屋建
23	H. 12	座間高等学校	14.4	アルミ製平屋建
24	H. 13	立野台地区女性消防隊詰所①	14.4	アルミ製平屋建
25	H. 13	北分署	14.4	アルミ製平屋建
26	H. 13	市民球場	14.4	アルミ製平屋建
27	H. 14	かにかが沢公園	14.4	アルミ製平屋建
28	H. 14	東分署	14.4	アルミ製平屋建
29	H. 15	座間立体下①	14.4	アルミ製平屋建
30	H. 15	座間立体下②	14.4	アルミ製平屋建
31	H. 15	座間立体下③	14.4	アルミ製平屋建

## 7 被災者救援に関する資料

No.	年度	設置場所	面積 [㎡]	構造等
32	H. 16	クリーンセンター	14.4	アルミ製平屋建
33	H. 16	栗原中学校②	14.4	アルミ製平屋建
34	H. 17	アガペ	14.4	アルミ製平屋建
35	H. 17	新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	14.4	アルミ製平屋建
36	H. 18	立野台コミュニティセンター	9.6	アルミ製平屋建
37	H. 18	相模が丘コミュニティセンター	9.6	アルミ製平屋建
38	H. 19	東地区文化センター	9.6	アルミ製平屋建
39	H. 19	相武台コミュニティセンター	9.6	アルミ製平屋建
40	H. 20	北地区文化センター	9.3	アルミ製平屋建
41	H. 20	東原コミュニティセンター	6.8	アルミ製平屋建
42	H. 21	総合防災備蓄倉庫	9.3	アルミ製平屋建
43	H. 21	小松原コミュニティセンター	6.8	アルミ製平屋建
44	H. 9	ひばりが丘老人憩いの家北側	14.4	アルミ製平屋建 (建設業協会より寄贈)
45	-	座間立体下④		
46	-	座間立体下⑤		
47	-	座間立体下⑥		
48	-	座間立体下⑦		
49	-	市役所「B 2 駐車場」		
50	H. 21	栗原コミセン	13.0	
51	-	市民体育館		
52	-	東原小学校「新館第2棟2F教室」		(2階 余裕教室)
53	-	入谷小学校「北校舎2F教室」		(2階 余裕教室)
54	-	立野台女性消防器具場「コンテナ」		コンテナ倉庫
55	-	芹沢公園管理棟	31.5	
56	-	市総合防災備蓄倉庫		
	-	〃 「食糧関係」		
	-	〃 「一階」		
	-	〃 「二階」		
	-	〃 「外入口倉庫」		
	-	〃 「屋外テント」		
57	-	旭小学校・旧用務員室	41.0	

## 7-2 主な防災備蓄資機材等

(令和6年3月現在)

資機材名	資機材名
アルファ化米（五目等）	携帯電話
アルファ化米（梅がゆ）	衛星電話
飲料水（ごま水375ml缶）	投光器付発電機
真空パック毛布	軽可搬ポンプ
大型暖房機	エンジンカッター
冷風機	間仕切パーテーション
自転車	救助工具格納箱セット
簡易ベッド	ダンボールトイレ
かまどセット	簡易組立トイレ（マンホール型）
炊き出し器（まかないくん）	折畳み式簡易トイレ（ニード製）
トランジスタメガホン	車いす
油圧式ジャッキ	電話機（避難所用）
居住用テント	リヤカー
簡易担架	チェーンソー
発電機	

### 7-3 非常用飲料水貯水槽

No.	拠点	所在地	容量[ t ]	形式
1	座間谷戸山公園	入谷東1-5994	40	地下式
	座間谷戸山公園	入谷東1-5994	40	地下式
2	東原小学校	東原2-6-1	40	地下式
3	座間小学校	座間2-3133	40	地下式
4	相模中学校	相模が丘6-35-1	50	地下式
5	入谷小学校	入谷西5-8-1	50	地下式
6	相模野小学校	広野台1-41-1	50	地下式
7	東中学校	ひばりが丘5-57-1	50	地下式
8	栗原中学校	栗原中央6-4-1	50	地下式
9	南中学校	南栗原3-8-1	50	地下式
10	相模が丘小学校	相模が丘3-1-1	50	地下式
11	立野台小学校	立野台1-1-3	50	地下式
12	座間中学校	緑ヶ丘4-6-10	60	地下式
13	栗原小学校	栗原中央6-8-1	60	地下式
14	旭小学校	ひばりが丘5-43-1	50	地下式
15	西中学校	座間2-1230	50	地下式
16	ひばりが丘小学校	ひばりが丘4-4-1	60	地下式
17	相武台東小学校	栗原1302	60	地下式
合計			900	

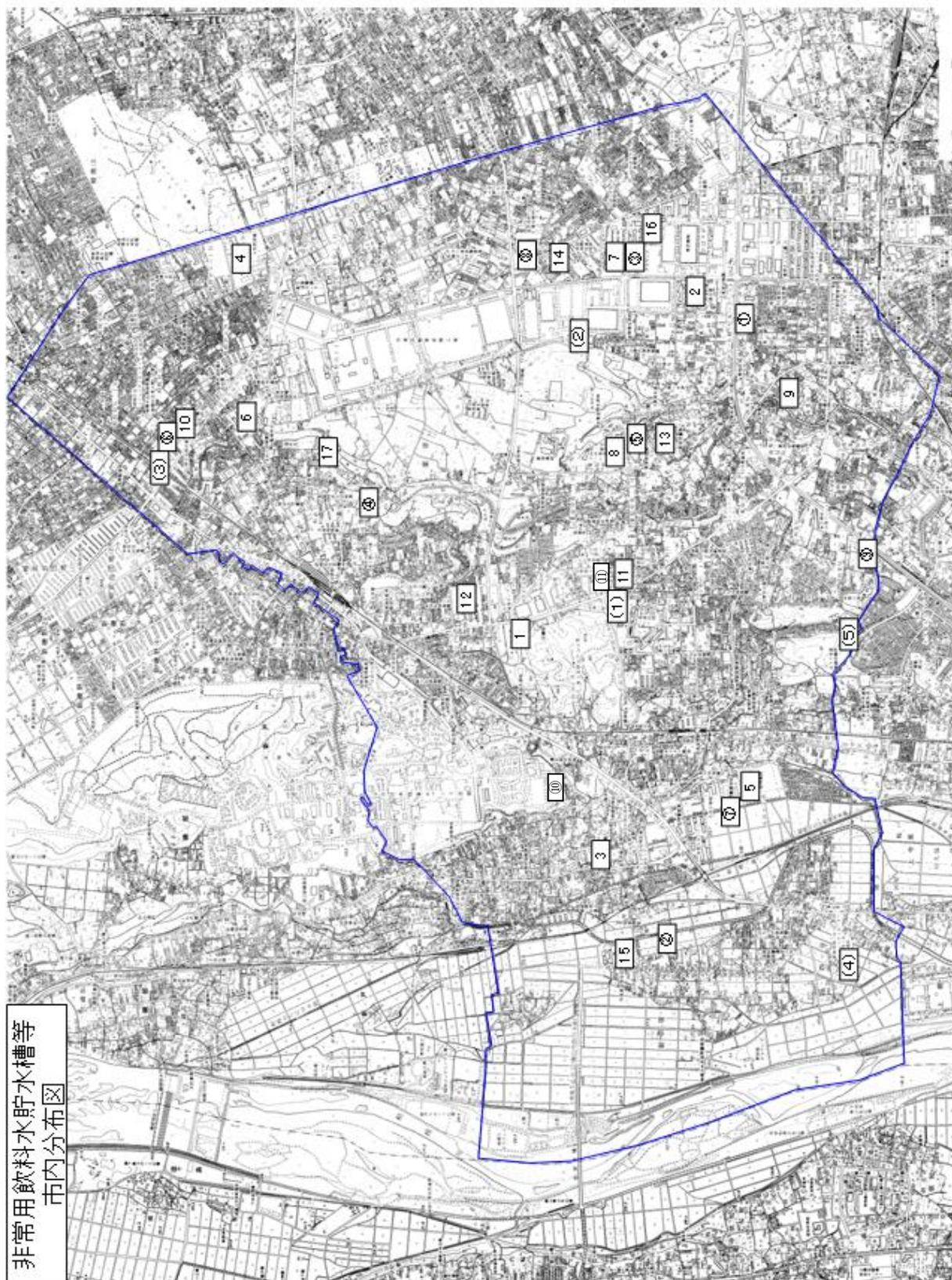
## 7-4 配水池容量（配水場等）

No.	拠点	所在地	容量[ t ]
(1)	第1配水場	入谷東2-1-34	17,110
(2)	第2配水場	東原1-1-1	11,590
(3)	相模が丘配水場	相模が丘2-1-5	5,960
(4)	羽根沢受水場	入谷東4-80-1	1,350
合計			36,010

## 7-5 生活用水施設（鋼板プール等）

No.	プール名	所在地	容量[ t ]	施設の内容[m]
①	東原プール	東原3-3-14	450	鋼板 25×15 水深 1.1～1.3
②	ひばりが丘プール	ひばりが丘4-4-3	395	鋼板 25×15 水深 0.9～1.2
③	相武台プール	相武台4-2-13	395	アルミ 25×15 水深 0.9～1.2
④	相模が丘プール	相模が丘2-1-9	395	FRP 25×15 水深 0.9～1.2
⑤	入谷プール	入谷西5-43-1	412	アルミ 25×15 水深 1.0～1.2
⑥	旭プール	ひばりが丘5-28-5	412	アルミ 25×15 水深 1.0～1.2
⑦	中原プール	西栗原2-14-1	412	アルミ 25×15 水深 1.0～1.2
⑧	座間公園プール	座間3671	395	FRP 25×15 水深 0.9～1.1
⑨	立野台プール	立野台1-1-2	395	ステンレス 25×15 水深 0.9～1.1
合計			3,661	

## 7-6 非常用飲料水貯水槽等 市内分布図



## 7-7 遺体収容場所（公共施設）

名称	所在地	電話番号
市民体育館（スカイアリーナ座間）	相武台1-47-1	046-255-0077

## 7-8 仮埋葬施設

名称	所在地	電話番号
星谷寺	入谷西3-12-22	251-2266
心岩寺	入谷西3-43-1	251-1572
龍源院	入谷西2-48-1	251-0479
円教寺	入谷西2-18-19	251-0081
宗仲寺	座間1-3300	254-9700
崇福寺	栗原中央1-2-19	251-2302
専福寺	栗原中央4-17-12	251-3473
専念寺	新田宿309	251-5558
浄土寺	四ツ谷489	254-5365
宮ヶ瀬霊園	清川村宮ヶ瀬1610	288-1656

## 7-9 座間市災害に係るり災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定により、市内で発生した災害によるり災に係る証明書を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（大規模な火事及び爆発を除く。）をいう。
- (2) 住家 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知別紙。次号において「認定基準」という。）に定める住家をいう。
- (3) 非住家 認定基準に定める非住家をいう。
- (4) 証明書 り災証明書（第1号様式）及びり災届出証明書（第2号様式）をいう。

(証明書の対象)

第3条 証明書の対象となるものは、次のとおりとする。

- (1) 住家
- (2) 非住家
- (3) その他被災者支援のために証明書を発行することが適当と認めるもの

(証明書の種類)

第4条 証明書の種類は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第3号に掲げる証明書の対象について、災害により受けた被害の程度（被害額を除く。）を証明するり災証明書
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げる証明書の対象について、災害により受けた被害の届出を受け、その届け出た事実を証明するり災届出証明書

(証明書の交付申請者)

第5条 証明書の交付の申請をすることができる者は、災害により自らが所有する第3条各号に掲げる証明書の対象に被害を受けた者とする。ただし、その者による申請が困難であるときは、委任状（第3号様式）により申請を代理人に委任することができる。

(証明書の交付申請)

第6条 証明書の交付の申請をしようとする者は、り災証明書にあってはり災証明書交付申請書（第4号様式）に、り災届出証明書にあってはり災届出書兼り災届出証明書交付申請

## 7 被災者救援に関する資料

書（第5号様式）に、写真、図面その他被害の状況が分かる書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 り災証明書交付申請書及びり災届出証明書交付申請書（以下「申請書」という。）の提出期限は、り災した日の翌日から起算して90日とする。ただし、その提出期限を経過したことについてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（証明書の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定による証明書の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、り災証明書又はり災届出証明書を交付する。この場合において、申請の内容に疑義があるときは、交付の申請をした者に対し、必要な資料の提出及び内容の説明を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査に当たっては、証明書の対象を目視する等記載内容が事実であることの確認をする。ただし、申請書の添付書類により被害の程度を確認できるときは、これを省略することができる。

（再調査）

第8条 り災証明書により証明を受けた者が、その証明された被害の程度について相当な理由をもって修正を求めるときは、証明書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内に再調査の申請をすることができる。この場合において、り災証明書により証明された者による申請が困難であるときは、委任状により申請を代理人に委任することができる。

- 2 前項の規定により再調査を申請する者は、り災証明書再調査申請書（第6号様式）を提出するものとする。

（再調査に係る証明書の交付）

第9条 市長は、前条第1項の規定による再調査の申請があった場合は、その内容を審査し、再調査を求める理由が適当であると認めるときは、被害状況等の再調査を行う。

- 2 前項の規定による審査及び再調査の結果、り災証明書により証明した内容を変更するときはり災証明書（再認定）（第7号様式）を交付し、変更しないときは文書により結果を通知する。

（実施細目）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 第1号様式（第2条関係）

## り災証明書

整理番号 第 号

世帯主住所	
世帯主氏名	
付記事項	

り災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※1の所在地	座間市
住家の被害の程度※2	
被害内容	

※1 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

※2 被害の程度は、国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき判定しています。

住家以外の被害	
備考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

なお、被害の程度については、この証明書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内に再調査を申請することができます。

年 月 日

座間市長

7 被災者救援に関する資料

第2号様式（第2条関係）

り災届出証明書

整理番号 第 号

世帯主住所	
世帯主氏名	
付記事項	

り災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家等の所在地	座間市
り災届出内容	物件等：
	被害状況：
付記事項	

その他	
注意事項	この証明は、災害に係る被害について本市へ届出を行った事実を証明するものです。被害の程度や、被害と災害の因果関係を証明するものではありません。

上記のとおり、届出があったことを証明します。

年 月 日

座間市長

第3号様式（第5条、第8条関係）

委任状

年 月 日

（宛先）座間市長

住所

委任者（本人） 氏名

印

電話

災証明書又は災届出証明書の交付

災証明書の内容の再調査の申請

} について次の者に委任します。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

第4号様式（第6条関係）

り災証明書交付申請書

年 月 日

（宛先）座間市長

住所  
申請者 氏名  
電話

次のとおり、り災証明書の交付を申請します。

り災年月日	年 月 日
り災原因	<input type="checkbox"/> 地震災害 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他（ ）
被災住家等の所在地	座間市 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ
り災状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
	（備考欄）  <input type="checkbox"/> 自己判定方式を希望し、「一部損壊（10%）」と証明されることに同意します。
使用目的	<input type="checkbox"/> 職場への提出 <input type="checkbox"/> 学校への提出 <input type="checkbox"/> 保険の請求 <input type="checkbox"/> 補助金申請 <input type="checkbox"/> 税務申告 <input type="checkbox"/> その他（ ）
必要枚数	枚
交付方法	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送

※申請者が代理人の場合は、委任状（第3号様式）を提出すること。

※写真、凶面その他被害の状況が分かる書類を添えて提出すること。

※この申請書は、り災した日の翌日から起算して90日以内に提出すること。

（り災証明書について）

- り災証明書は、災害対策基本法に基づき発行し、各種被災者支援策適用の判断材料として活用されるものです。 ※民事上権利義務関係に効力を有するものではありません。
- 「被害の程度」は、国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき判定します。

## 第5号様式（第6条関係）

## り災届出書兼り災届出証明書交付申請書

年 月 日

(宛先) 座間市長

住所  
申請者 氏名  
電話

次のとおり、り災を届け出たうえで、り災届出証明書の交付を申請します。

り災年月日	年 月 日
り災原因	<input type="checkbox"/> 地震災害 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ( )
被災住家等の所在地	座間市 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ
り災状況	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	(備考欄)
使用目的	<input type="checkbox"/> 職場への提出 <input type="checkbox"/> 学校への提出 <input type="checkbox"/> 保険の請求 <input type="checkbox"/> 補助金申請 <input type="checkbox"/> 税務申告 <input type="checkbox"/> その他 ( )
必要枚数	枚
交付方法	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送

※申請者が代理人の場合は、委任状（第3号様式）を提出すること。

※写真、図面その他被害の状況が分かる書類を添えて提出すること。

※この申請書は、り災した日の翌日から起算して90日以内に提出すること。

(り災届出証明書について)

- ・り災届出証明書は、災害による被害について、その届出の事実を証明するものです。

第6号様式（第8条関係）

り災証明書再調査申請書

年 月 日

（宛先）座間市長

住所  
申請者 氏名  
電話

次のとおり、り災証明に係る被害認定の再調査を申請します。

り災証明書の整理番号	第 番
再調査申請理由	
り災状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
	（備考欄）

※申請者が代理人の場合は、委任状（第3号様式）を提出すること。

※従前に交付を受けたり災証明書を添えて提出すること

（り災証明書について）

- ・り災証明書は、災害対策基本法に基づき発行し、各種被災者支援策適用の判断材料として活用されるものです。 ※民事上権利義務関係に効力を有するものではありません。
- ・「被害の程度」は、国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき判定します。

## 第7号様式（第9条関係）

## り災証明書（再認定）

整理番号 第 号

世帯主住所	
世帯主氏名	
付記事項	

り災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※1の所在地	座間市
住家の被害の程度※2	
被害内容	

※1 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

※2 被害の程度は、国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき判定しています。

住家以外の被害	
備考	
注意事項	年 月 日付けで提出のあった再調査申請に基づき発行したもの。 なお、この証明書により次のり災証明書は効力を失います。 整理番号 第 番

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

座間市長

## 8 災害危険地域等に関する資料

### 8-1 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定を受けた区域

番号	地区名	所在地
1	入谷	入谷1626番ほか
2	栗原中央5丁目	栗原中央5丁目2736番ほか
3	栗原中央1丁目	栗原中央1丁目2210番5ほか

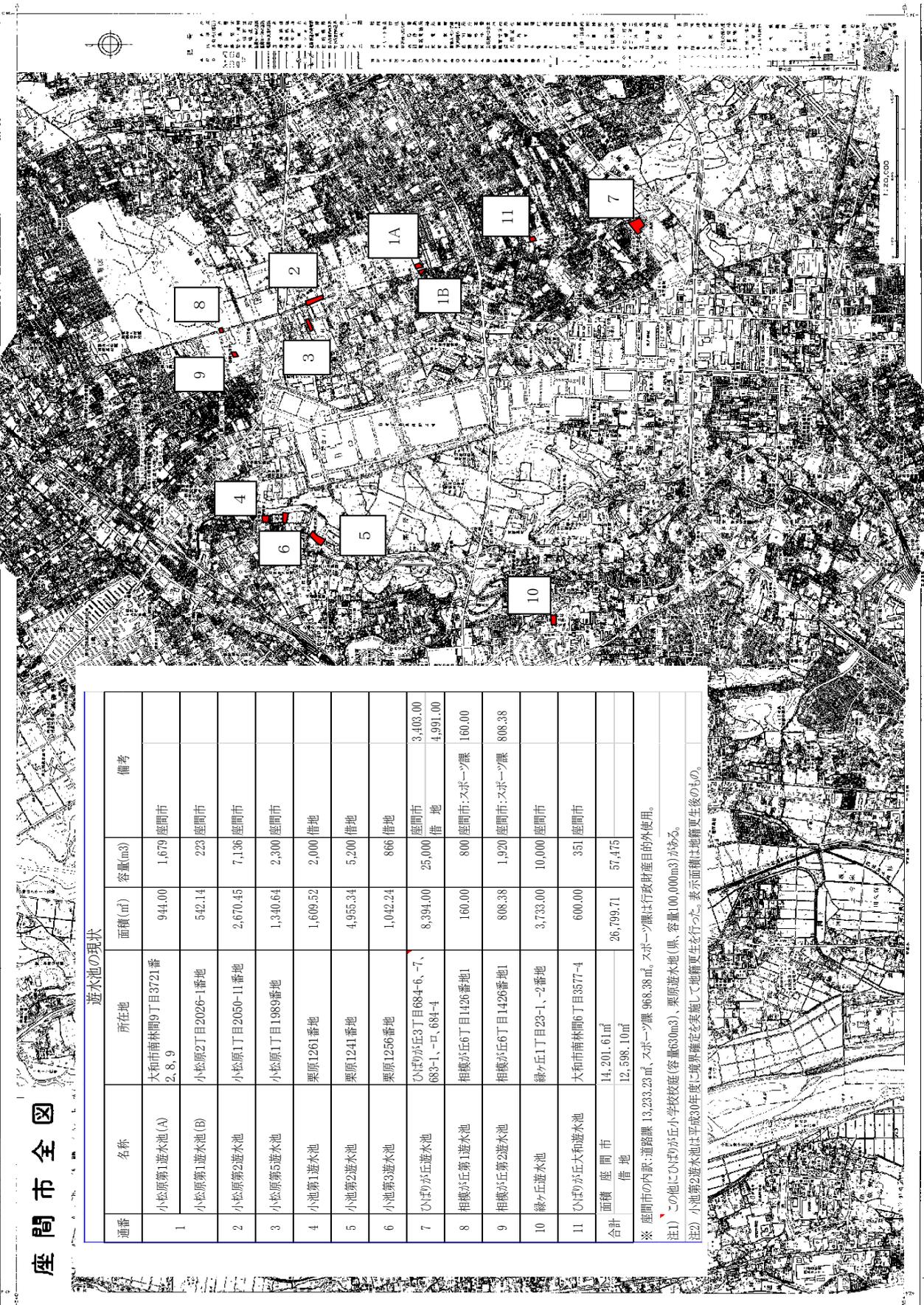
## 8-2 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により指定を受けた区域

番号	区域の名称	指定の区域
1	入谷西1丁目1	入谷西1丁目、入谷東1丁目及び緑ヶ丘6丁目
2	入谷西2丁目1	入谷西2丁目、座間1丁目及びキャンプ座間
3	入谷西2丁目2	入谷西2丁目
4	入谷西3丁目1	入谷西3丁目、入谷西4丁目及び入谷西5丁目
5	入谷西3丁目2	入谷西3丁目及び入谷西2丁目
6	入谷西4丁目1	入谷西4丁目及び入谷西5丁目
7	入谷西4丁目2	入谷西4丁目及び入谷西5丁目
8	入谷東1丁目1	入谷東1丁目及び緑ヶ丘5丁目
9	入谷東1丁目2	入谷東1丁目及び入谷東3丁目
10	入谷東2丁目1	入谷東2丁目、入谷東1丁目及び入谷東3丁目
11	入谷東4丁目1	入谷東4丁目及び立野台3丁目
12	栗原1	栗原、相武台3丁目及び相武台4丁目
13	栗原2	栗原、緑ヶ丘2丁目及び緑ヶ丘3丁目
14	栗原3	栗原及び緑ヶ丘2丁目
15	栗原4	栗原及び栗原中央6丁目
16	栗原中央1丁目1	栗原中央1丁目、栗原及び緑ヶ丘2丁目
17	栗原中央2丁目1	栗原中央2丁目、栗原中央1丁目及び立野台1丁目
18	栗原中央3丁目1	栗原中央3丁目及び立野台1丁目
19	栗原中央4丁目1	栗原中央4丁目、栗原中央3丁目及び立野台1丁目
20	栗原中央5丁目1	栗原中央5丁目、栗原中央6丁目及び栗原
21	西栗原2丁目1	西栗原2丁目及び立野台3丁目
22	座間1丁目1	座間1丁目、キャンプ座間及び相模原市南区新戸※相模原市に跨る
23	緑ヶ丘3丁目1	緑ヶ丘3丁目及び緑ヶ丘4丁目
24	緑ヶ丘4丁目1	緑ヶ丘4丁目及び相武台4丁目
25	南栗原1丁目1	南栗原1丁目及び南栗原3丁目
26	南栗原2丁目1	南栗原2丁目及び東原3丁目
27	南栗原4丁目1	南栗原4丁目及び南栗原5丁目
28	南栗原5丁目1	南栗原5丁目
29	明王1	明王、緑ヶ丘5丁目及び入谷東1丁目
-	中央林間西3丁目1	小松原1丁目※大和市に跨る
-	上今泉3丁目2	入谷西4丁目、入谷西5丁目※海老名市に跨る
-	上今泉6丁目1	南栗原6丁目※海老名市に跨る

※位置図については、神奈川県が定める土砂災害警戒区域等指定図を参照

### 8-3 遊水池の現状



遊水池の現状

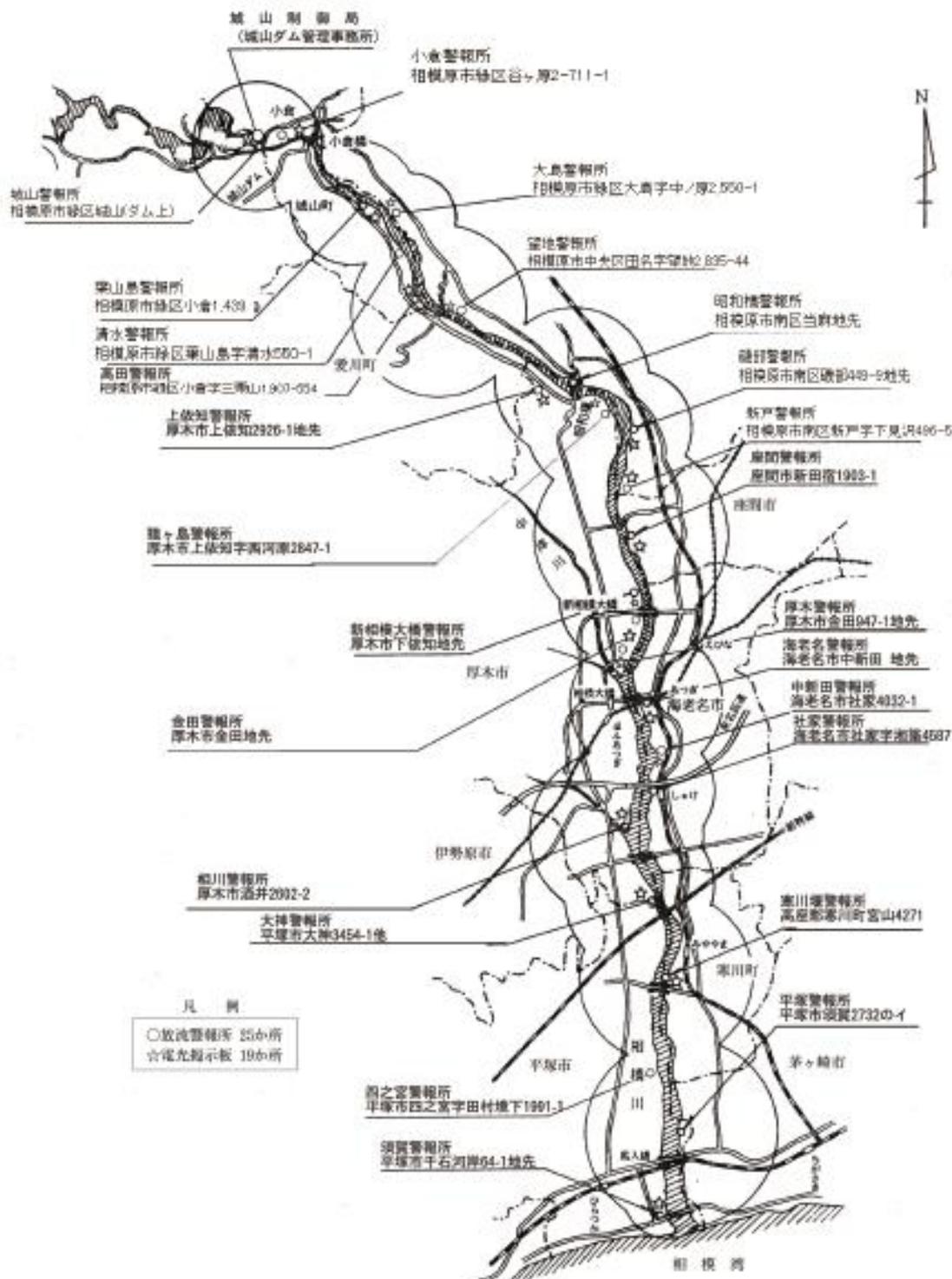
通番	名称	所在地	面積(㎡)	容量(m <sup>3</sup> )	備考
1	小松原第1遊水池(A)	大和市南林間9丁目3721番 2, 8, 9	944.00	1,679	座間市
	小松原第1遊水池(B)	小松原2丁目2026-1番地	542.14	223	座間市
2	小松原第2遊水池	小松原1丁目2050-11番地	2,670.45	7,136	座間市
3	小松原第3遊水池	小松原1丁目1989番地	1,340.64	2,300	座間市
4	小池第1遊水池	栗原1261番地	1,609.52	2,000	借地
5	小池第2遊水池	栗原1241番地	4,955.34	5,200	借地
6	小池第3遊水池	栗原1256番地	1,042.24	866	借地
7	ひばりが丘遊水池	ひばりが丘3丁目684-6、-7、 683-1、-2、684-4	8,394.00	25,000	座間市 借地
8	相模が丘第1遊水池	相模が丘6丁目1426番地1	160.00	800	座間市:スポーツ課 160.00
9	相模が丘第2遊水池	相模が丘6丁目1426番地1	808.38	1,920	座間市:スポーツ課 808.38
10	緑ヶ丘遊水池	緑ヶ丘1丁目23-1、-2番地	3,733.00	10,000	座間市
11	ひばりが丘大和遊水池	大和市南林間6丁目3577-4	600.00	351	座間市
合計	面積	座間市 借地	14,201.61㎡ 12,598.10㎡	26,799.71	57,475

※ 座間市の内訳:道路課 13,233.23㎡、スポーツ課 968.38㎡、スポーツ課は行政財産目的外使用。  
注1) この他にひばりが丘小学校校庭(容量630m<sup>3</sup>)、栗原遊水池(県、容量100,000m<sup>3</sup>)がある。  
注2) 小池第2遊水池は平成20年度に境界確定を実施して地籍更生を行った。表示面積は地籍更生後のもの。

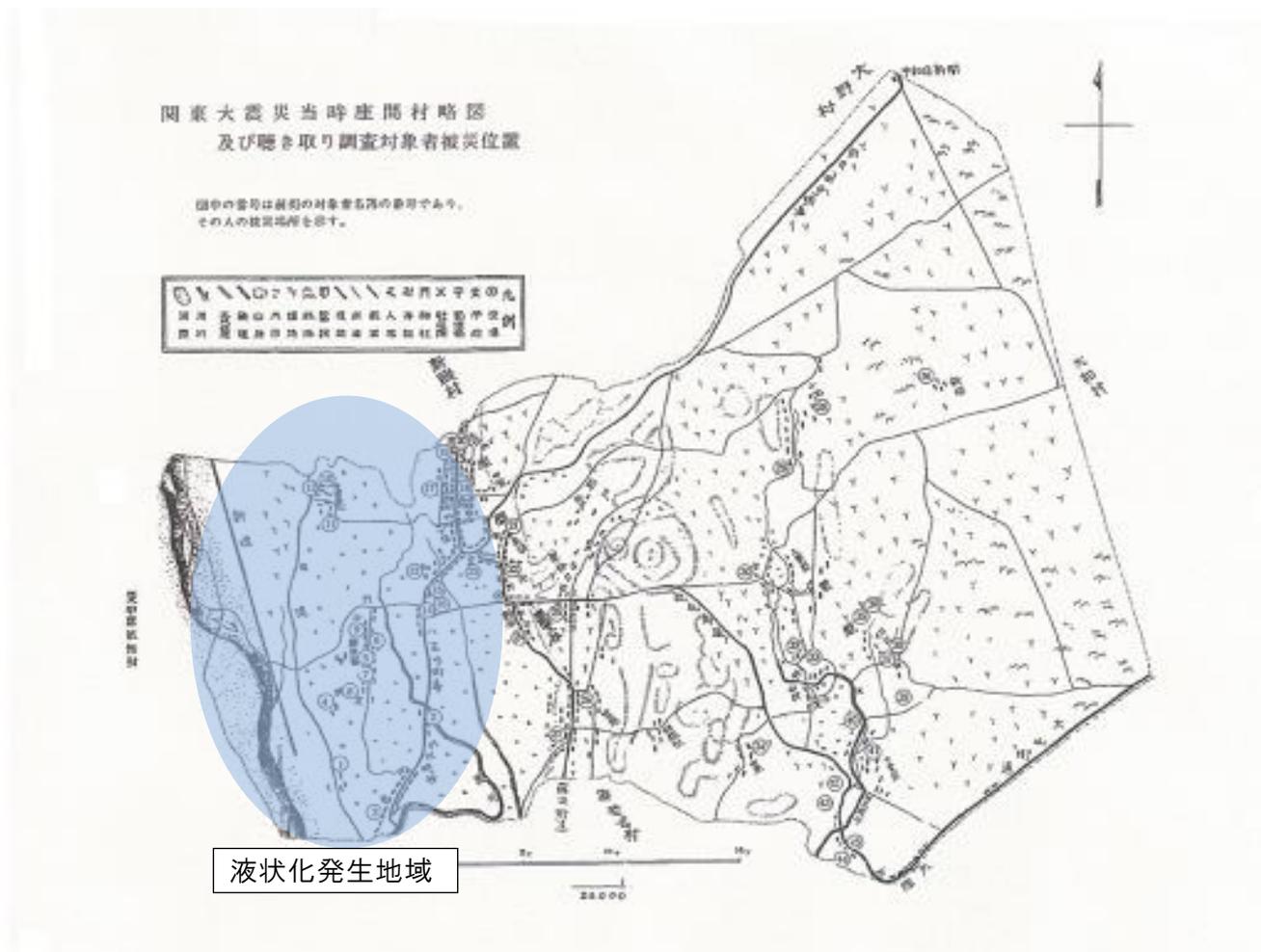
座間市全図

## 8-4 放流警報施設位置図

城山ダム放流警報施設位置図



## 8-5 座間の語り伝え =外編2・関東大震災



### 四ツ谷地区

- ・地割れ 幅 1.5m～2m 100m南北に長く続く。家は傾き沈む、庭の方が高いくらい。池が干上がる。泥水吹き出し周りは水浸し。60戸の1割が潰れた。
- ・地面から水が吹き出し膝小僧の位までの深さになる。庭が水でいっぱい。相模川の堤防崩れる。
- ・地割れから泥水が噴き出す。地割れ深さ1m。井戸水濁る。

### 新田宿地区

- ・固い地面がブワブワになり、水が噴き出す。割れ間から濁水が噴き出し、深さ30cm。半壊の家が多い。
- ・水田の道では水が洪水のように出てへソまで濁水の水浸し。(地割れで水が噴き出す) 地割れ付近は火山灰土も噴き出て積もっていた。軒場の柱が地割れの地点にめり込む。火災発生なし、死傷者もなし。2、3日前から井戸水が濁っていた。用水路全部干上がる。

- ・庭の割れ目から1尺から3尺ぐらいの高さに泥水が噴き上がる。小川や井戸の石垣が崩れ、水が汲めなくなった。
- ・地割れは至る所にでき、泥水が吹き出す。幅は1尺か1尺5寸。新田橋落ちる。堤防全部崩れる。
- ・地割れのところから20cmほど水が噴き出す。井戸水は濁る。ダムも干上がる。
- ・庭の地割れから水が噴き出した。T13. 1.15の地震で土間が割れ、水が噴き出す。

(9.1の時はなかった)

#### 座間地区

##### 【中河原】

- ・地割れは方々にでき水が噴き出し、すね位の深さになり間もなく引いた。
- ・庭一面割れ間ができ泥水が1m噴き上げ、押して流れる。泥水が引いた後はヘドロがいっぱい溜まっていた。井戸は殆ど家で壊れた。田んぼとの境に清水が湧き出るようになったが、いつの間にか涸れた。
- ・どこからともなく水が噴き出し、辺り一面水浸し。田んぼに水は無かったのに、一杯になった。家は土台が外れ、柱が地面にめり込む。

##### 【河原宿】

- ・土間に20cmの割れ間ができ、水が噴き出し、土間中水浸し。井戸水が濁る。
- ・新田橋が落ちる。道路に割れ目ができる。井戸水は濁らなかった。
- ・家は破損しなかった。井戸は駄目になった。
- ・家の被害はなかった。道路の端に割れ間ができる。

## 9 危険物施設に関する資料

### 9-1 地域別危険物施設数

(令和6年1月1日現在)

大字 施設	座間	入谷東	入谷西	新田宿	四ツ谷	立野台	栗原	南栗原	東原	さがみ野	ひばりが丘	小松原	相模が丘	広野台	相武台	緑ヶ丘	明王	栗原中央	西栗原	合計
製造所							1							2						3
屋内 貯蔵所							2		3		7	7	2	11	1	1				34
屋外 タンク 貯蔵所	1	1									3	1		1						7
屋内 タンク 貯蔵所																				
地下 タンク 貯蔵所	2		2	1		1	1		5		3	2	1	3	1	1		2		25
簡易 タンク 貯蔵所																				
移動 タンク 貯蔵所	1						2													3
屋外 貯蔵所											1	1		2						4
給油 取扱所	2		1			2			2		3	2	1	1	1	1		1	1	18
販売 取扱所												1	2							3
一般 取扱所	1								2	1	6	2		8	3					24
合計	7	1	3	1		3	6		12	1	23	16	6	28	6	3		3	1	120

## 10 避難行動要支援者登録事業実施要綱

### 10-1 座間市災害時避難行動要支援者登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10、11及び12に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のうち避難時に介助を希望された方を名簿に登録し、災害対策本部、神奈川県警察、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会総連合会及びその他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に提供することで避難支援などを行うことを目的とする。

(避難行動要支援者)

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、市内に住所を有し、在宅で生活している次に掲げる者のうち、名簿への登録を希望し、個人情報を提供することに同意したものをいう。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- (2) 介護保険要介護度3以上の者
- (3) 身体障害者手帳の1種「1級・2級」の者
- (4) 療育手帳の障害程度「A1・A2」の者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級「1級」の者
- (6) 75歳以上の高齢者世帯の者
- (7) 難病指定を受けている者
- (8) その他自ら避難することが困難な者

(避難行動要支援者の登録)

第3条 市長は、避難行動要支援者の登録を行うものとする。

2 避難行動要支援者は、災害時避難行動要支援者登録名簿登録申込書（第1号様式）により市長に提出するものとする。

(登録名簿及び個別支援計画書)

3 市長は、前項の申込書に基づき災害時避難行動要支援者登録名簿（第2号様式）及び個別支援計画書（第3号様式）を作成するものとする。

(登録名簿及び個別支援計画書の提供)

第4条 市長は次に掲げる避難支援等関係者へ登録名簿及び個別支援計画書（以下、「登録名簿等」という。）を提供する。

## 9 危険物施設に関する資料

- (1) 災害対策本部長
- (2) 神奈川県警察にあつては座間警察署長
- (3) 民生委員児童委員協議会にあつては地区民生委員児童委員
- (4) 社会福祉協議会にあつては会長
- (5) 自主防災組織の長
- (6) 自治会総連合会長又は単位自治会長

2 市長は、災害が発生し、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認める場合は、座間市個人情報保護条例（平成16年座間市条例第18号）第10条第2項第2号の規定に基づき避難支援等関係者以外の者に提供することができる。

（登録名簿等の保管）

第5条 登録名簿等の原本は、市長が保管し、副本は前条の規定により登録名簿等の提供を受けたもの（以下「登録名簿等受領者」という。）がそれぞれ保管するものとする。

（避難支援等関係者による支援）

第6条 関係団体は、避難行動要支援者に対し、登録名簿等を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における救出活動、安否確認、避難誘導等
- (2) 前号の活動を容易に行うため、日常において行う声掛け、相談等

（登録名簿等の保護）

第7条 登録名簿等受領者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録名簿等に記載された個人情報を漏らしてはならない。
- (2) 登録名簿等をこの要綱の目的以外の目的に使用してはならない。
- (3) 登録名簿等の紛失等がないように適正に管理しなければならない。

2 登録名簿等受領者は、前項各号のいずれかに反する事態が生じたときは、速やかに、市長に報告しなければならない。

3 登録名簿等受領者は、あらかじめ市と個人情報保護の適正な管理について別に定める覚書（第4号様式）を締結しなければならない。

4 市長は、登録名簿等受領者に対し、登録名簿等の保護に関して、必要に応じて指示又は調査を行うことができる。

5 市長は、登録名簿等受領者が登録名簿等を適正に管理できないと判断した場合には、登録名簿等を返還させることができる。

（登録事項の変更）

第8条 避難行動要支援者は、登録名簿等に記載された事項に変更が生じたときは、市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の報告により登録名簿等に記載された事項に変更が生じたことを知ったとき、及び新規の避難行動要支援者から申込を受けたときには、登録名簿等の原本にその旨を記載するとともに、登録名簿等受領者に連絡するものとする。

(登録名簿等の更新)

第9条 市長は、登録名簿等を最新の状態に更新し、登録名簿等の原本にその旨を記載するとともに、登録名簿等受領者に提供するものとする。

- 2 前項の規定により更新した登録名簿等の提供を受けた者は、更新前の登録名簿等を市に返還することができる。

#### 附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月27日から施行する。

この要綱施行の際、現に改正前の座間市災害時要支援者登録事業実施要綱の規定に基づき登録されている名簿については、第9条の規定に基づく業務の状態に更新するまでの間、第3条第3項の規定による災害時避難行動要支援者登録名簿とみなす。

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

この要綱施行の際、現に改正前の座間市災害時要支援者登録事業実施要綱第2条第1項第11号、12号の規定に基づき登録されている避難行動要支援者については、改正後の座間市災害時要支援者登録事業実施要綱第2条第1項第7号の規定による避難行動要支援者とみなす。

この要綱施行の際、現に改正前の座間市災害時要支援者登録事業実施要綱第2条第1項第3号のうち3級の者、第7号から第10号の規定に基づき登録されている避難行動要支援者については、改正後の座間市災害時要支援者登録事業実施要綱第2条第1項第8号の規定による避難行動要支援者とみなす。

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

#### 第1号様式（第3条関係）

「災害時避難行動要支援者登録申込書」を規定する。

#### 第2号様式（第3条関係）

「災害時避難行動要支援者登録名簿」を規定する。

#### 第3号様式（第3条関係）

9 危険物施設に関する資料

「個別支援計画書」を規定する。

第4号様式（第7条関係）

「覚書」を規定する。

## 座間市地域防災計画【資料編】

発行 令和7年3月

座間市防災会議

編集 座間市くらし安全部危機管理課

〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-255-1111（代表）